

葛飾区子ども・若者計画

平成31(2019)年度～平成36(2024)年度

平成31(2019)年3月
葛飾区

はじめに

現代社会では、核家族化や地域社会の脆弱化等を背景として、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が少なくありません。また、子ども・若者が抱える複合的で多岐にわたる課題を解決するため、子ども・若者を支える総合的なしくみづくりが求められています。

一方、国は平成 22(2010)年4月に「子ども・若者育成支援推進法」、続いて、平成 26(2014)年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、施策の基本的かつ総合的な方針を定めています。

葛飾区は、これまで様々な分野で子ども・若者支援を実施してまいりました。その上で、今日的な課題を解決していくには、新たなアプローチが必要になると考えております。

今般、こうした状況を踏まえ、子ども・子育て分野だけではなく、福祉、教育、保健・医療、雇用など幅広い分野の施策を、ライフステージ別の子ども・若者の健全育成と困難を有する子ども・若者を支援する施策等に整理し、体系化した「葛飾区子ども・若者計画」を策定いたしました。

この計画の特徴は、複合的で多岐にわたる課題に対応するため、個別分野を越えた総合的な取組みとして推進するものです。

すべての子ども・若者は、家族にとっても、地域社会にとっても、一人ひとりが大きな可能性を持つかけがえのない存在です。葛飾区の子ども・若者が、本計画に基づき夢や希望をあきらめることなくチャレンジできるように、個々の状況に応じたきめ細やかな切れ目のない支援を行うため、庁内の関係部局間の垣根を越えた連携を一層深めてまいります。さらに庁内の連携にとどまることなく区民の皆様、関係機関・団体の皆様と区が有機的に連携して取り組んでいけるよう、ぜひ皆様に、子ども・若者の課題に、より関心を持っていただきながら、子ども・若者支援を推進してまいりたいと考えております。

今回の計画策定にあたっては、葛飾区子ども・若者支援地域協議会の委員の皆様をはじめ、区民の皆様から貴重なご意見・ご提案をいただきました。また、計画の基礎となる「葛飾区子ども・若者に関する調査」では多くの区民、団体の方のご協力をいただきました。心より感謝申し上げます。



平成31年(2019)年3月

葛飾区長 青木克徳

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	2
3 計画の基本的な視点	2
4 計画の位置付け	3
5 計画の対象	4
6 計画期間	4
第2章 子ども・若者を取り巻く現状と課題	5
1 子ども・若者の現状	5
2 子ども・若者に係る困難に関する現状	19
3 家庭の課題に関する現状	39
4 現状と課題の整理	45
第3章 計画の基本的な方向性	47
1 基本目標	47
2 基本方針	47
3 施策体系	49
第4章 施策の展開	51
第4章の見方	51
基本方針1 子ども・若者の健全な育ち、自立を支援します	53
施策① 成長に応じた支援をします	53
施策② 自立に向けた準備の支援をします	55
施策③ 社会への参画の支援をします	57
基本方針2 様々な困難を有する子ども・若者および家族を支援します	60
施策① 学校生活に関わる課題への支援をします	60
施策② 障害等に関わる課題への支援をします	62
施策③ 自立・社会参画に関わる課題への支援をします	64
施策④ 非行・犯罪に関わる課題への支援をします	66
施策⑤ ひとり親家庭に関わる課題への支援をします	68
施策⑥ 心身の安定・安心に関わる課題への支援をします	69
基本方針3 生まれ育つ家庭の事情に左右されない子どもの育ちを支援します	71
施策① 子どもの育ち・学びへの支援をします	71
施策② 子どもが育つ家庭への支援をします	73
基本方針4 地域全体で支える環境を整えます	74
施策① 地域全体で支える環境を整えます	74
第5章 計画の推進	76
1 計画推進のための取組み	76
2 計画の推進体制	76
3 進捗評価	76
資料編	77
取組み一覧	96

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、子どもや若者に関する課題は深刻化し、子どもにおいては、虐待やいじめ、不登校などに加え、発達・適応の課題や貧困など、若者においては、若年無業者(ニート)¹やひきこもりなどの社会的な自立を巡る課題が指摘されており、従来の個別分野を越えた取組みが求められています。

(1) 子ども・若者育成支援の流れ

国においては、平成22(2010)年4月に総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とする「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月には同法に基づき「子ども・若者ビジョン」が策定されました。平成28(2016)年2月には「子ども・若者ビジョン」の見直しが行われ、「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されています。

「子供・若者育成支援推進大綱」では、すべての子ども・若者の健やかな育成、困難を有する子ども・若者やその家族の支援、子ども・若者の成長のための社会環境の整備などの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針として掲げ、すべての子ども・若者が健やかに成長し、すべての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指すとしています。

東京都においても、平成27(2015)年8月に「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「都道府県子供・若者計画」である「東京都子供・若者計画」が策定されています。

(2) 子どもの貧困対策の流れ

国においては、平成26(2014)年1月に子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月には同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

「子供の貧困対策に関する大綱」では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることや、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していく社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することが示されています。

○国の動き

- 平成22年4月 「子ども・若者育成支援推進法」施行
- 平成22年7月 「子ども・若者ビジョン」策定
- 平成26年1月 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行
- 平成26年8月 「子供の貧困対策に関する大綱」策定
- 平成28年2月 「子供・若者育成支援推進大綱」策定

○東京都の動き

- 平成27年8月 「東京都子供・若者計画」策定

¹ 15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない人。

2 計画策定の趣旨

すべての子ども・若者は、家族にとつても、地域社会にとつても、大きな可能性を持つかけがえのない存在です。すべての子ども・若者が社会的に自立した個人となっていくため、健やかに成長し、困難を有するがゆえに夢や希望をあきらめることなくチャレンジできることが必要です。

葛飾区では、これまで様々な子ども・若者支援を実施してきました。本計画では、国等の動向を踏まえ、ライフステージ別の子ども・若者の健全育成と困難を有する子ども・若者を支援する施策を整理し、状況に応じたきめ細やかな切れ目のない支援を目指して、地域全体で連携して推進していきます。

3 計画の基本的な視点

国の「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、次の4つの視点で葛飾区の現状、課題、計画の基本的な方向性をまとめています。

視点1 生まれてから社会的な自立まで健やかに育つ

子ども・若者が健やかに育ち、社会的に自立していくために、各々のライフステージごとに、一人ひとりの子ども・若者の状況に応じたきめ細やかな切れ目のない支援を目指して、「生まれてから社会的な自立まで健やかに育つ」という視点で取り組んでいきます。

視点2 様々な困難を有することになっても社会的に自立する

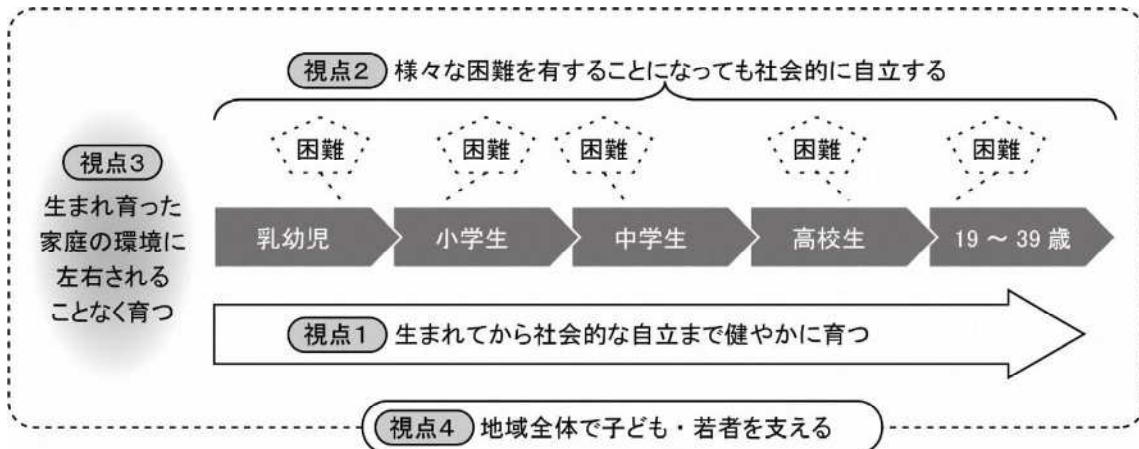
生まれてから社会的な自立に至るまでの育ちの過程で誰もが様々な困難を抱える可能性があります。困難な状況ごとに適切な支援をすることで、困難があっても社会的に自立できるように、「様々な困難を有することになっても社会的に自立する」という視点で取り組んでいきます。

視点3 生まれ育った家庭の環境に左右されることなく育つ

子ども・若者を取り巻く課題のうち、いわゆる「子どもの貧困」に関しては、子どもたちの将来を左右する大きな要因とされています。貧困の世代間連鎖によって子どもの将来が閉ざされることのないように、「生まれ育った環境に左右されることなく育つ」という視点で取り組んでいきます。

視点4 地域全体で子ども・若者を支える

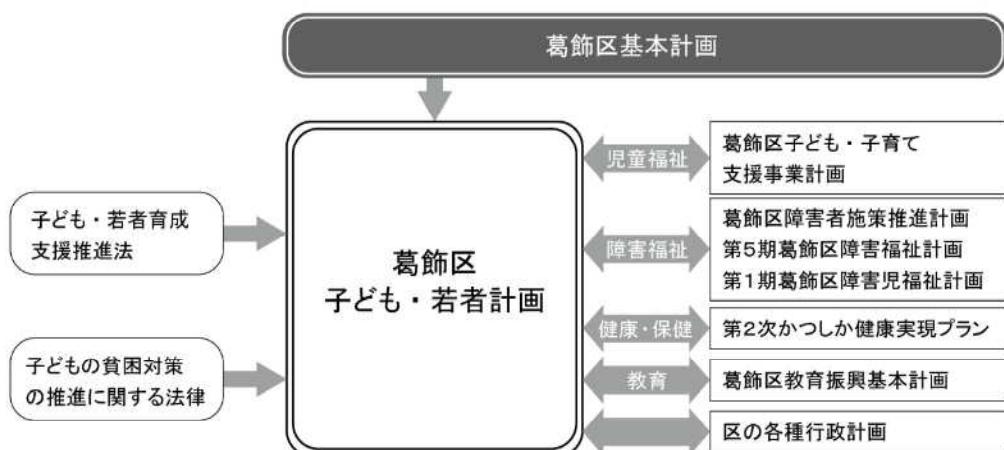
全序的な連携はもとより、関係機関・団体を含んだ地域全体が有機的に連携することが大切です。そのような体制を構築し、一体的に支援をしていくように、「地域全体で子ども・若者を支える」という視点で取り組んでいきます。



4 計画の位置付け

本計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく、市町村子ども・若者計画として策定するものです。また、計画の一部は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を勘案した子どもの貧困対策として位置付けます。

なお、本計画は「葛飾区基本計画」(平成25年度(2013)～平成34年度(2022))を踏まえ、子ども・若者に関わる幅広い施策を対象とすることから、「葛飾区子ども・子育て支援事業計画」、「葛飾区障害者施策推進計画」、「第2次かつしか健康実現プラン」、「葛飾区教育振興基本計画」などの関連する計画と連携を図ります。



5 計画の対象

「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえ、0～39歳の子ども・若者を対象とします²。

6 計画期間

本計画の計画期間は、平成31(2019)年度から平成36(2024)年度までの6年間とします。

² 「子供・若者育成支援推進大綱」では、子どもは、乳幼児期(義務教育年齢に達するまで)、学童期(小学生)、思春期(中学生からおおむね18歳まで)の者とし、若者は思春期と青年期(おおむね18歳からおおむね30歳未満まで)の者と、施策によってはポスト青年期(40歳未満まで)も対象とするとしている。

第2章 子ども・若者を取り巻く現状と課題

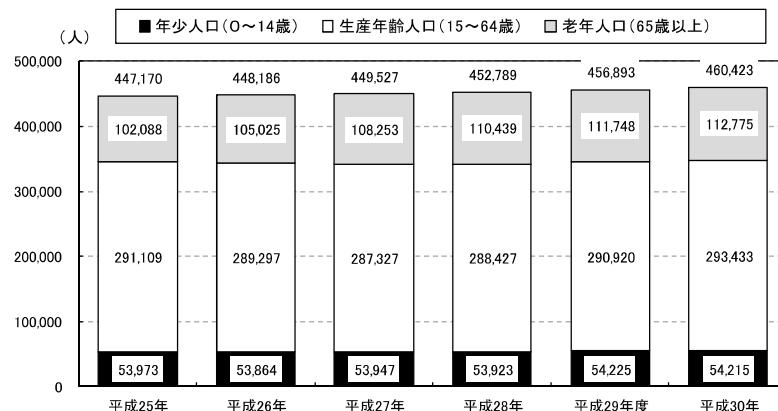
1 子ども・若者の現状

(1) 人口動態

子ども・若者の人口

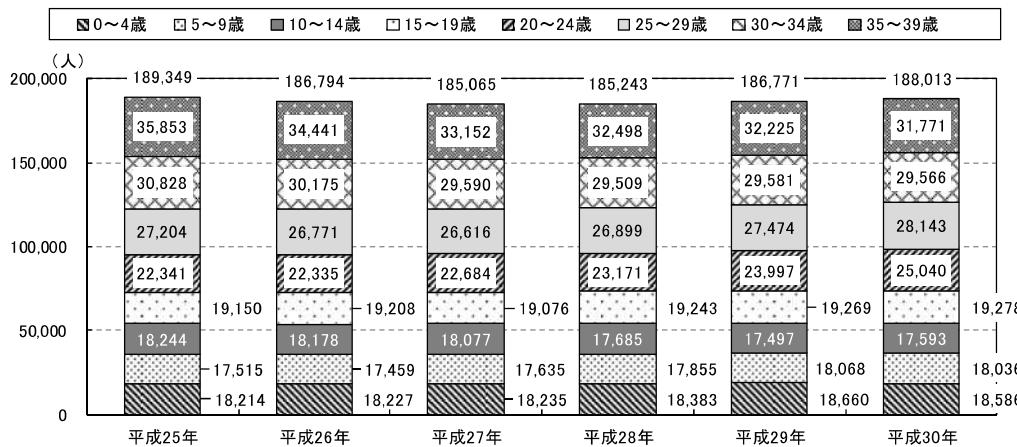
葛飾区の人口は平成30(2018)年1月1日時点ですべて460,423人です。平成25(2013)年から約1万5千人増加しています。本計画の対象となる0～39歳の人口は188,013人で、39歳以下の人口の変化をみると、平成25(2013)年以降、19万人程度で推移しています。

【人口の推移: 平成25年～平成30年(各年1月1日)】



出典:住民基本台帳(葛飾区)

【39歳以下の5歳階級別人口の推移: 平成25年～平成30年(各年1月1日)】

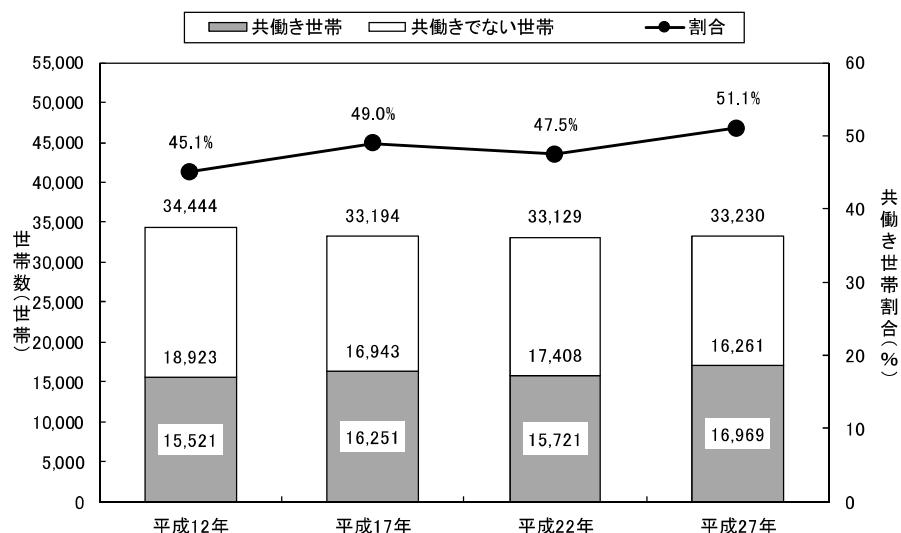


出典:住民基本台帳(葛飾区)

共働き世帯

平成27(2015)年国勢調査によると、18歳未満の子どもがいる区内世帯の51.1%が共働きです。平成12(2000)年(45.1%)と比べると共働き世帯の割合が多くなっています。

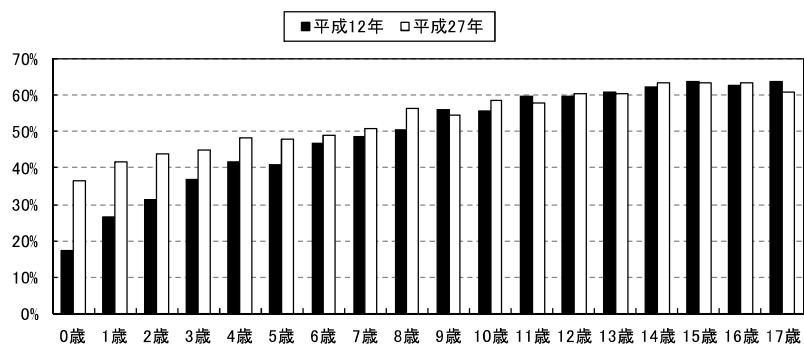
【18歳未満の子どものいる区内世帯における共働きの割合の推移:平成12年～平成27年】



出典:国勢調査(総務省)

子どもの年齢別に共働き世帯の割合をみると、年齢が上がるにつれて共働きが多くなる傾向がみられます。平成27(2015)年と平成12(2000)年を比べると、0～5歳の子どものいる世帯での共働きが増えています。

【子どもの年齢別にみた共働き世帯数の割合の比較(平成12年・平成27年)】

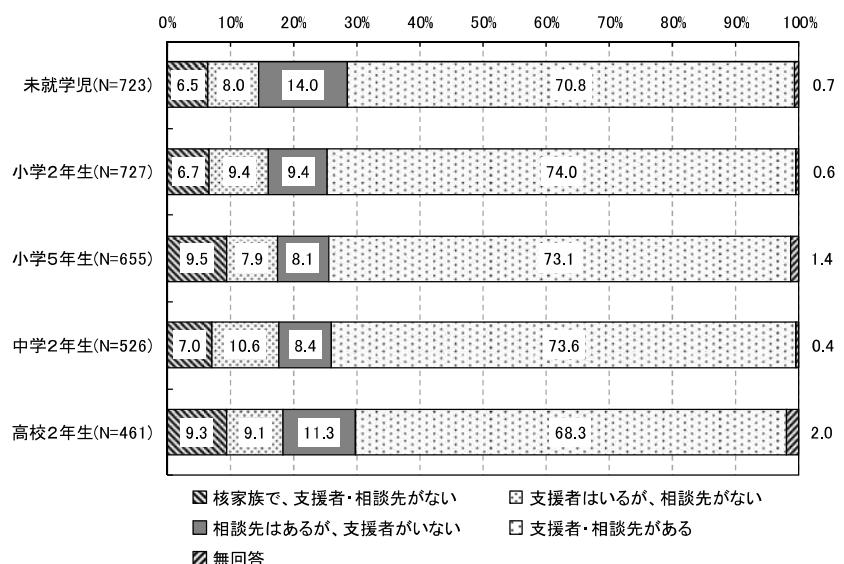


出典:国勢調査(総務省)

子育ての支援者・相談先

「葛飾区子ども・若者に関する調査」³(以下、「子ども若者調査」という)によると、「核家族で、支援者・相談先がない」(核家族で、かつ身近に支援者がおらず、相談者・相談先もない保護者)は、いずれの年代も6~9%程度となっています。

【世帯状況を加味した保護者の支援者・相談先の有無(保護者回答)】



出典:葛飾区子ども・若者に関する調査

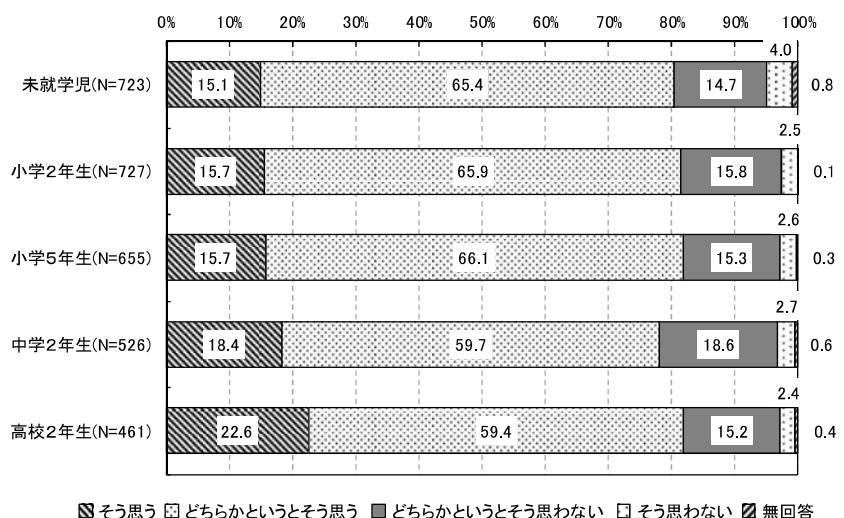
³ 「葛飾区子ども・若者に関する調査」は、本計画の策定にあたって子ども・若者世代の生活環境等を把握するために実施したアンケート調査である。対象は、①未就学児(5歳)の保護者、②小学2年生の保護者、③小学5年生の子どもとその保護者、④中学2年生の子どもとその保護者、⑤高校2年生相当の年齢の子どもとその保護者、⑥18~39歳の若者である。また、アンケート調査と並行して、子ども・若者の実態をより具体的に把握するため、学校関係者や子どもの支援を行う団体組織を対象としてヒアリング調査を行った。

(2) 子育ての状況

子育て・教育の手応え

「子ども若者調査」によると、子どものしつけ、教育がうまくいっていないと思う保護者は、いずれの年代も2割前後となっています⁴。中学2年生の保護者が21.3%で、最も多くなっています。

【子どものしつけ、教育がうまくできているかどうか(保護者回答)】



■ そう思う □ どちらかといふとそう思ふ ■ どちらかといふとそう思わない □ そう思わない □ 無回答

出典:葛飾区子ども・若者に関する調査

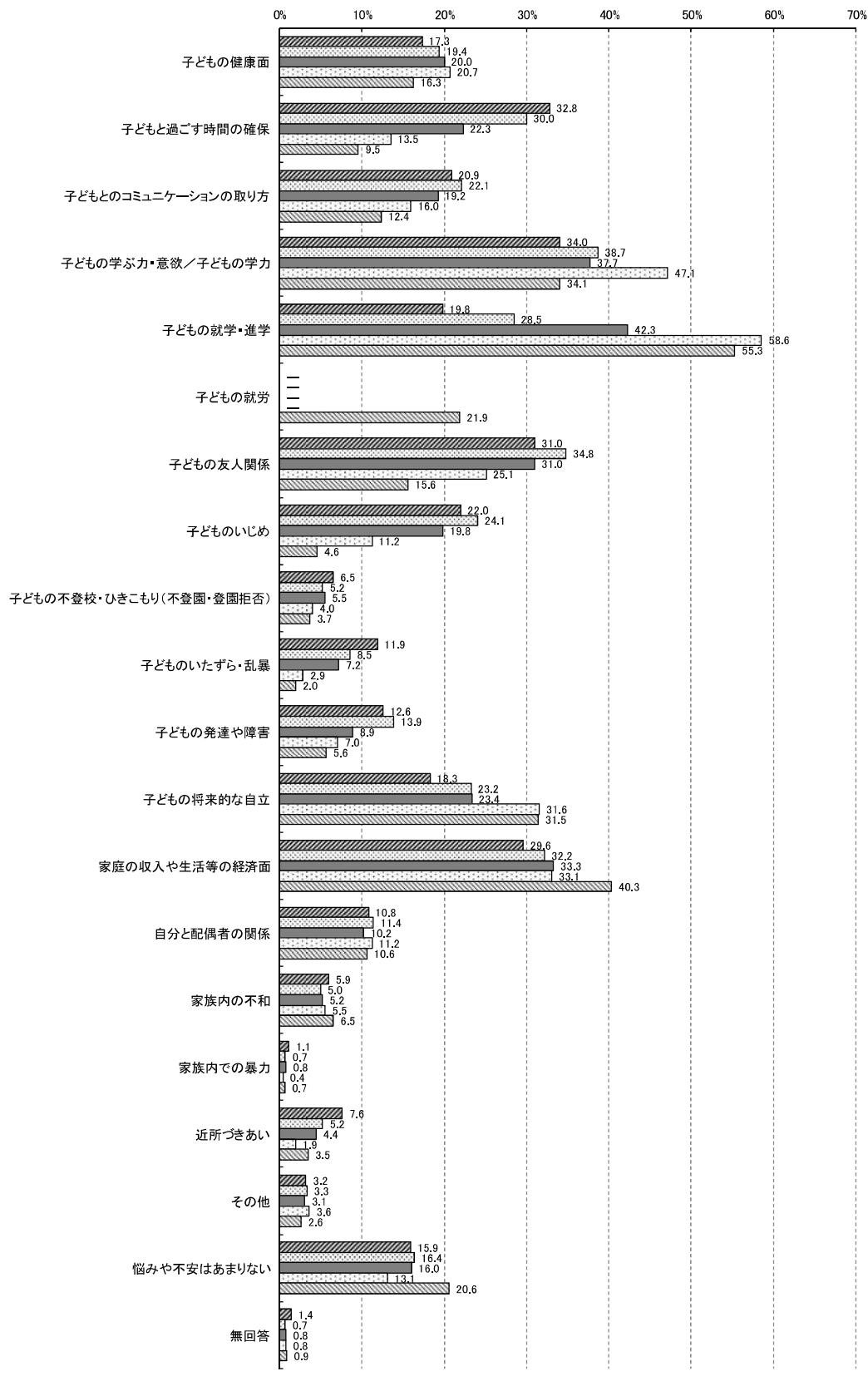
保護者の現在の不安

「子ども若者調査」によると、保護者の現在の不安については、年齢が上がるにつれて「子どもの就学・進学」、「子どもの将来的な自立」、「子どもの学ぶ力・意欲／子どもの学力」、「家庭の収入や生活等の経済面」が多くなる傾向にあります。特に中学2年生、高校2年生の保護者では、「子どもの就学・進学」が5～6割となります。

一方、年齢が低い場合は、「子どもと過ごす時間の確保」、「子どものコミュニケーションの取り方」、「子どもの友人関係」、「子どものいじめ」、「子どものいたずら・乱暴」、「子どもの発達や障害」という回答が多くなっています。

⁴ ここでいう子どものしつけ、教育がうまくいっていないと思う保護者は、図中の「どちらかといふとそう思わない」と「そう思わない」の割合の合計に該当する。

【保護者の現在の不安(保護者回答)】



■未就学児(N=723) □小学2年生(N=727) ■小学5年生(N=655) □中学2年生(N=526) ■高校2年生(N=461)

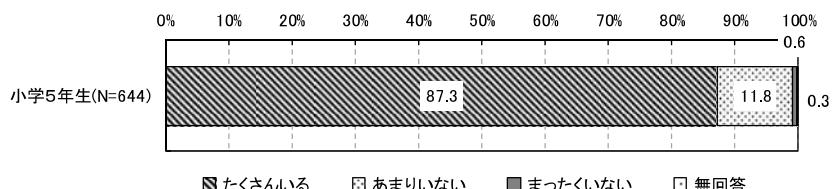
出典:葛飾区子ども・若者に関する調査

(3) 子どもの意識

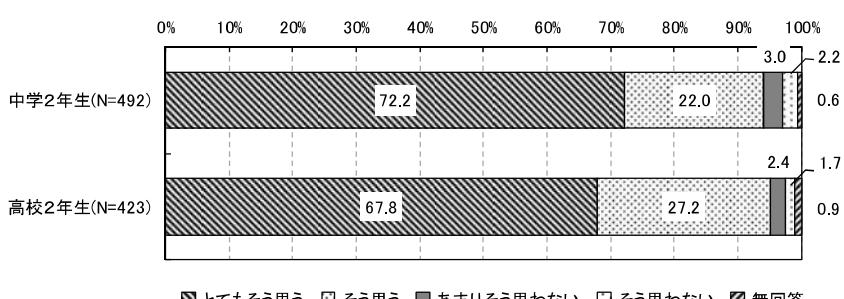
友だちづきあい

「子ども若者調査」によると、小学5年生では友だちがいない子どもは0.6%です⁵。中学2年生と高校2年生で親しい友だちがいない子どもはそれぞれ2.2%、1.7%です⁶。

【いつも遊んだり、話をしたりする友だちの有無(子ども回答)】



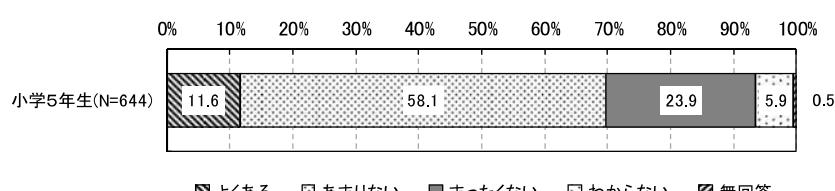
【親しい友だちがいるかどうか(子ども回答)】



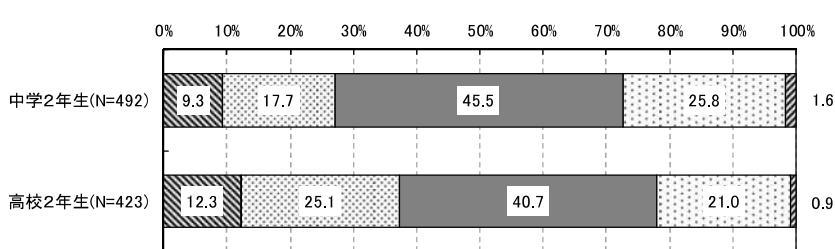
出典:葛飾区子ども・若者に関する調査

友だちとうまく話せないことがあると回答している子どもは、いずれの学年も約1割となってています。

【友だちとうまく話せなかったり、自分の思っていることが伝わらなかったりすることの有無(子ども回答)】



【友だちづきあいに関する意識: 友だちとうまく話せないことがあるかどうか(子ども回答)】



出典:葛飾区子ども・若者に関する調査

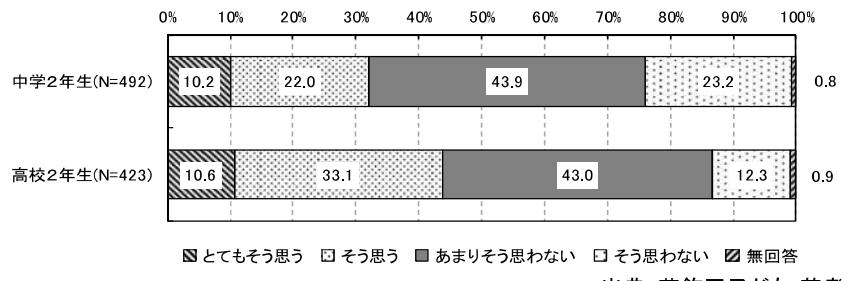
⁵ ここでいう友だちがいない子どもは、図中の「まったくない」の割合に該当する。

⁶ ここでいう親しい友だちがいない子どもは、図中の「そう思わない」の割合に該当する。

中学2年生・高校2年生で、友だちといっしょにいるよりも一人でいる方が楽だと思う子ども（「とてもそう思う」）はそれぞれ、10.2%、10.6%です。

ヒアリング調査では子どものコミュニケーション能力の低下が指摘されていました。

【友だちといっしょにいるよりも、一人でいる方が気が楽かどうか（子ども回答）】



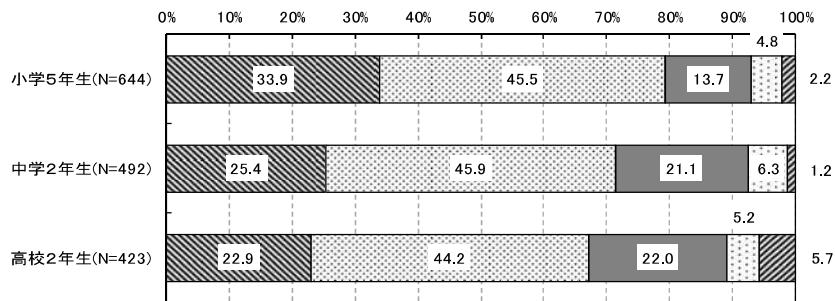
■ とてもそう思う □ そう思う ■ あまりそう思わない □ そう思わない □ 無回答

出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

自己肯定感⁷につながる意識

「子ども若者調査」によると、自分にはよいところがあると思う子どもは、小学5年生で33.9%、中学2年生で25.4%、高校2年生で22.9%となっており、学年が上がるにつれて減少していきます⁸。

【自分によいところがあると思うかどうか（子ども回答）】

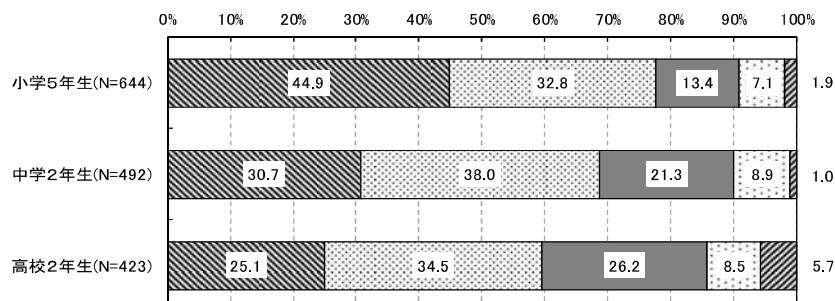


■ とてもそう思う □ そう思う ■ あまりそう思わない □ そう思わない □ 無回答

出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

さらに、自分の将来を楽しみだと思う子どもは、小学5年生で44.9%、中学2年生で30.7%、高校2年生で25.1%となっており、学年が上がるにつれて減少していきます⁹。

【自分の将来が楽しみだと思うかどうか（子ども回答）】



■ とてもそう思う □ そう思う ■ あまりそう思わない □ そう思わない □ 無回答

出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

⁷ 自己肯定感とは、自分のあり方を積極的・肯定的に評価できる感情。

⁸ ここでいう自分のよいところがあると思う子どもは、図中の「とてもそう思う」の割合に該当する。

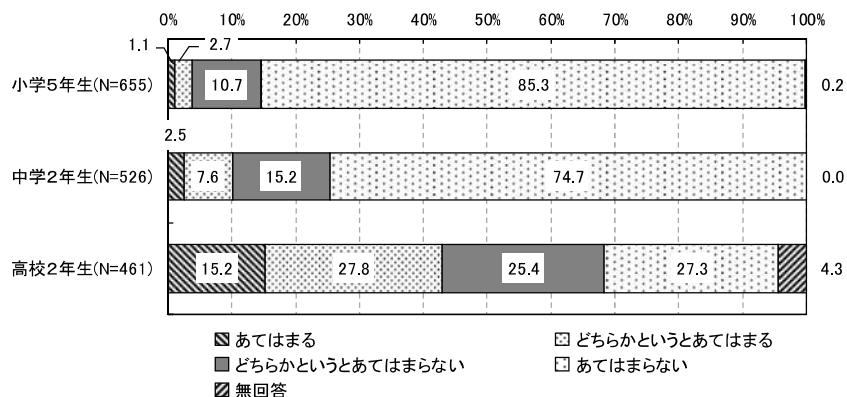
⁹ ここでいう自分の将来を楽しみだと思う子どもは、図中の「とてもそう思う」の割合に該当する。

(4) 子どもの生活状況

生活時間

「子ども若者調査」によると、保護者からみた家庭での子どもの様子として昼夜逆転しがちである子どもは、年齢が上がるにつれて多くなることが分かります。

【昼夜逆転しがちである(保護者回答)】

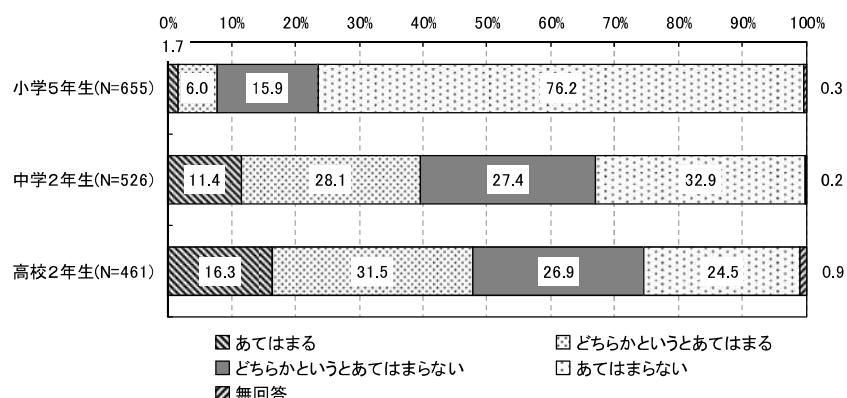


出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

SNSの利用時間

「子ども若者調査」によると、保護者からみた子どもの家庭でのSNSの利用時間については、年齢が上がるにつれて長時間利用する子どもは多くなります¹⁰。「あてはまる」だけでも、小学5年生で1.7%、中学2年生で11.4%、高校2年生で16.3%となってています。

【SNSを長時間利用している(保護者回答)】



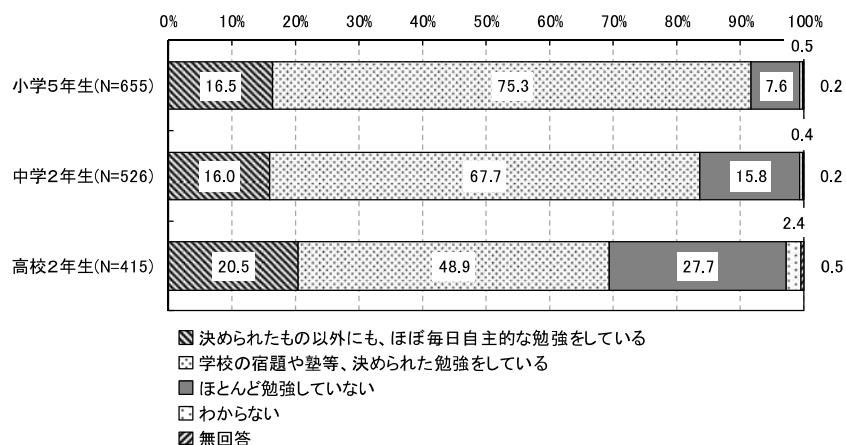
出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

¹⁰ ここでいう長時間SNSを利用する子どもは、図中の「あてはまる」と「どちらかというとあてはまる」の割合の合計に該当する。

学習習慣

「子ども若者調査」によると、保護者からみた子どもの日頃の学習習慣はほとんど勉強をしていない子どもが、小学5年生で7.6%、中学2年生で15.8%、高校2年生で27.7%となっています。

【保護者からみた日頃の学習習慣(保護者回答)】

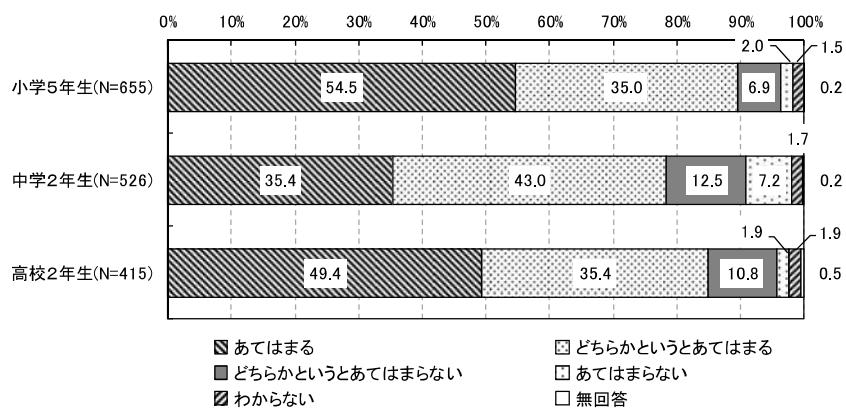


出典:葛飾区子ども・若者に関する調査

授業理解の状況

「子ども若者調査」によると、保護者からみて学校の授業についていけている子どもは、小学5年生で8.9%、中学2年生で19.7%、高校2年生で12.7%となっています¹¹。

【子どもが学校の授業についていけているかどうか(保護者回答)】



出典:葛飾区子ども・若者に関する調査

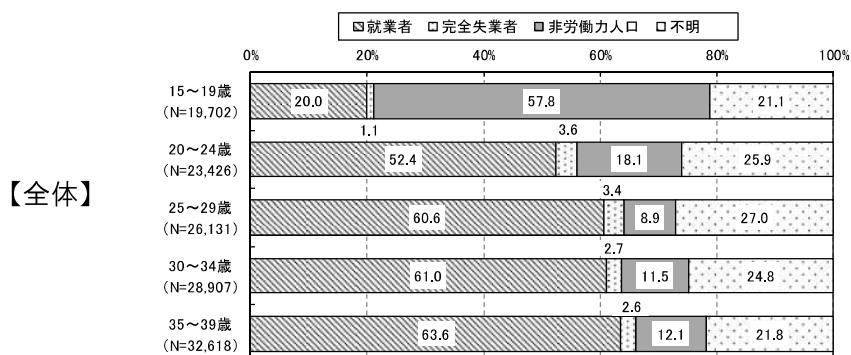
¹¹ ここでいう保護者からみて学校の授業についていけていない子どもは、図中の「あてはまらない」と「どちらかというとあてはまらない」の割合の合計に該当する。

(5)若者の自立・就職

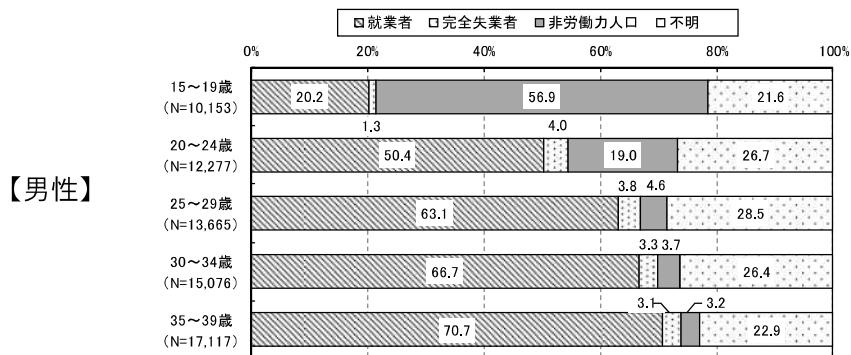
年代別就業状況

平成27(2015)年国勢調査から年代別に就業状況をみると、20歳以上になると就業者は5割を上回るようになります。全体での完全失業率は20歳以上になると3%前後となっています。男女別の就業状況をみると、男性は20歳以上になると年代が上がるにつれて就業者が増え、女性は50%台で推移しています。20歳以上の完全失業者は男性は3～4%、女性は2～3%で推移しています。

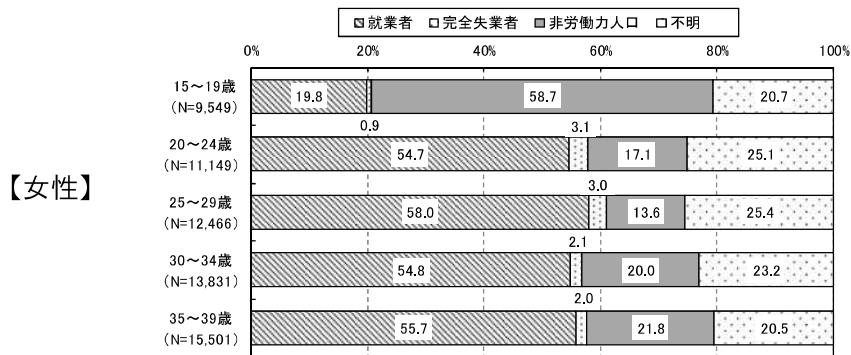
【年代別の就業状況¹²】



【全体】



【男性】



【女性】

出典：平成27年国勢調査（総務省）

¹² 就業者…収入を伴う仕事を少しでもした人で、育児や介護、病気などにより休暇中の人も含む。

完全失業者…収入を伴う仕事を少しもしなかった人で、働くことが可能な人。

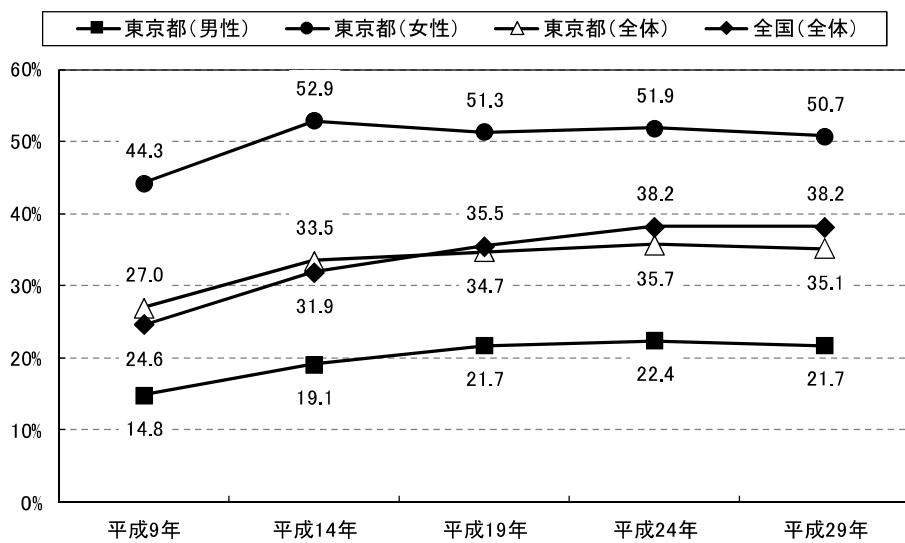
非労働力人口…収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、専業主婦や学生、高齢者。

非正規雇用

全国および東京都における非正規雇用比率は、平成9(1997)年と比べると増加傾向にあります。過去5年間ではやや減少しています。東京都では平成29(2017)年には35.1%となっており、男性においても21.7%となっています¹³。

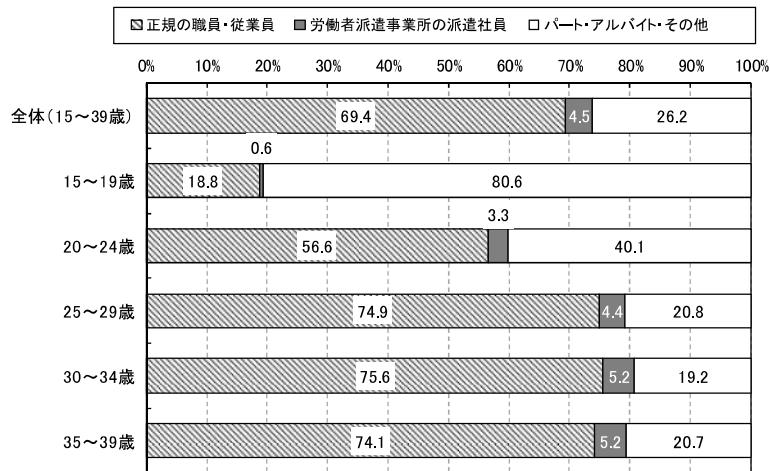
平成27(2015)年国勢調査によると、葛飾区における15~39歳の役員を除く雇用者は55,368人ですが、そのうちの4.5%は労働者派遣事業所の派遣社員、26.2%はパート・アルバイトとなっています。

【非正規雇用比率の推移(全国、東京都): 平成9年~平成29年】



出典: 就業構造基本調査

【葛飾区における雇用形態の内訳】



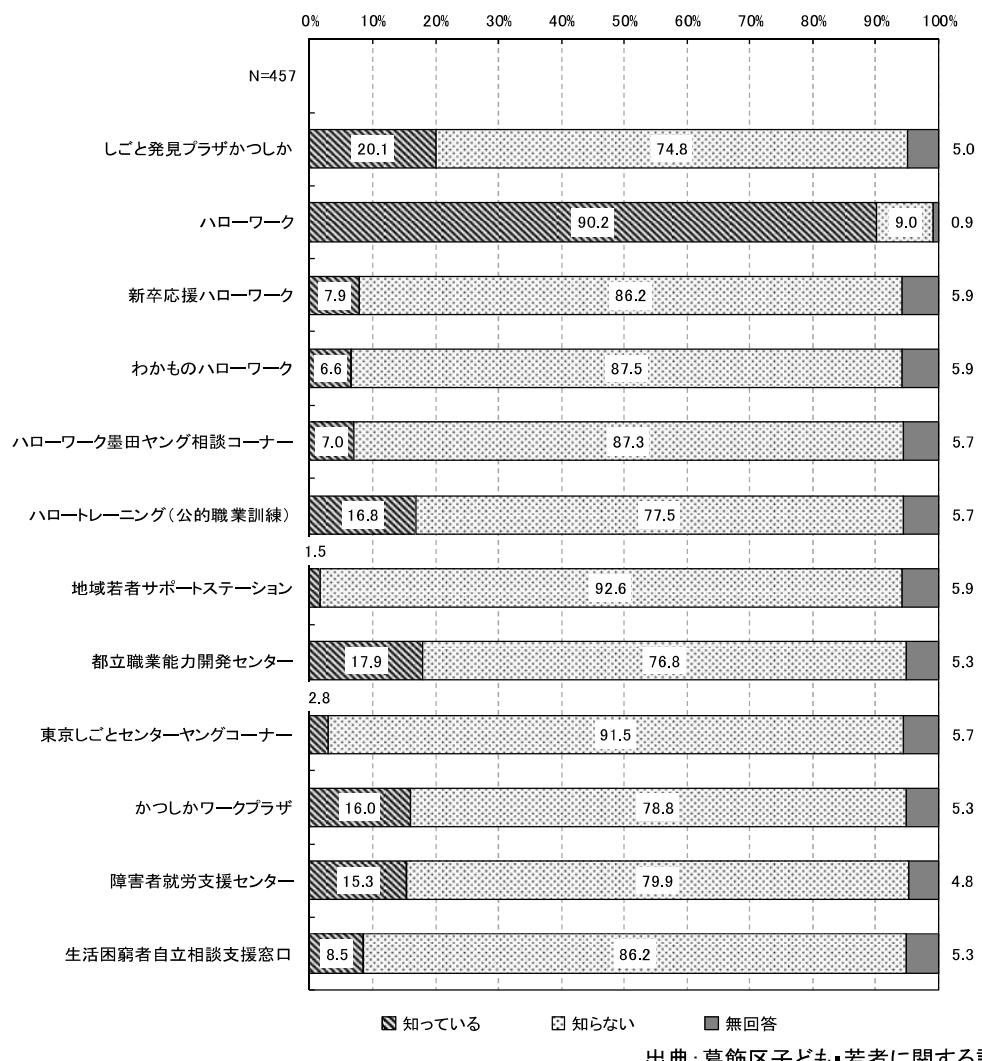
出典: 平成27年国勢調査

¹³ 非正規雇用とは、パートやアルバイト、契約社員、派遣社員、嘱託社員など、正規雇用以外の雇用形態をいう。非正規雇用比率とは、役員を除く雇用者に占める非正規雇用者の割合である。

就労支援組織・機関に対する認知

「子ども若者調査」で、若者の就労を支援する組織や取組みに対する若者の認知度をみると、ハローワークを除き、あまり知られていない状況です。

【若者の就労を支援する組織・取組みの認知¹⁴⁾】



出典:葛飾区子ども・若者に関する調査

¹⁴⁾ しごと発見プラザかつしか…葛飾区が「雇用・就業マッチング支援事業」の一環として行う無料職業紹介所。

ハローワーク…地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施する厚生労働省の機関。

新卒応援ハローワーク…大学等(大学・大学院・短大・専修学校)卒業予定者や、卒業後概ね3年以内の若者を対象に就職を支援する施設。

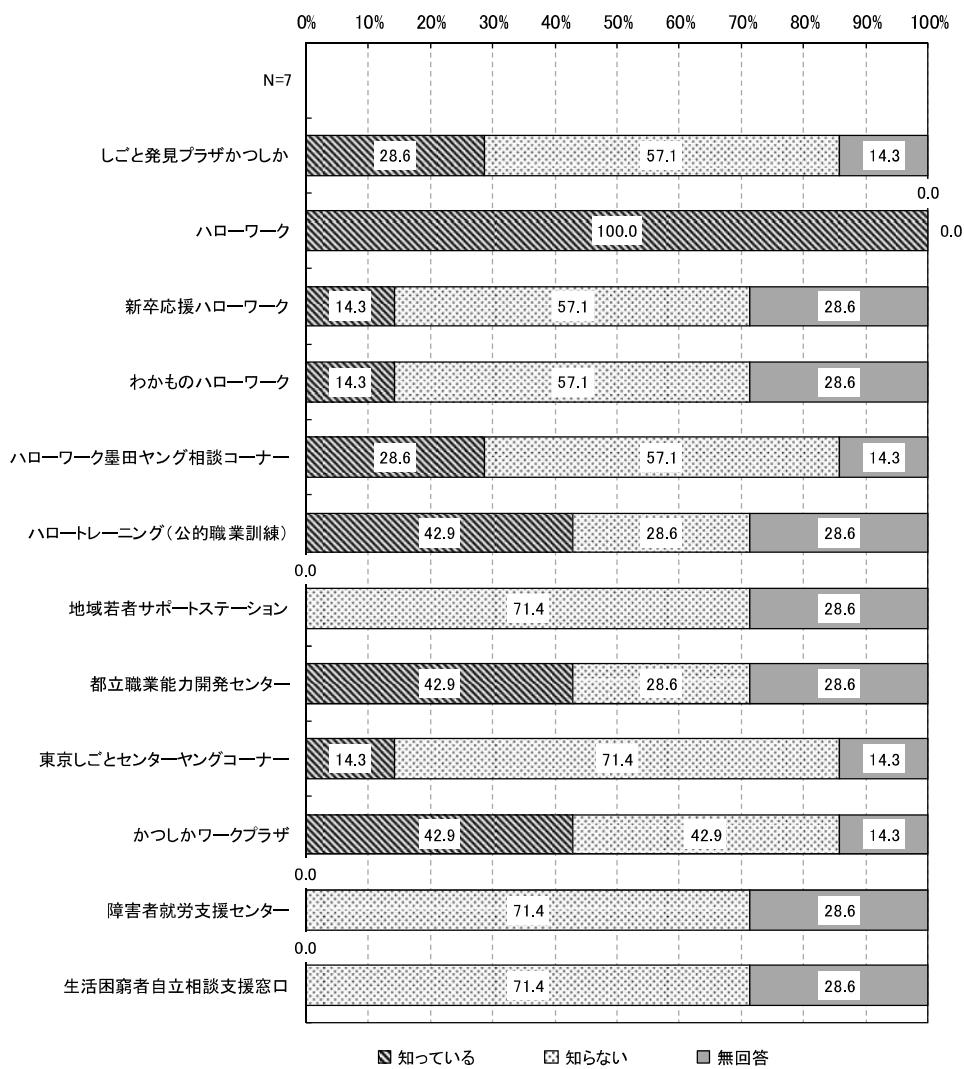
わかものハローワーク…正社員就職を目指す若者(おおむね45歳未満)を対象に就職を支援する施設。ヤング相談コーナー…ハローワーク内で、35歳未満の若者の就職相談に応じる窓口。

ハロートレーニング…希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識などを習得する職業訓練を受けることができる公的制度。

地域若者サポートステーション…若年無業者(ニート)等、働くことに悩みを抱えている15~39歳までの若者に対し、就労に向けた支援を行っている施設。

現在、働いてはいないが、求職活動をしている若者においては、ハローワーク墨田ヤング相談コーナー、ハロートレーニング（公的職業訓練）、都立職業能力開発センター、かつしかワークプラザの認知度は全体に比べてやや高くなっています。

【働いていないが就労活動をしている若者における若者の就労を支援する組織・取組みの認知】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

都立職業能力開発センター…求職・転職者及び在職者の方向けの職業訓練を行うとともに、地域の中小企業の人材育成や人材確保の支援を行う機関。

東京しごとセンターやングコーナー…就職支援アドバイザーによる個別カウンセリングをはじめ、様々な仕事探しのサポートメニューを提供している機関。

かつしかワークプラザ…ハローワーク墨田の出先機関で、求人情報を検索・閲覧できるパソコンの提供や職業相談窓口。

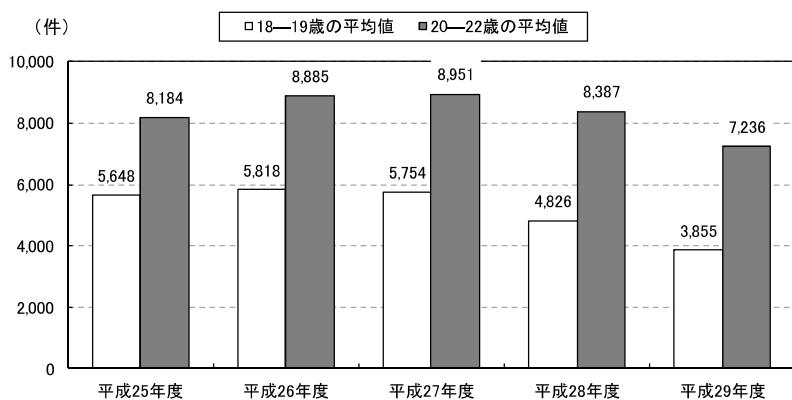
障害者就労支援センター…障害者の一般就労の機会を広げるとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面を一体的に支援する機関。

生活困窮者自立相談支援窓口…生活困窮者自立支援法に基づき、仕事や住居など、生活に困っている人を対象として、生活相談や就労などを支援する事業。

若者の消費者トラブル

契約当事者18歳～22歳の消費生活相談件数は、18～19歳に比べて20～22歳の件数が多くなっており、成人になる時期に消費者トラブルが多くなることが伺えます。

【契約当事者18歳～22歳の年度別消費生活相談件数(全国、平均値)の推移:平成25年度～平成29年度】

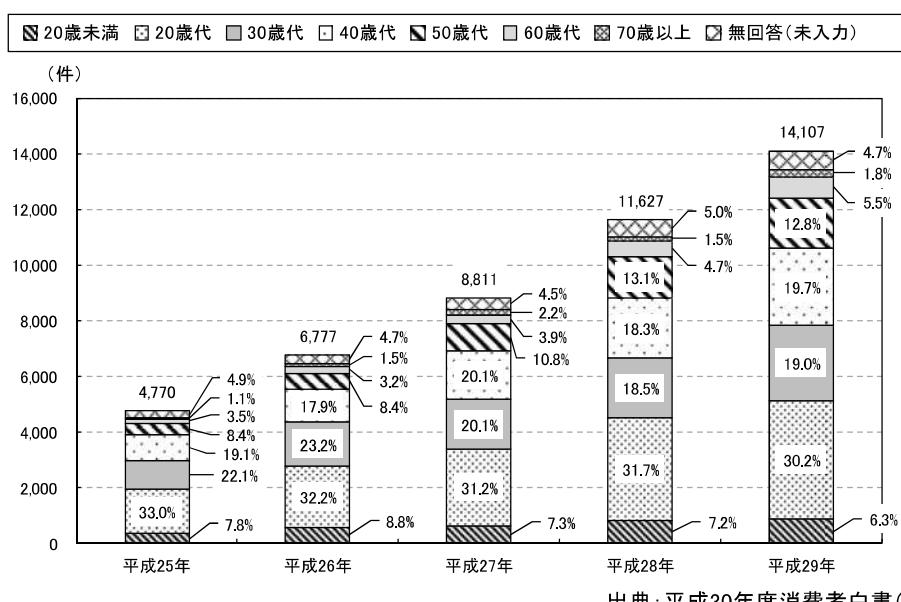


出典: 平成30年度消費者白書(消費者庁)

(備考)PIO-NET¹⁵に登録された消費生活相談(2018年3月31日までの登録分)

SNSが何らかの形で関連している消費生活相談は増加傾向にあります。年齢層別にみると、20歳代が最も多くなっています。

【SNSが何らかの形で関連している消費生活相談件数(全国)の推移:平成25年～平成29年】



出典: 平成30年度消費者白書(消費者庁)

(備考)PIO-NETに登録された消費生活相談(2018年3月31日までの登録分)

¹⁵ 独立行政法人国民生活センターと都道府県、政令指定都市及び市区町村の消費生活センターや消費生活相談窓口をオンラインネットワークで結んだ「全国消費生活情報ネットワークシステム」のこと。本報告で用いるPIO-NETデータ(消費生活相談情報)は、原則として2018年3月31日までに登録された苦情相談で集計している。PIO-NETデータは消費生活センター等での相談受付からデータベースへの登録までに一定の時間を要するため、相談件数データは今後増加する可能性がある。

2 子ども・若者に係る困難に関する現状

子ども・若者に関する課題

国の「子供・若者育成支援推進大綱」で特に重点的に取り組む課題のうち、「困難を有する子供・若者やその家族の支援」には、基本的な施策として「困難な状況ごとの取組」と「子供・若者の被害防止・保護」が位置付けられています。それら施策では下の課題が示されています。

子供・若者育成支援推進大綱における課題

- ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等
- 障害等のある子供・若者の支援
- 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等
- 子供の貧困問題への対応
- 特に配慮が必要な子供・若者の支援
- 児童虐待防止対策、子供・若者の福祉を害する犯罪対策

さらに「東京都子供・若者計画」では、計画の基本方針のうち、「社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援」の基本的な施策の具体的な展開として下の課題が示されています。

東京都子供・若者計画における課題

- いじめ
- 不登校・中途退学
- 障害のある子供・若者の支援
- 若年無業者(ニート)、非正規雇用対策
- ひきこもり対策
- 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援
- ひとり親家庭に育つ子供への支援
- 自殺対策
- 特に配慮が必要な子供・若者への支援
- 児童虐待防止対策、社会的養護体制の充実、子供・若者の福祉を害する犯罪対策等

これら国や東京都の課題を踏まえ、子ども・若者やその家族に関する課題を次のように整理します。

- ① 学校生活に関わる課題…いじめ・不登校
- ② 障害等に関わる課題…障害等
- ③ 自立・社会参画に関わる課題…中途退学・若年無業者(ニート)・ひきこもり
- ④ 非行・犯罪に関わる課題…非行・犯罪
- ⑤ ひとり親家庭に関わる課題…ひとり親家庭
- ⑥ 心身の安定・安心に関わる課題…児童虐待・自殺

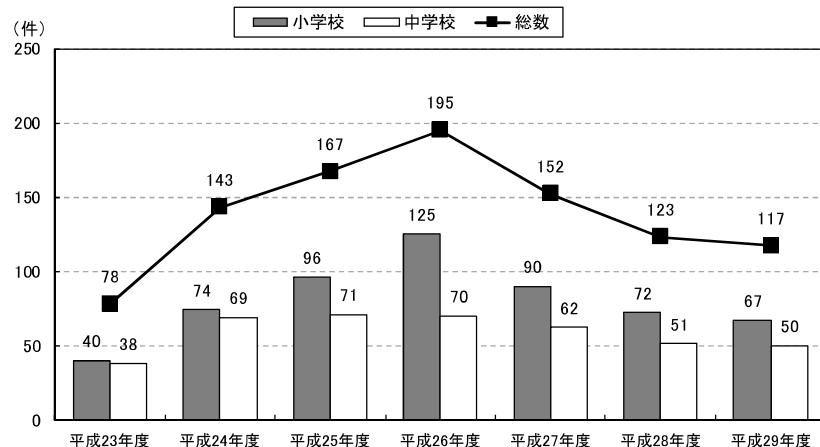
ここでは、①～⑥の課題について現状をまとめます。

(1)学校生活に関わる現状

いじめ

葛飾区においては、平成26(2014)年度まで増加していましたが、平成27(2015)年度には減少に転じました。特に小学校において減少しています。

【葛飾区立小・中学校のいじめ認知件数の推移：平成23年度～平成29年度】

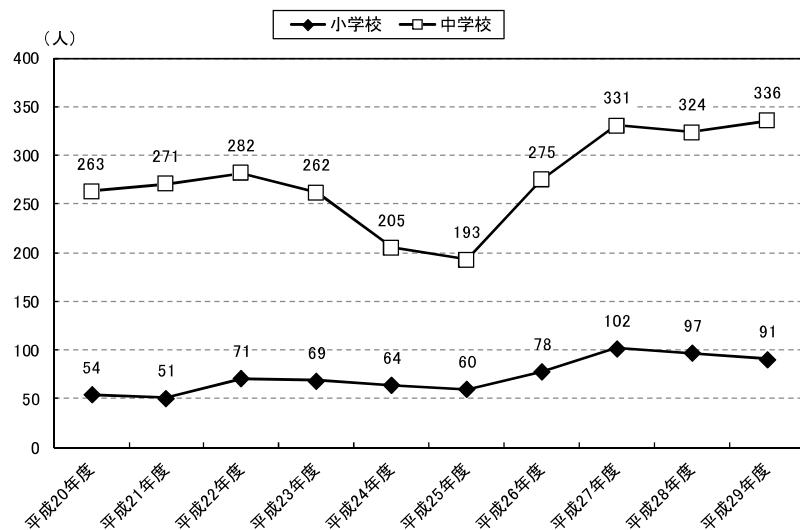


出典：平成28年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査および
平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より作成

不登校の状況

平成29(2017)年度における区立小・中学校における不登校児童・生徒は、小学校で91人、中学校で336人となっています。小学校・中学校ともに、平成20(2008)年度と比べると不登校の児童・生徒が増えています。

【葛飾区立小・中学校における不登校児数の推移：平成20年度～平成29年度】

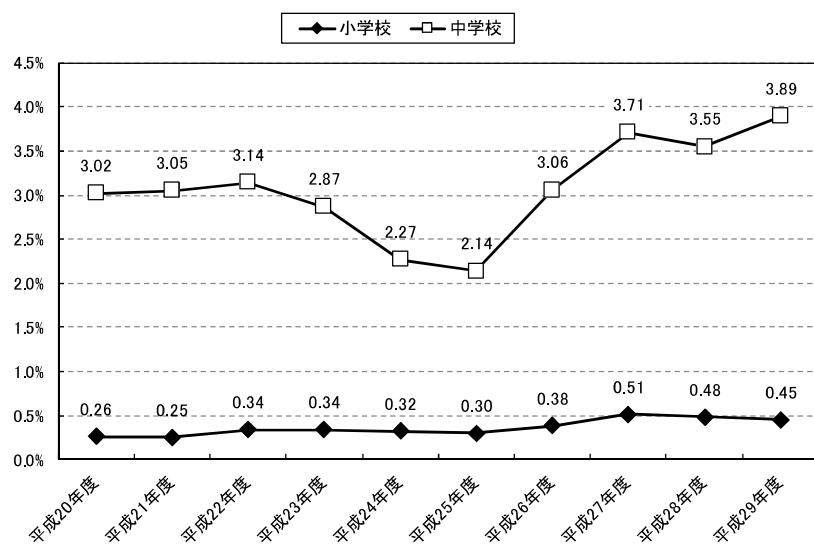


出典：平成28年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査および
平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より作成

不登校出現率

葛飾区では平成29(2017)年度における区立小・中学校における不登校児童・生徒の出現率は、小学校で0.45%、中学校で3.89%です。平成20(2008)年度からの推移をみると、小学校は微増傾向にあります。中学校は平成22(2010)年度から減少してきましたが、平成25(2013)年度を境に増加しています。

【葛飾区立小・中学校における不登校児の出現率の推移: 平成20年度～平成29年度】

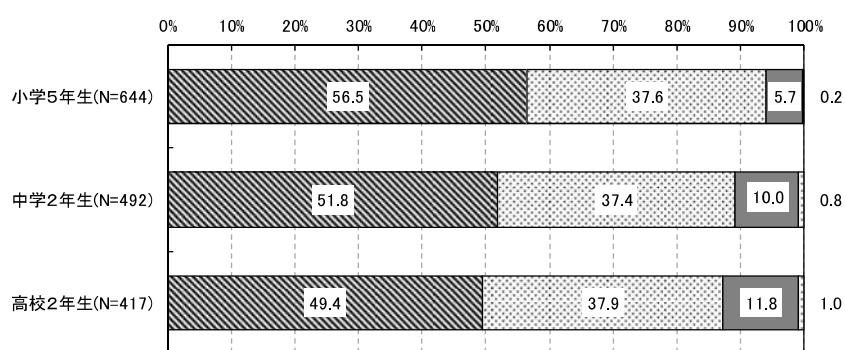


出典: 平成28年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査および
平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より作成

学校に行きたくない子ども

「子ども若者調査」によると、学校に行きたくないとよく思う子どもは、小学5年生で5.7%、中学2年生で10.0%、高校2年生で11.8%となっています。

【学校に行きたくないと思ったことがあるか(子ども回答)】

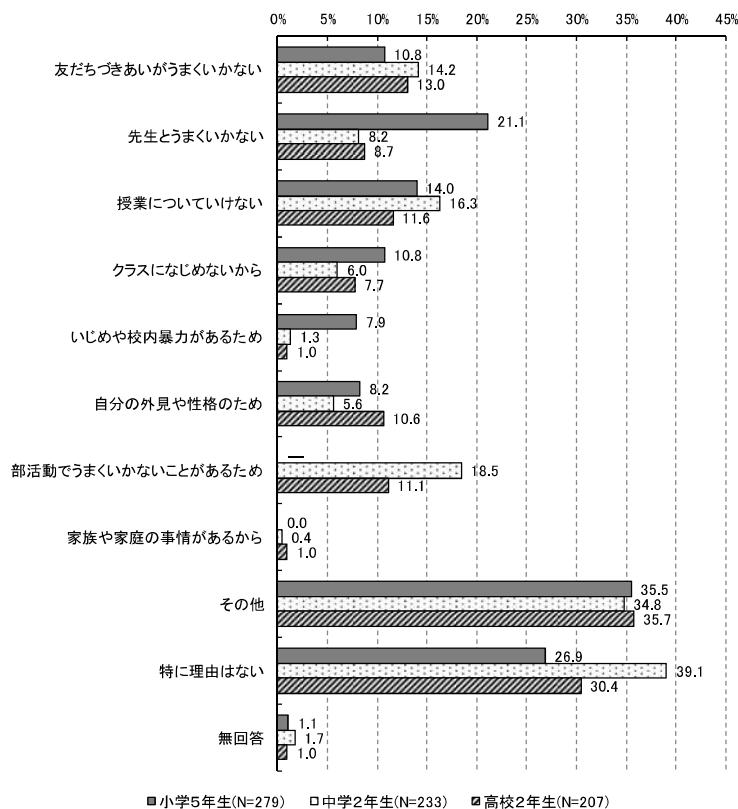


■ ほとんど思ったことがない □ ときどき行きたくないと思う ■ よく行きたくないと思う □ 無回答

出典: 葛飾区子ども・若者に関する調査

ときどき行きたくないと思う子どもも含めて理由を尋ねたところ、具体的な理由としては小学5年生で先生との関係、中学2年生では部活動、高校2年生では友だちづきあいが最も多くなっています。授業についていけないという理由は、学年にかかわらず1割から1割半ばとなっています。

【学校に行きたくないと思う理由(子ども回答)】

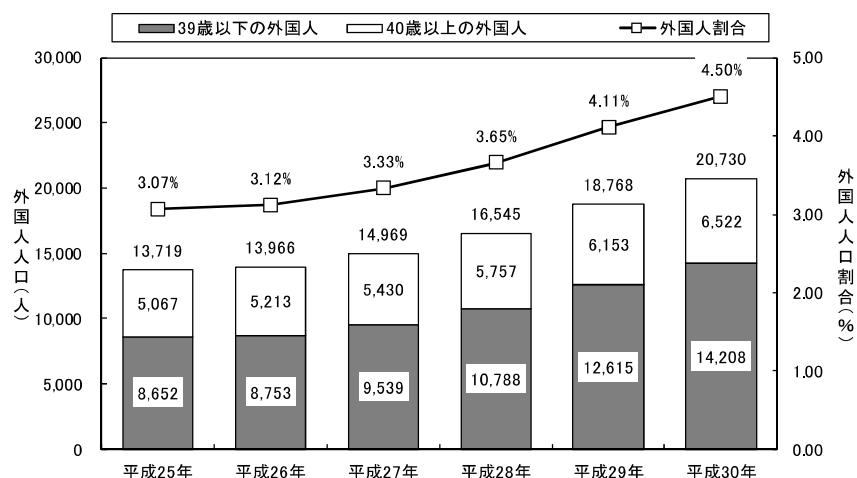


出典:葛飾区子ども・若者に関する調査

外国人人口

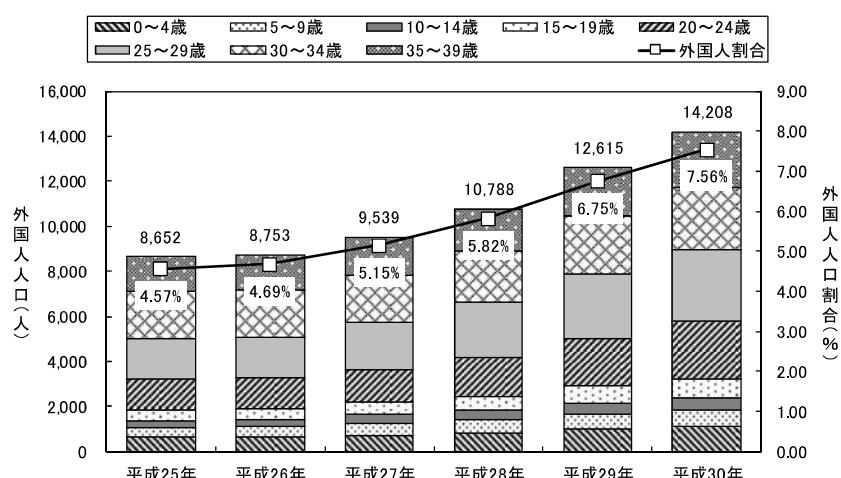
葛飾区の人口においては39歳以下の人口に大きな変化がないなか、39歳以下の外国人人口は年々増えており、平成30(2018)年1月1日現在は14,208人で、39歳以下の人口のうち7.56%となっています。平成25(2013)年と比べると約5,500人増加しており、外国人人口の増加の多くは39歳以下の外国人人口です。

【外国人人口の推移: 平成25年～平成30年(各年1月1日)】



出典:住民基本台帳(葛飾区)より作成

【39歳以下の5歳階級別外国人人口の推移: 平成25年～平成30年(各年1月1日)】

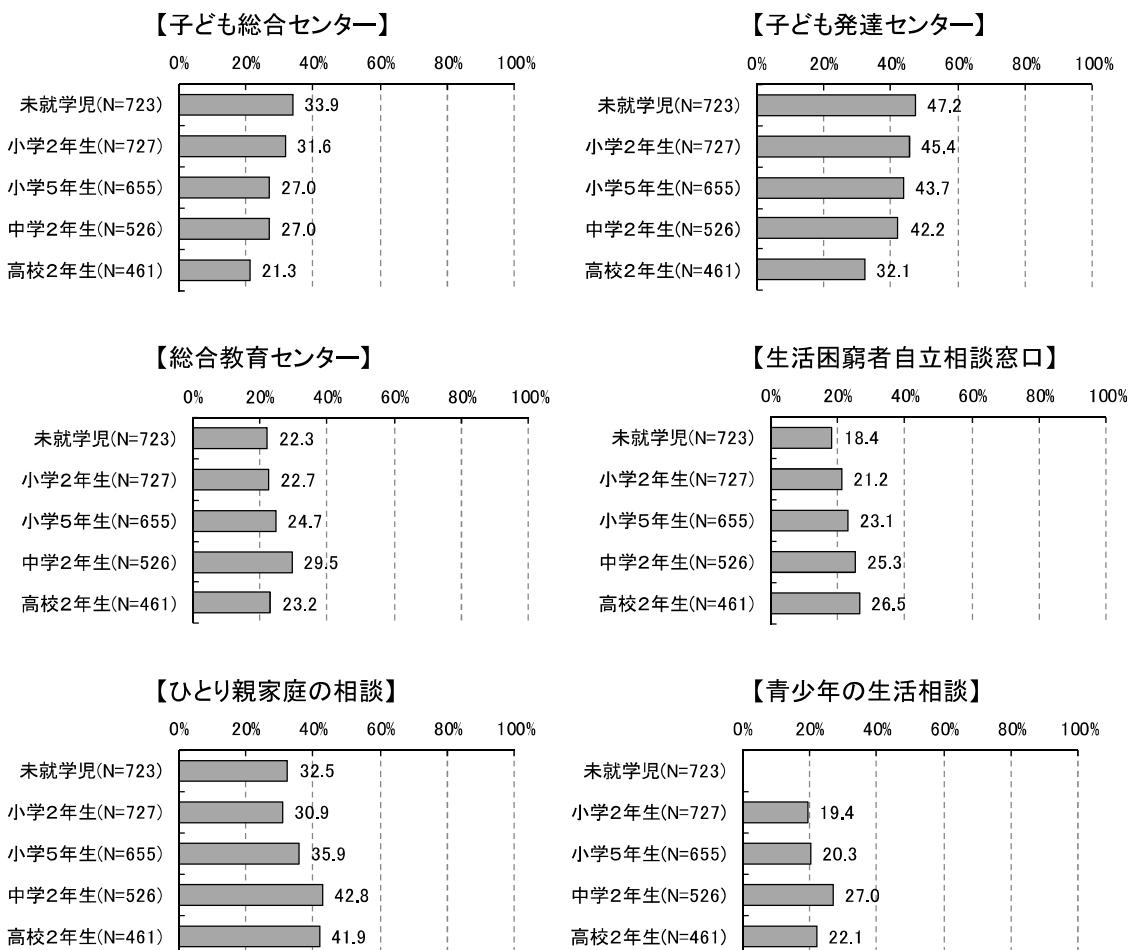


出典:住民基本台帳(葛飾区)

子どもの健康・発達・適応等の相談・支援のための組織・機関

「子ども若者調査」によると、子育てや子どもの健康・発達・適応等の相談・支援のための組織・機関に対する保護者の認知をみると、年齢にかかわらず、いずれの組織・機関も5割未満の認知度でした。

【相談・支援のための組織・機関の認知(保護者回答)¹⁶⁾】

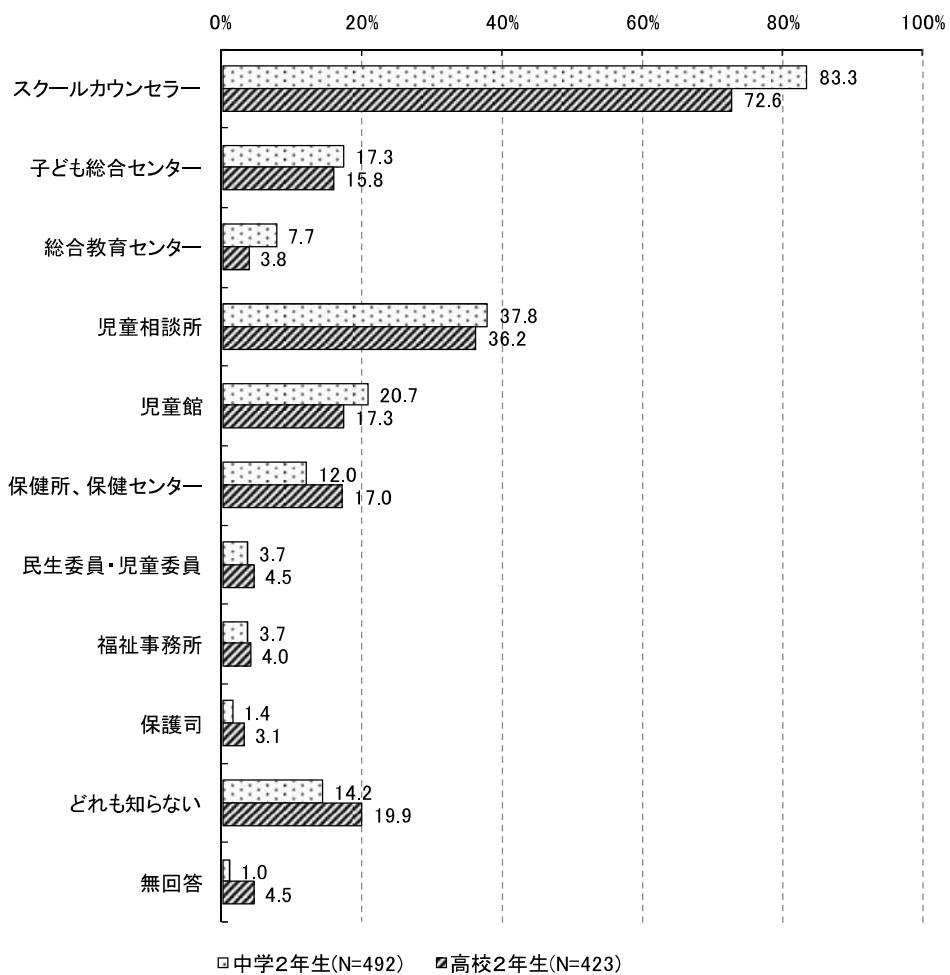


出典:葛飾区子ども・若者に関する調査

¹⁶⁾ 子ども総合センター…子育て全般に関する相談や支援を行う施設。施設内には乳幼児と保護者が気軽に集い、学び支えあう場として子育てひろば、親子カフェも設置している。
子ども発達センター…障害のある又は障害があると思われる満1歳6ヶ月から小学校に入るまでの乳幼児が、様々な形態の事業に分かれて通所している施設。地域福祉・障害者センター内に設置している。
総合教育センター…葛飾区の学校教育の充実及び振興を図るために設置する組織であり、教育に関する調査研究や、教育相談、適応指導、特別支援教育に係る支援、障害のある児童・生徒等の就学相談、教職員の研修などを行っている。

中学校2年生・高校2年生では、スクールカウンセラー¹⁷については7割以上の子どもが知っていますが、児童相談所¹⁸については4割弱、総合教育センターについては1割未満の認知度でした。

【悩み・不安を相談できる先の認知(子ども回答)】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

¹⁷ 児童・生徒へのカウンセリングやカウンセリング等に関する教職員及び保護者への助言・援助など、専門的な知識・経験に基づいて適切に相談に応じることができる臨床心理士等の専門家。

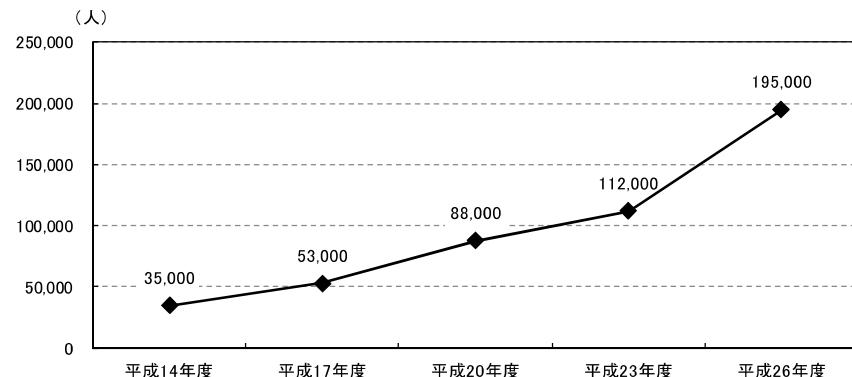
¹⁸ 子どもの健やかな成長のため、子どもや家庭の抱える問題を解決していく専門の相談機関。家庭で生活できない子どもの一時的な入所や養育家庭の募集も行う。

(2) 障害等に関する現状

発達障害¹⁹の状況

厚生労働省による患者調査では、平成14(2002)年度の医療機関を受診した発達障害者数は3.5万人だったのに対して、平成26(2014)年度には19.5万人に増えています。

【診断やカウンセリング等を受けるために医療機関を受診した発達障害者数(全国)の推移: 平成14年度～平成26年度】

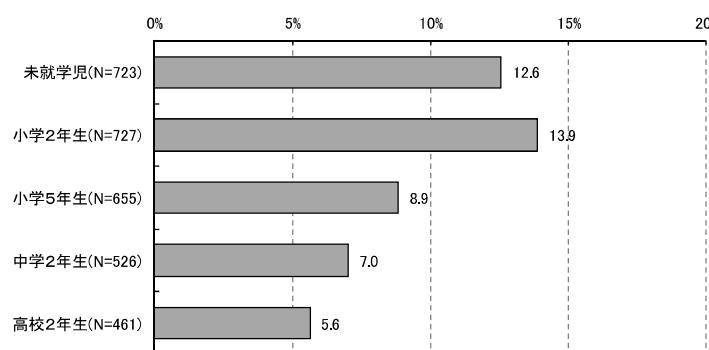


出典: 患者調査(厚生労働省)より作成

発達に対する不安

「子ども若者調査」において把握された保護者の不安のうち「子どもの発達や障害」についてみると、未就学児で12.6%、小学2年生で13.9%となっています。

【子どもの発達や障害について不安に思う保護者の割合(保護者回答)】



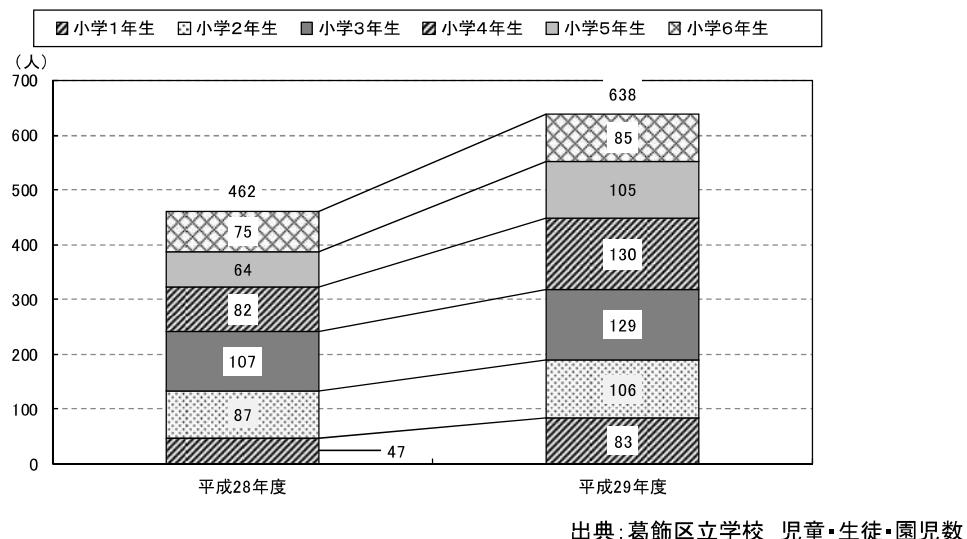
出典: 葛飾区子ども・若者に関する調査

¹⁹ 発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと規定されている。

特別支援教室に通う児童数

平成28(2016)年度より小学校に設置された特別支援教室²⁰に通う児童は、平成28(2016)年度は462人でしたが、平成29(2017)年度には638人と増えています。

【特別支援教室に通う児童数の推移：平成28年度～平成29年度】



出典：葛飾区立学校 児童・生徒・園児数

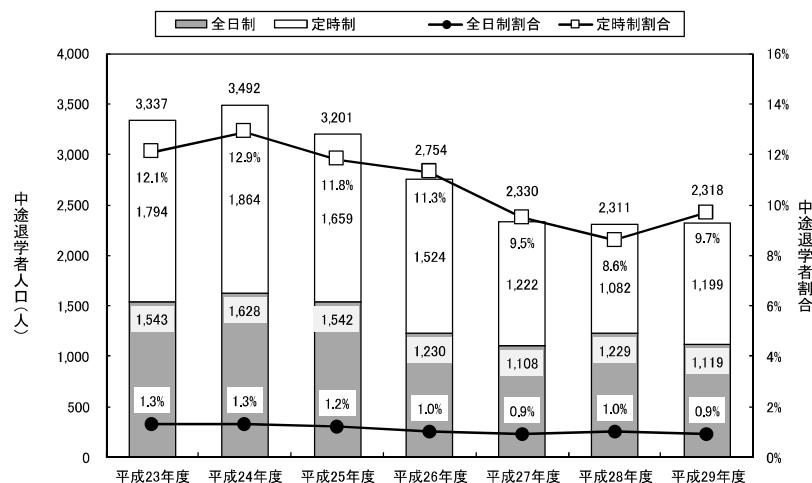
²⁰ 通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒を対象として、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して指導することにより、これまで通級指導学級で行ってきた特別な指導を児童・生徒が在籍校で受けられるようにするもの。葛飾区では、平成 28(2016)年度から全区立小学校で、平成 30(2018)年度から全区立中学校で特別支援教室を設置している。

(3) 自立・社会参画に関する現状

中途退学者数

東京都の公立高校の中退者数は平成24(2012)年度以降、全日制・定時制ともに減少傾向にあり、平成29(2017)年度の中途退学者数の合計は2,318人(全日制1,119人、定時制1,199人)となっています。中途退学率は、全日制で0.9%、定時制で9.7%となっています。

【都内公立高等学校における中途退学者数と退学率の推移: 平成23年度～平成29年度】



出典:児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について(東京都教育庁)より作成

中途退学の理由

東京都において平成29(2017)年度に中途退学した生徒の理由をみると、全日制は学校生活・学業不適応、定時制は進路変更が最も多くなっています。

【中途退学の理由(平成29年度)】

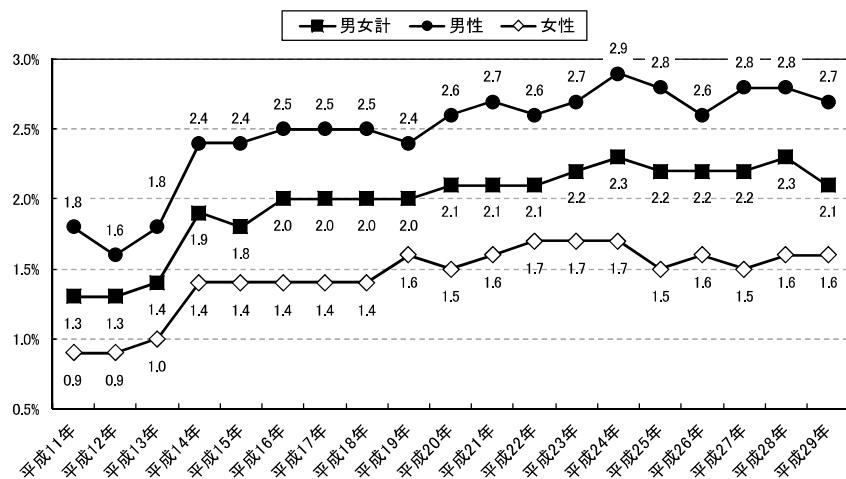
	全日制		定時制	
	退学者数	構成比	退学者数	構成比
学業不振	223人	19.9%	134人	11.2%
学校生活・学業不適応	454人	40.6%	429人	35.8%
進路変更	331人	29.6%	463人	38.6%
病気・けが・死亡	36人	3.2%	32人	2.7%
経済的理由	4人	0.4%	15人	1.3%
家庭の事情	29人	2.6%	48人	4.0%
問題行動等	20人	1.8%	38人	3.2%
その他	22人	2.0%	40人	3.3%
総計	1,119人		1,199人	

出典:児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について(東京都教育庁)より作成

若年無業者(ニート)の状況

労働力調査によると、15～39歳の若年無業者(ニート)の数は、平成29(2017)年で約71万人であり、15～39歳人口に占める割合は2.1%となっています。前年を下回っていますが、平成11(1999)年と比べると増えています。

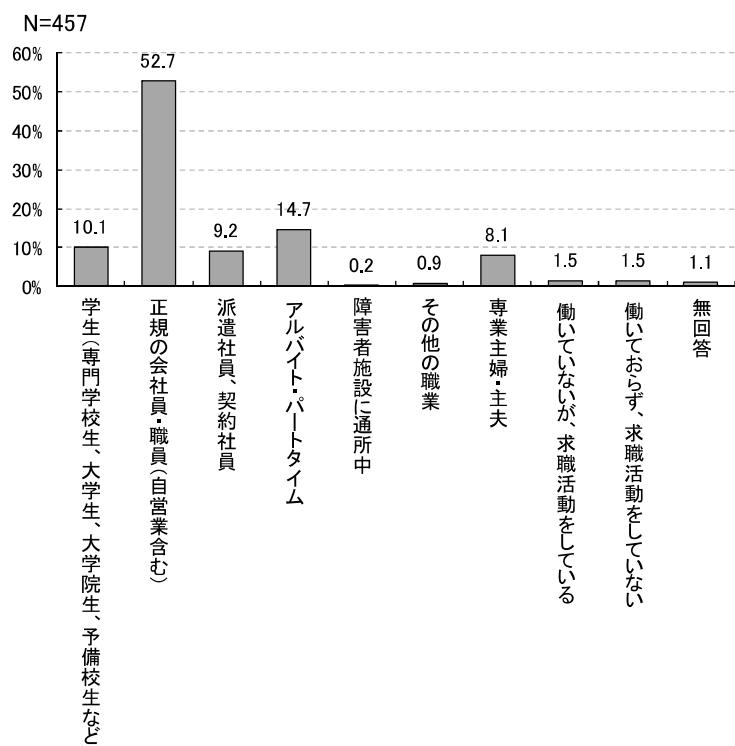
【15～39歳人口に占める若年無業者の割合(全国)の推移：平成11年～平成29年】



出典：労働力調査(総務省)

「子ども若者調査」にて18歳以上を対象として就業状況を尋ねたところ、「働いておらず、求職活動をしていない」人は1.5%でした。

【若者の就業状況】



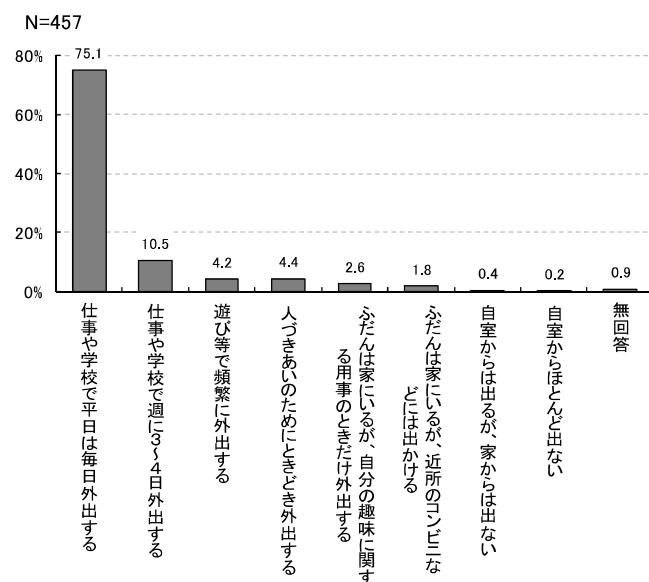
出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

ひきこもり

内閣府が平成27(2015)年に実施した「若者の生活に関する調査」では、15～39歳の回答者3,115人のうち、広義のひきこもりに該当する人は1.57%です²¹。

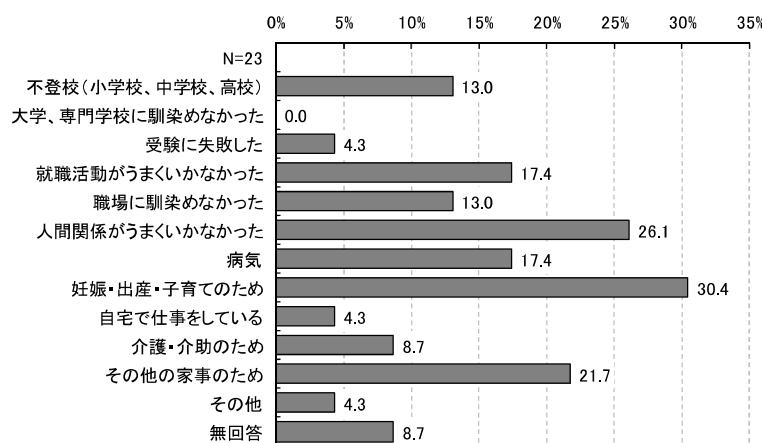
「子ども若者調査」の結果から、「若者の生活に関する調査」と同じ条件で広義のひきこもりに該当する人の割合を算出したところ1.31%となり、内閣府における結果と同程度でした。

【普段の外出の状況】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

【普段の外出しない理由²²】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

²¹ 「若者の生活に関する調査」では、広義のひきこもりを、6か月以上、外出しようしない(ないしは外出していない)人から、病気や妊娠、在宅での就業という理由の人と自宅で育児をしている専業主婦を除いた人と定義している。葛飾区においても同様の条件を「子ども若者調査」に適用し、上記の1.31%を算出している。

²² 「普段の外出の状況」の設問にて「ふだんは家にいるが、自分の用事のあるときだけ外出する」、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室から出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」を選択した23人が回答した外出しない理由をグラフ化したもの。

(4) 非行・犯罪に関する現状

家出件数

葛飾区において平成28(2016)年に把握されている家出件数は、届出があったものが46件、発見されたものが45件、保護されたものが15件となっています。平成26(2014)年と比べると、大きな変化は見られません。

【家出少年の人数の推移: 平成26年～平成28年】

	家出少年		
	届出	発見	保護
東京都			
平成26年	882人	1,112人	403人
平成27年	976人	1,125人	440人
平成28年	1,269人	1,254人	449人
葛飾区			
平成26年	34人	41人	7人
平成27年	46人	38人	6人
平成28年	46人	45人	15人

出典: 葛飾区統計書

非行少年

葛飾区において平成28(2016)年に刑法ないし特別刑法において犯罪を犯した子どもは101人、触法児が48人です²³。飲酒、喫煙、深夜はいかい等の不良行為をした子どもは1,782人となっています²⁴。

【非行少年の検挙・補導等の件数の推移: 平成26年～平成28年】

総数	非行少年等										不良少年	
	非行少年											
	総数	刑法犯 (交通業過等を除く)			刑法犯 (道路交通法令違反を除く)			ぐ犯				
東京都												
平成26年	47,921	6,975	5,937	4,589	1,348	685	522	163	353	40,937		
平成27年	45,074	6,507	5,616	4,277	1,339	553	426	127	338	38,567		
平成28年	40,141	5,775	4,837	3,653	1,184	539	433	106	399	34,366		
葛飾区												
平成26年	1,643	235	220	183	37	3	3	0	12	1,408		
平成27年	2,486	257	221	177	44	23	12	11	13	2,229		
平成28年	1,952	170	134	90	44	15	11	4	21	1,782		

出典: 葛飾区統計書

²³ 特別刑法には道路交通法のような行政取締法規に含まれる罰則があるが、上記の表では道路交通法違反は含まれない。

²⁴ 非行少年…犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年。

触法少年…14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした者。

ぐ犯少年…保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の事由があつて、その性格又は環境に照らして将来罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年。

不良行為少年…非行少年には該当しないが飲酒、喫煙、深夜はいかいその他の自己または他人の徳性を害する行為をしている少年。

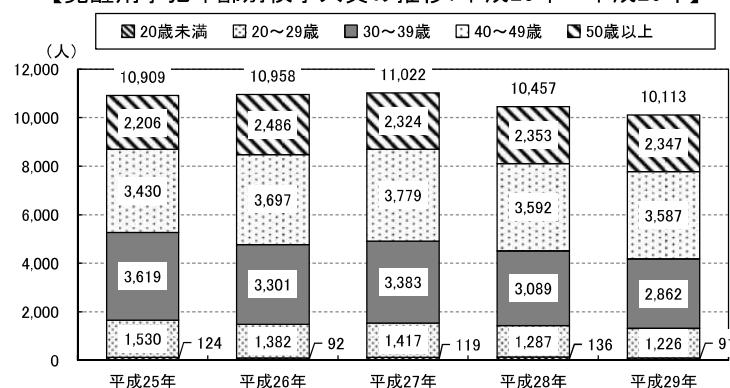
薬物事犯の検挙状況

薬物による事犯をみると、覚醒剤については平成29(2017)年時点では10,113人となり、そのうち39歳以下は4,179人、未成年は91人となっています。

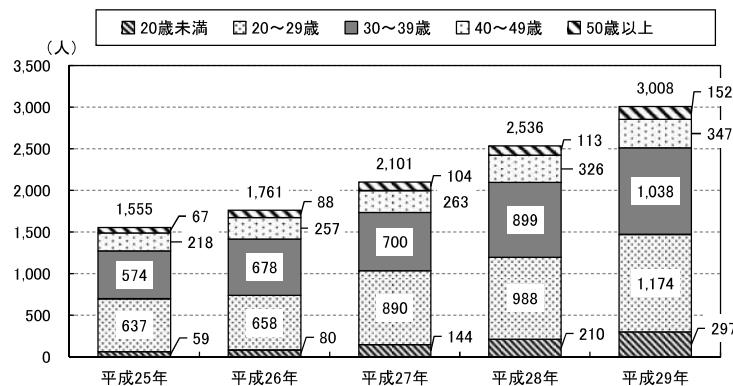
大麻については平成25(2013)年から増加しています。特に39歳以下で増えており、平成25(2013)年に1,270人であったのに対して平成29(2017)年には2,509人と約2倍となっています。未成年も増えており、平成29(2017)年には297人と全体の約1割です。

危険ドラッグについては平成29(2017)年時点では605人で、そのうち39歳以下は292人、未成年は2人となっています。全体的に平成27(2015)年以降、減少しています。

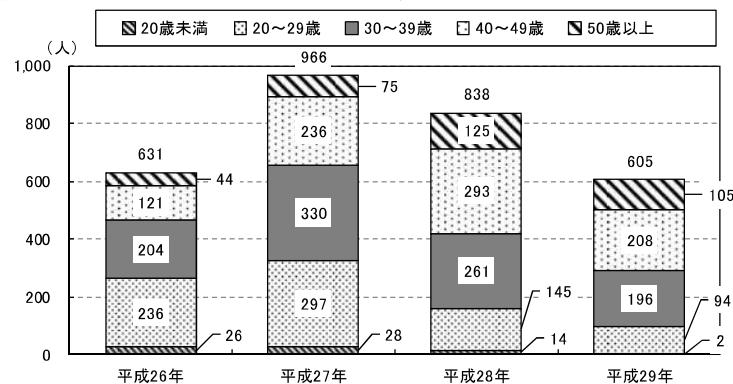
【覚醒剤事犯年齢別検挙人員の推移: 平成25年～平成29年】



【大麻事犯年齢別検挙人員の推移: 平成25年～平成29年】



【危険ドラッグ乱用者の年齢別検挙人員の推移: 平成26年～平成29年】

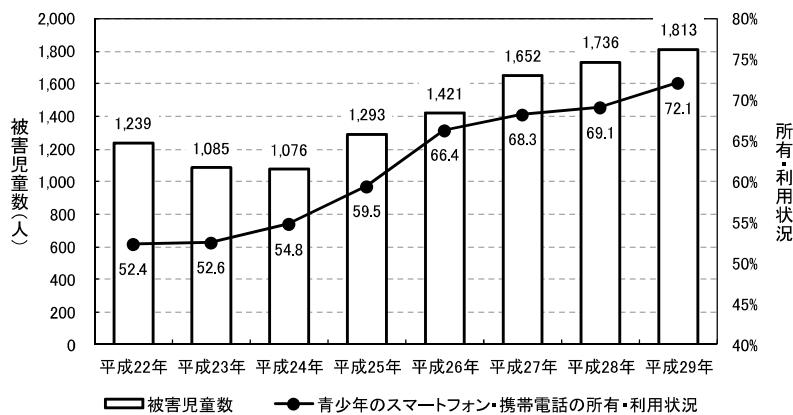


出典:平成29年における組織犯罪の情勢(警視庁)より作成

SNSに起因した子どもの被害状況

SNSに起因する事犯の被害児童数(18歳未満)は、スマートフォン・携帯電話の所有・利用が増えていくにしたがって、増加している傾向にあります。平成29(2017)年においては、全国で1,813人の被害が発生しています。

【SNSに起因する事犯の被害児童数の推移: 平成22年～平成29年】



出典:「平成29年におけるSNS等に起因する被害児童の現状と対策について」より作成
※青少年のスマートフォン・携帯電話の所有・利用状況(統計数値)については、内閣府ホームページから引用

平成29(2017)年の被害児童を学識別にみると、高校生が51.9%で半数程度となっており、中学生が37.3%です。大半が中高生ですが、小学生も少ないながらも被害に遭っています。

【学識別にみたSNSに起因する事犯の被害児童数と割合】

	小学生	中学生	高校生	その他
被害児童数	41人	676人	941人	155人
割合	2.3%	37.3%	51.9%	8.5%

出典:「平成29年におけるSNS等に起因する被害児童の現状と対策について」(警察庁)より作成

(5)ひとり親家庭に関する現状

ひとり親家庭

葛飾区のひとり親世帯数は、平成27(2015)年国勢調査の時点では、母子世帯が2,314世帯、父子世帯が266世帯です²⁵。

【母子世帯及び父子世帯の推移: 平成17年～平成27年】

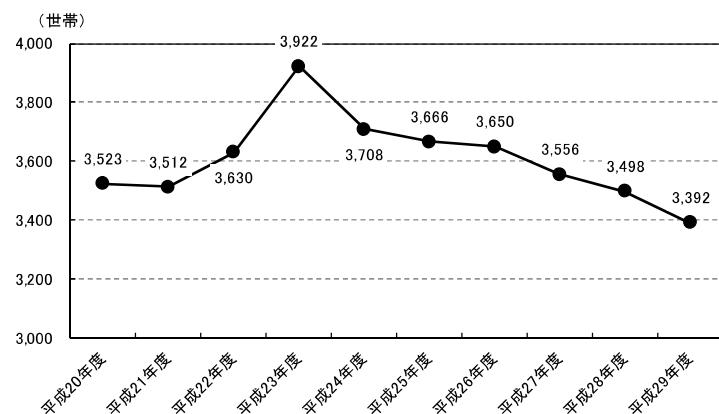
	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯	2,963	2,215	2,314
父子世帯	384	296	266

出典: 平成17年、22年、27年国勢調査(総務省)より作成

児童扶養手当

平成29(2017)年度に、葛飾区において児童扶養手当²⁶を支給している世帯は3,392世帯となっています。平成23(2011)年度以降、減少しています。

【児童扶養手当の受給世帯数の推移: 平成20年度～平成29年度】



出典: 葛飾区の現況より作成

²⁵ 国勢調査の世帯の家族類型別一般世帯のうち「母子世帯」と「父子世帯」を取り上げている。未婚、死別又は離別の女親又は男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯。

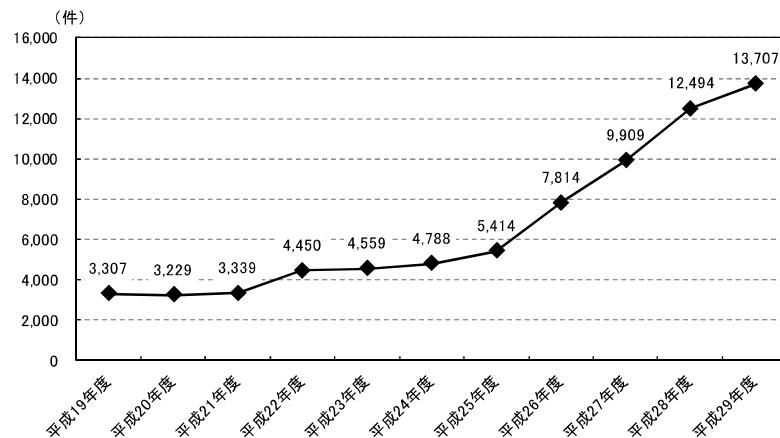
²⁶ 父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する制度。

(6) 心身の安定・安心に関わる現状

東京都の虐待相談対応件数

平成29(2017)年度における東京都での児童虐待相談の対応件数は13,707件でした。平成25(2013)年度以来、面前DV²⁷等の警察からの通告が増えたことや児童相談所全国共通ダイヤル(虐待通報電話)“189”的開設により、件数が大きく増加しています。

【児童相談所における虐待相談対応件数の年度別推移: 平成19年度～平成29年度】

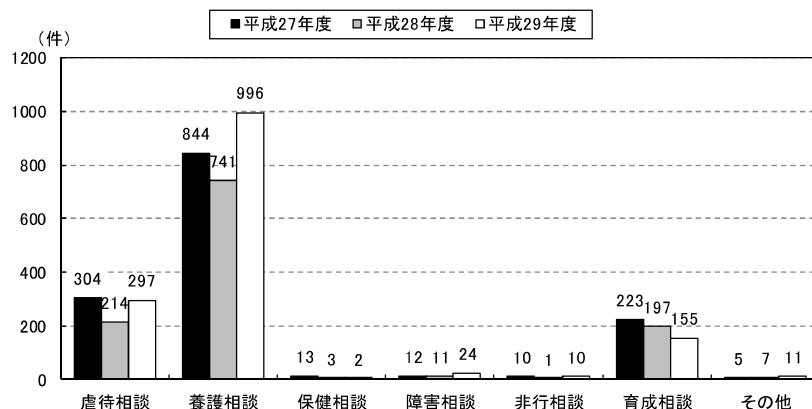


出典:事業概要(東京都児童相談所)

葛飾区子ども総合センターでの虐待相談件数

葛飾区子ども総合センターでの虐待相談新規受理件数は平成27(2015)年度は304件、平成28(2016)年度は214件、平成29(2017)年度は297件でした。

【子ども総合センターへの相談種類別新規受理件数の推移: 平成27年度～29年度】



出典:子ども総合センター相談実績より作成

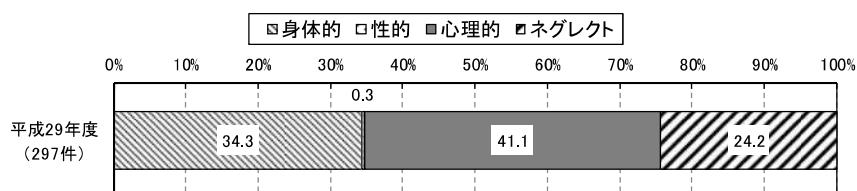
²⁷ 子どものいるところで配偶者や家族に対して暴力をふるうこと。子どもの心身に影響を与え、心的外傷後ストレス障害(PTSD)を発症することもある。児童虐待防止法にて心理的虐待のひとつと規定されている。

虐待内容

相談内容について虐待種別でみると、心理的虐待が41.1%で最も多く、ついで身体的虐待が34.3%、ネグレクトが24.2%となっています。

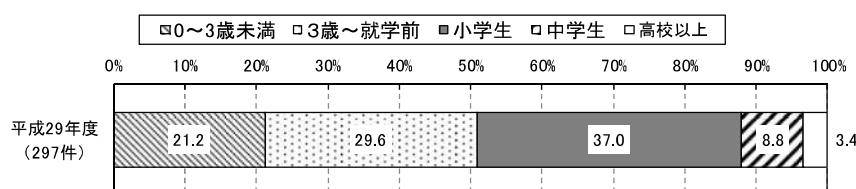
また、被虐待児童の年齢をみると、就学前の児童に対する虐待が約5割となっており、主な虐待者については実母が74.4%、実父が19.2%となっています。

【葛飾区子ども総合センターへの虐待相談の相談種類(平成29年度・新規受理)】



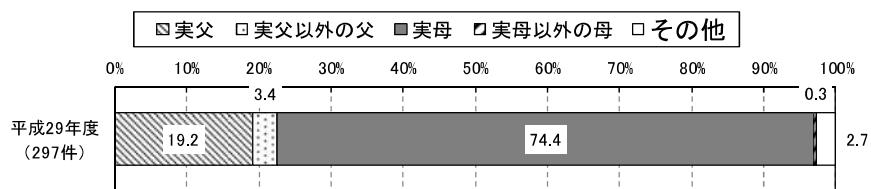
出典: 子ども総合センター相談実績より作成

【葛飾区子ども総合センターでの虐待相談における被虐待児の年齢内訳(平成29年度・新規受理)】



出典: 子ども総合センター相談実績より作成

【葛飾区子ども総合センターへの虐待相談における虐待者(平成29年度・新規受理)】



出典: 子ども総合センター相談実績より作成

子どもの育ちに対して負担を及ぼす行為

「子ども若者調査」の結果から、子どもへの無関心、否定するような接し方、体罰や暴力につながる行為といった、子どもの育ちに負担を及ぼし得る行為について、1つでもあてはまる世帯の割合をみると、子どもの年齢が低い世帯ほど高くなります。また、体罰や暴力につながる行為に回答した保護者は、子どもへの無関心や子どもを否定するような接し方に回答した保護者よりも多いです。

【無関心につながる行為のある世帯数および割合²⁸】

区分	回答者数	割合	世帯数
未就学児	723人	4.6%	33世帯
小学2年生	727人	4.8%	35世帯
小学5年生	655人	3.1%	20世帯
中学2年生	526人	4.0%	21世帯
高校2年生	461人	2.4%	11世帯

出典:葛飾区子ども・若者に関する調査

【子どもを否定するような接し方のある世帯数および割合²⁹】

区分	回答者数	割合	世帯数
未就学児	723人	8.2%	59世帯
小学2年生	727人	9.4%	68世帯
小学5年生	655人	7.3%	48世帯
中学2年生	526人	7.2%	38世帯
高校2年生	461人	3.7%	17世帯

出典:葛飾区子ども・若者に関する調査

【体罰や暴力につながる行為のある世帯数および割合³⁰】

区分	回答者数	割合	世帯数
未就学児	723人	19.9%	144世帯
小学2年生	727人	18.4%	134世帯
小学5年生	655人	17.1%	112世帯
中学2年生	526人	14.3%	75世帯
高校2年生	461人	10.2%	47世帯

出典:葛飾区子ども・若者に関する調査

²⁸ 「子ども若者調査」では、11 項目の子どもへの接し方について、4段階評価(あてはまる、どちらかというとあてはまる、どちらかというとあてはまらない、あてはまらない)で尋ねている。ここでいう無関心につながる行為は、「子どもに关心が持てない」、「子どもの世話を億劫でやらなくなる」、「子どものことを無視する」で、表の割合は、3つの行為のいずれかに「あてはまる」と回答した人の割合である。

²⁹ ここでいう子どもを否定するような接し方は、「子どもの心を傷つけるようなことを言う」、「子どもの考え方ややろうとすることなどを否定する」で、表の割合は、2つの行為のいずれかに「あてはまる」と回答した人の割合である。

³⁰ ここでいう体罰や暴力につながる行為は、「しつけの一環として子どもの顔や体を叩く」、「子どもの前で家族がケンカをする」で、表の割合は、2つの行為のいずれかに「あてはまる」と回答した人の割合である。

自殺者数

葛飾区における39歳以下の自殺者は平成24(2012)年以降、20～30人程度で推移しています。

【自殺者数の推移：平成24年度～平成29年度】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
20歳未満	1人	2人	5人	1人	5人	5人
20～29歳	19人	12人	14人	18人	10人	10人
30～39歳	15人	8人	10人	12人	13人	10人
40～49歳	15人	20人	16人	17人	10人	11人
50～59歳	14人	20人	15人	17人	18人	16人
60～69歳	23人	20人	11人	18人	19人	16人
70～79歳	14人	18人	11人	17人	12人	14人
80歳以上	10人	5人	7人	7人	8人	4人
不詳	0人	0人	0人	1人	0人	0人
39歳以下合計	35人	22人	29人	31人	28人	25人
総計	111人	105人	89人	108人	95人	86人

出典：「厚生労働省　自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」より作成

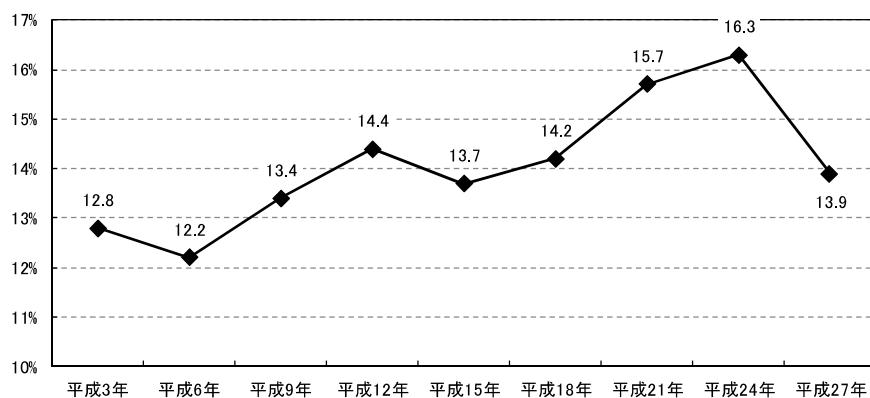
3 家庭の課題に関する現状

(1) 子どもの相対的貧困率

17歳以下の子どもの相対的貧困率の推移をみると、平成15(2003)年から増加し、平成24(2012)年には16.3%となり、当時は6人に一人は貧困ラインを下回っていると言われました³¹。平成27(2015)年の調査結果では13.9%と減少しており、貧困ラインを下回るのは7人に一人となりました。

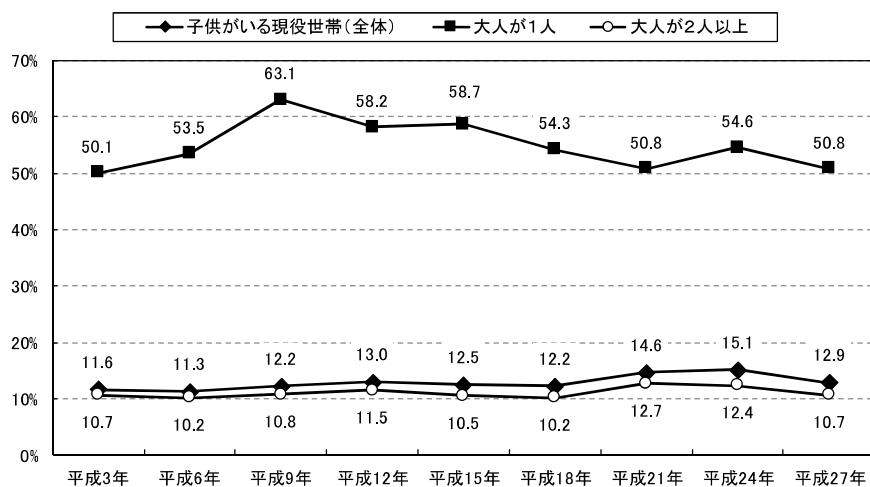
世帯構成による違いをみると、大人が2人以上いる世帯に比べて大人が1人(ひとり親家庭)の相対的貧困率が高くなっています。

【子どもの相対的貧困率(全国)の推移: 平成3年～平成27年】



出典: 国民生活基礎調査(厚生労働省)

【子どもがいる現役世帯の相対的貧困率(全国)の推移: 平成3年～平成27年】



出典: 国民生活基礎調査(厚生労働省)

³¹ 最低限必要と考えられる食料等を購入するための経済的余裕のない状況を絶対的貧困と呼ぶのに対して、相対的貧困は国や地域における等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って算出)の中央値の半分を下回っている状況を言う。OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出される。なお、平成27(2015)年は熊本県の世帯を除いて算出されている。

(2)生活困難層の割合

東京都が平成29(2017)年に実施した「子供の生活実態調査」では、所得に、家計の逼迫の程度と子どもの体験や所有物の不十分さという視点を加え、3つの条件から生活困難層を抽出しています³²。

それら3つの条件から生活困難層を抽出したところ、以下のとおり報告されています。低所得、家計の逼迫、子どもの体験・所有物の欠如のいずれか2つに該当する「困窮層」は学年にかかわらず1割以下となっています。ただし、ひとり親家庭に関しては三世代で生活していても「困窮層」は1~2割と、全体と比べて多くなっています。

【生活困難層の割合(東京都、全体)】

	小学5年生	中学2年生	16~17歳
生活困難層	20.5%	21.6%	24.0%
	困窮層	5.7%	7.1%
	周辺層	14.9%	14.5%
一般層	79.5%	78.4%	76.0%

出典:東京都「子供の生活実態調査」

【生活困難層の分布(東京都):世帯タイプ別】

(サンプル数)		年齢層	ふたり親 (二世代)	ふたり親 (三世代)	ひとり親 (二世代)	ひとり親 (三世代)	
		小学5年生	2,210	237	321	57	
		中学2年生	2,177	239	354	75	
		16~17歳	1,868	229	377	77	
生活困難層	困窮層	小学5年生	4.0%	8.3%	12.7%	10.7%	
		中学2年生	5.2%	3.9%	16.3%	22.0%	
		16~17歳	4.2%	3.8%	19.0%	16.2%	
一般層	周辺層	小学5年生	13.1%	17.8%	20.2%	38.2%	
		中学2年生	12.7%	14.1%	22.9%	30.5%	
		16~17歳	15.4%	14.6%	22.9%	45.5%	
		小学5年生	82.9%	73.9%	67.1%	51.1%	
		中学2年生	82.1%	82.0%	60.8%	47.5%	
		16~17歳	80.4%	81.6%	58.1%	38.3%	

出典:東京都「子供の生活実態調査」

³² 「子供の生活実態調査」では、①等価世帯所得が国民生活基礎調査(平成 27(2015)年度)における基準を所得が下回っている、②公共料金や家賃を支払えなかつたことや生活必需品を購入できなかつたことがある(家計のひつ迫)、③経済的な理由から子どもに塾や習い事などの体験がさせられない、ないしは本やスポーツ用品などを購入できないことがある(体験や所有物の欠如)のうち、2つ以上の要素に該当する人を「困窮層」、いずれか1つに該当する人を「周辺層」と定義している。そして、「困窮層」と「周辺層」の合計が「生活困難層」となる。

(3)就学援助認定者数

平成29(2017)年度の葛飾区における就学援助³³申請者は7,808人(小学生4,946人、中学生2,862人)で、認定者は6,840人(小学生4,359人、中学生2,481人)となっています。平成26(2014)年度と比較すると、申請者・認定者ともに減少しています。

【就学援助の申請者数・認定者数の推移:平成26年度～平成29年度】

	学校	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
申請者数	小学校	5,969人	5,689人	5,280人	4,946人
	中学校	3,736人	3,510人	3,208人	2,862人
	計	9,705人	9,199人	8,488人	7,808人
認定者数	小学校	4,927人	4,762人	4,526人	4,359人
	中学校	3,057人	2,919人	2,692人	2,481人
	計	7,984人	7,681人	7,218人	6,840人

出典:就学援助の認定状況についてより作成

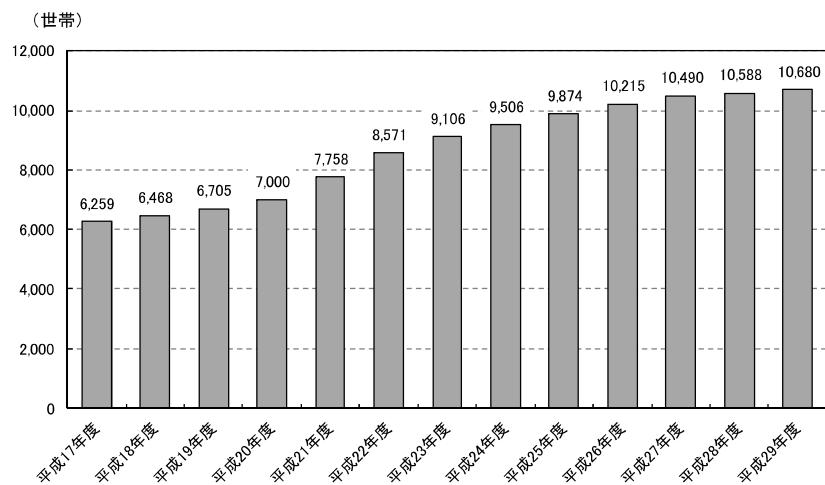
³³ 生活保護や児童扶養手当を受給しているなどの、公立小・中学校に通学する児童の保護者に対して学用品や学校給食などにかかる費用の一部を援助する制度。

(4)生活保護受給状況

東京都年報(福祉・衛生行政統計)によると、平成29(2017)年度における生活保護³⁴を受給している葛飾区の世帯数は10,680世帯で、平成17(2005)年度と比べると4,421世帯増加しています。

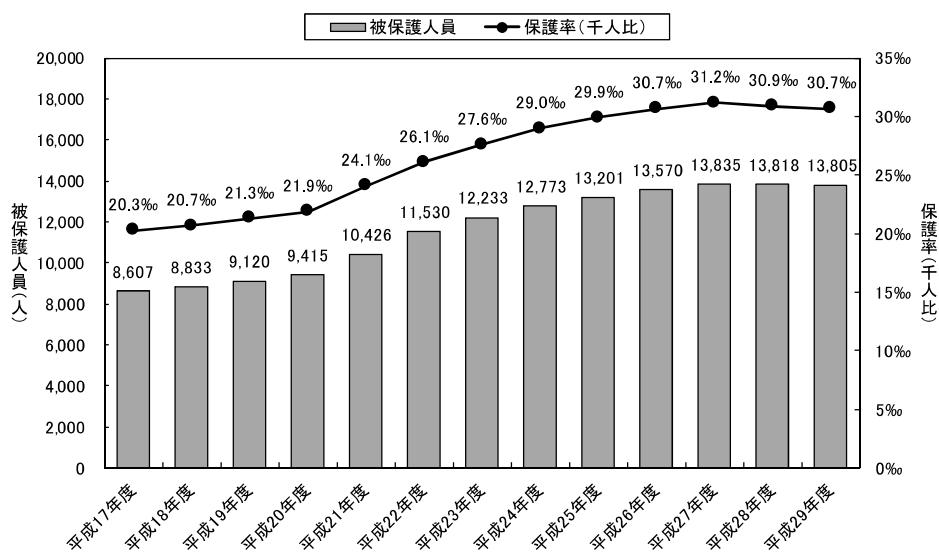
被保護人員数をみると、平成29(2017)年度では13,805人で、保護率³⁵は30.7%です。いずれも平成17(2005)年度に比べると増加しています。

【葛飾区の被保護世帯数の推移: 平成17年度～平成29年度】



出典: 東京都年報(福祉・衛生行政統計)より作成

【葛飾区の被保護人員及び保護率の推移: 平成17年度～平成29年度】



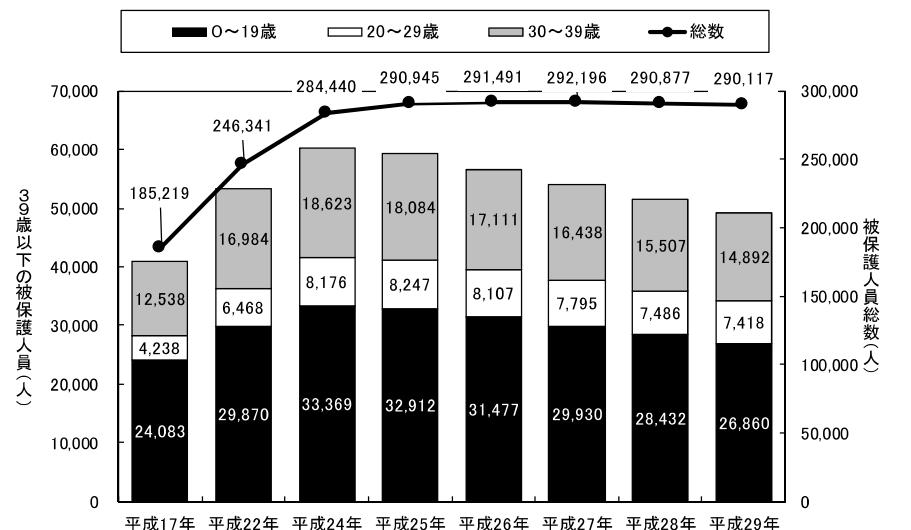
出典: 東京都年報(福祉・衛生行政統計)より作成

³⁴ 資産や能力等すべてを活用しても生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護費を支給し、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

³⁵ 総人口に対する被保護人員の千人比である。東京都では、「東京都の人口推計」(毎年10月1日)を総人口としている。ただし、図中の平成17(2005)年、平成22(2010)年、平成27(2015)年は国勢調査結果を用いている。

なお、東京都全体の被保護人員を世代別にみると、0～39歳では平成24(2012)年度以降は減少傾向にあります。

【年代別にみた東京都の被保護人員数の推移：平成17年～平成29年】

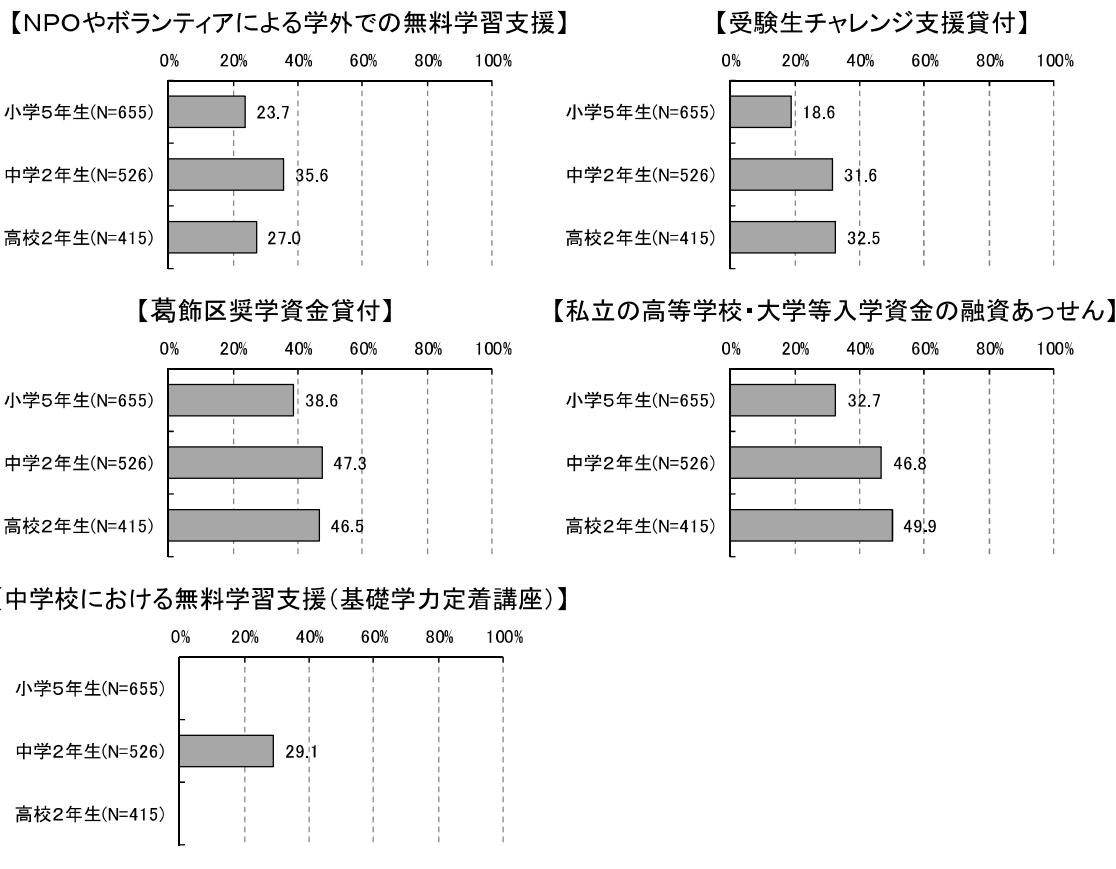


出典：東京都年報（福祉・衛生行政統計）より作成

(5) 学力・進学に対する支援施策の認知

「子ども若者調査」によると、中学2年生・高校2年生の保護者で葛飾区奨学資金貸付と私立の高等学校・大学等入学資金の融資あっせんの認知度が5割程度になっていますが、それ以外は2~3割の認知度にとどまっています³⁶。

【学力・進学に対する支援施策の認知(保護者回答)】



出典: 葛飾区子ども・若者に関する調査

³⁶ 受験生チャレンジ支援貸付…低所得世帯の中学生3年生や高校3年生を対象に、塾の費用や受験料について無利子で貸付けを行う東京都の事業。

葛飾区奨学資金貸付…高等学校、高等専門学校等に入学又は在学する生徒に対して、修学のために必要な学資金の貸し付けを行う事業。

私立の高等学校・大学等入学資金の融資あっせん…私立の高等学校・高等専門学校・大学・短期大学等に入学する生徒を持つ保護者等で、入学に際して必要な資金の調達が困難な者に対して、その資金の融資あっせんを行う事業。

中学校における無料学習支援(基礎学力定着講座)…中学生を対象に、放課後等に無料で基礎学力の定着を目的とした学習支援を行う事業。

4 現状と課題の整理

「計画の基本的な視点」に基づき、次のように子ども・若者を取り巻く現状と課題を整理します。

(1) 子ども・若者の現状と課題

本計画の策定にあたって、子ども・若者世代の生活環境等を把握するために実施した「葛飾区子ども・若者に関する調査」の結果などから、ライフステージ別に子ども・若者の現状と課題を次のように整理します。

現状		課題
①	未就学児の成長に応じた現状	保護者の不安への対応
		子どもの自己肯定感を高める子育て
②	小・中学生の自立に向けた現状	生きる力を身につけるため学ぶ意欲を養う
		コミュニケーション能力の向上
③	若者の社会への参画の現状	非正規雇用者のキャリアアップの支援
		就労支援機関との連携
		成年年齢引き下げに伴う消費者意識の向上

(2) 子ども・若者に係る困難に関する現状と課題

国の「子供・若者育成支援推進大綱」で取り組む課題及び「東京都子供・若者計画」の計画の基本方針を踏まえ、「葛飾区子ども・若者に関する調査」のほか、国や東京都、区の統計及び調査結果から、子ども・若者やその家族に関する現状と課題を次のように整理します。

現状		課題
①	学校生活に関わる現状	不登校とならないためのきめ細かい支援
		いじめ防止対策
		日本語指導等が必要な子どもへの支援
②	障害等に関わる現状	発達が心配される子どもへの対応
		発達に課題のある子どもや若者の自立に向けた支援
③	自立・社会参画に関わる現状	若年無業者、ひきこもりの長期化を踏まえた自立促進
④	非行・犯罪に関わる現状	非行・犯罪防止活動の取組みとインターネット利用に係る犯罪被害等の防止
		薬物乱用の防止
⑤	ひとり親家庭に関わる現状	ひとり親家庭に必要な支援の活用
⑥	心身の安定・安心に関わる現状	虐待の早期発見、早期対応
		子ども・若者の自殺防止

(3)家庭に関する現状と課題

国の「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、国の「国民生活基礎調査」、東京都の「子供の生活実態調査」及び「葛飾区子ども・若者に関する調査」の結果などから、子どもの貧困に関する現状と課題を次のように整理します。

現状		課題
①	子どもの育ち・学びの現状	学習・進学に必要な支援の活用
②	子どもが育つ家庭の現状	経済的自立に対する支援

第3章 計画の基本的な方向性

1 基本目標

すべての子ども・若者が夢や希望を持って、健やかに成長し、
社会的に自立できるよう地域全体で支えるまち「かつしか」

すべての子ども・若者は、家族にとっても、地域社会にとっても、大きな可能性を持つかけがえのない存在です。

一人ひとりの子ども・若者が、自己肯定感を育みながら、様々な社会体験を通じて将来の夢や希望を持つことは、自己の形成と自立の準備にとって大切なことです。また、困難を有するがゆえに夢や希望をあきらめることなくチャレンジできることが必要です。

葛飾区では、すべての子ども・若者が夢や希望を持って、健やかに成長し、社会的に自立できるよう地域全体で支えるまち「かつしか」を基本目標として、関係機関・団体を含んだ地域全体が有機的に連携し、すべての子ども・若者が持てる能力を生かして社会的に自立し、活躍することを支えるまちを目指します。

2 基本方針

基本目標の実現に向けた施策推進の基本的な方向性として、4つの基本方針を掲げます。

基本方針1 子ども・若者の健全な育ち、自立を支援します

誰もが健やかに育ち、生きる力を身に付け、そして一人ひとりが社会的に自立していくまでの期間に、自分の人生を主体的に選択できるように、学校教育をはじめ、健康、就職など様々な分野で、ライフステージ別の切れ目のない支援を総合的に行います。

◆ライフステージ別の支援を、次の施策に位置付けます。

施策① 成長に応じた支援をします

施策② 自立に向けた準備の支援をします

施策③ 社会への参画の支援をします

基本方針2 様々な困難を有する子ども・若者および家族を支援します

子ども・若者が育ち、自立に向かうなかで、誰もが様々な困難を有する可能性があり、子ども・若者自身や家族だけで解決できない場合もあります。このような場合に子ども・若者とその家族に対して必要な支援を行うことで、自分らしく生き、社会的な自立に向けた支援を行います。

◆様々な困難に対する支援を、19頁で整理した課題別に、次の施策に位置付けます。

- 施策① 学校生活に関わる課題への支援をします
- 施策② 障害等に関わる課題への支援をします
- 施策③ 自立・社会参画に関わる課題への支援をします
- 施策④ 非行・犯罪に関わる課題への支援をします
- 施策⑤ ひとり親家庭に関わる課題への支援をします
- 施策⑥ 心身の安定・安心に関わる課題への支援をします

基本方針3 生まれ育つ家庭の事情に左右されない子どもの育ちを支援します

家庭の経済的な事情をはじめとする子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、子どもが健やかに育つことができるよう、子どもとその家庭に対して、教育、生活、就労など、事情に応じた適切な支援を行います。

◆子どもとその家庭の事情に応じた支援を、次の施策に位置付けます。

- 施策① 子どもの育ち・学びへの支援をします
- 施策② 子どもが育つ家庭への支援をします

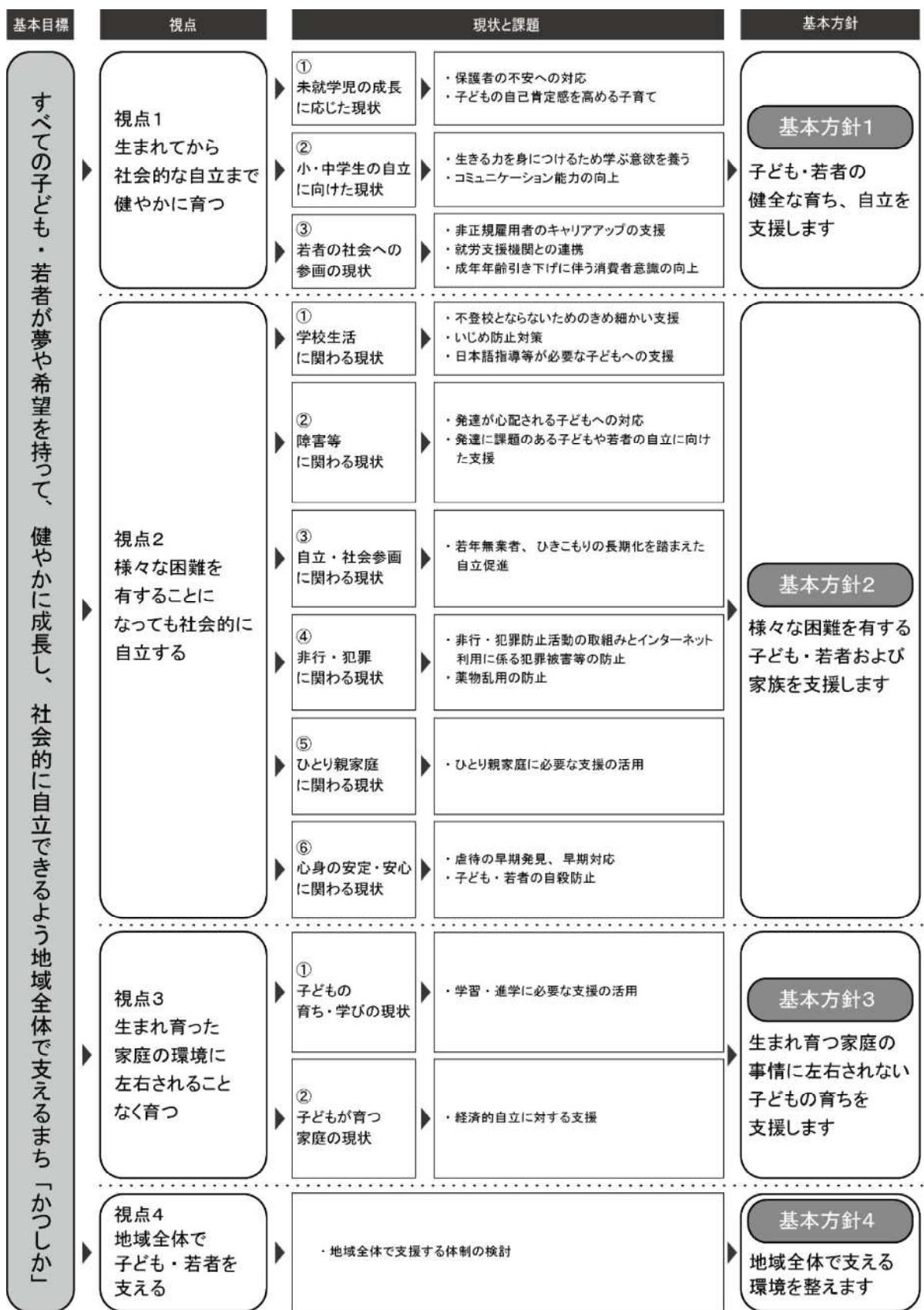
基本方針4 地域全体で支える環境を整えます

全庁を横断する連携はもとより、国や都の機関、地域で子ども・若者のために活動する団体と連携し、地域全体で子ども・若者の健やかな育成と社会的な自立を支えていく体制を構築します。

◆地域全体で支える体制の構築を、次の施策に位置付けます。

- 施策① 地域全体で支える環境を整えます

3 施策体系

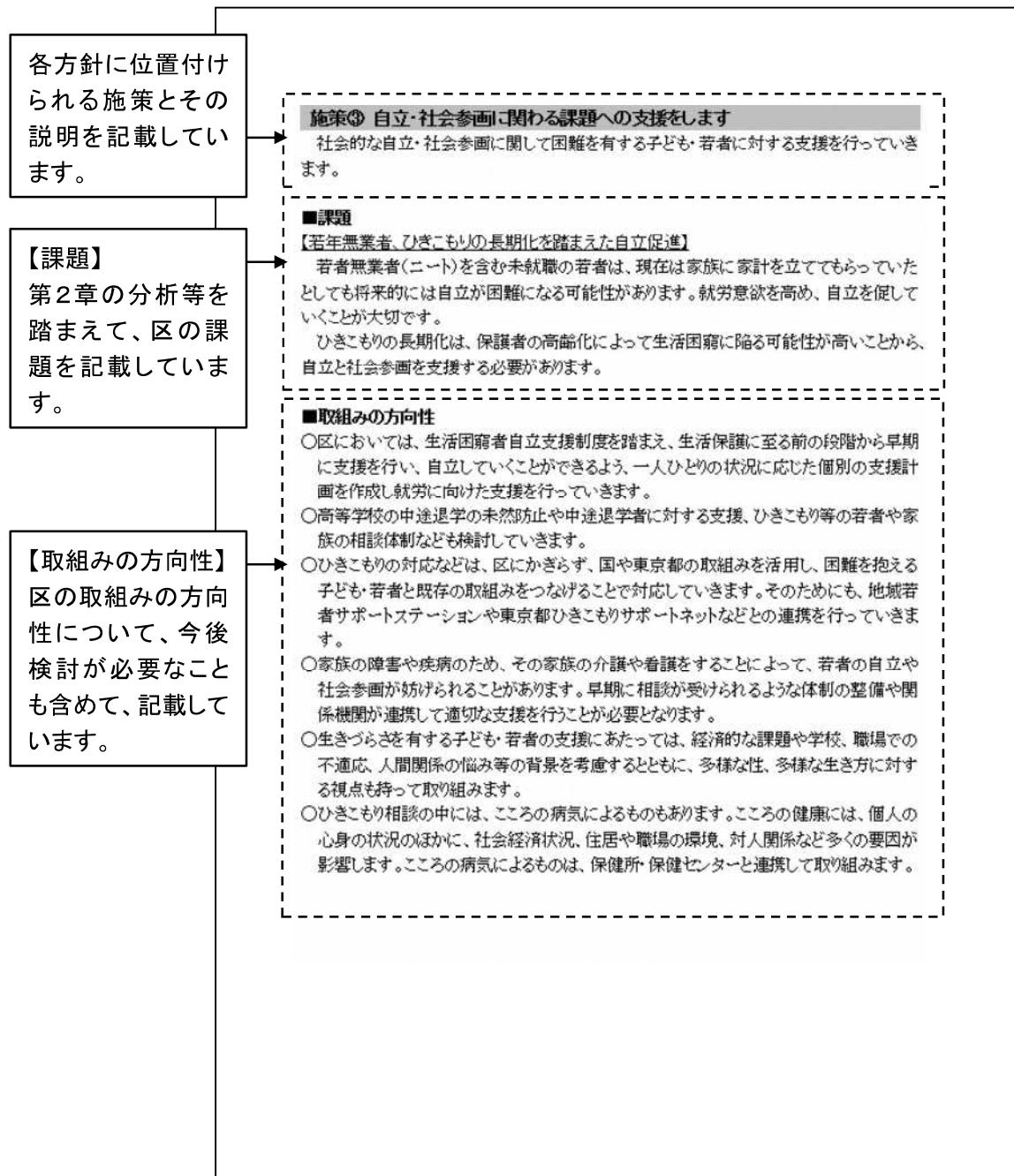


施策	主な取組み
施策① 成長に応じた支援をします ▶ 主に未就学児の子どもを対象として、成長に応じて、子どもが健やかに育っていくための支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆりかご葛飾 ・ふれあい体験保育 ・スタートカリキュラム ・母子保健指導事業 ・母子健康診査事業【5歳児健康診査】 ・かつしか家庭教育のすすめの作成及び配付
施策② 自立に向けた準備の支援をします ▶ 主に小学生から中学生を対象として、学校教育を中心とした、自己肯定感や自己有用感の向上を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援事業 ・かつしかっ子チャレンジ ・スクールカウンセラーの配置 ・かつしか子ども応援事業【新規】 ・中学生職場体験事業 ・スクールソーシャルワーカーの派遣
施策③ 社会への参画の支援をします ▶ 若者の就職及び継続的な就業を支援するとともに、よりよい生活を目指した再就職や学びなおしの支援や社会生活において必要な知識を付与することで、社会的な自立の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用・就業マッチング支援事業 ・消費者教育事業 ・障害者就労支援事業 ・雇用・就労促進事業 ・生活困窮者就労準備支援事業
施策① 学校生活に関わる課題への支援をします ▶ 様々な理由で学校に通うことに前向きになれず、さらには適応に課題を抱えることとなった子どもに対して、適切な相談や支援を行っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策の推進 ・学校支援総合対策事業（不登校対策プロジェクト） ・学校支援総合対策事業（日本語指導の充実）
施策② 障害等に関わる課題への支援をします ▶ 障害等のある子ども・若者が自立や社会参画に向けて取り組むことができるよう支援していきます。また、身体・知的障害だけでなく、発達が心配される子どもとその保護者が安心して暮らし、健やかに育ち、学校生活、そして自立した社会生活を送れるように支援を行っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労支援事業（再掲） ・子ども発達センター事業 ・学校支援総合対策事業 (発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実事業) ・就学相談 ・障害児通所支援 ・発達相談事業 ・特別支援教育推進事業
施策③ 自立・社会参画に関わる課題への支援をします ▶ 社会的な自立・社会参画に関して困難を有する子ども・若者に対する支援を行っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者就労準備支援事業（再掲） ・生活困窮者自立相談支援事業 ・かつしか子ども応援事業【新規】（再掲） ・若者支援体制の整備【新規】 ・精神保健相談
施策④ 非行・犯罪に関わる課題への支援をします ▶ 子ども・若者が非行・犯罪に陥ることのないように家庭・学校・地域で見守っていきます。非行・さらには犯罪に陥った子ども・若者に対しては、立ち直りや社会復帰のための取組みも必要となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止啓発 ・社会を明るくする運動
施策⑤ ひとり親家庭に関わる課題への支援をします ▶ ひとり親家庭への様々な支援を行うことで、子どもが健やかに育ち、自立していくことを実現する施策に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当 ・ひとり親家庭自立支援（給付金） ・ひとり親家庭自立支援（就労相談） ・ひとり親家庭相談
施策⑥ 心身の安定・安心に関わる課題への支援をします ▶ 子どもの健全な育ちや将来に対して大きな影響を及ぼす虐待の未然防止と早期発見、早期対応を行っていきます。また、子ども・若者の自殺の防止についても取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策事業 ・児童相談体制の強化【新規】
施策① 子どもの育ち・学びへの支援をします ▶ 家庭の事情に左右されることなく、健やかに子どもが育ち、学び、自らが描く夢や希望に向かって進めるように支援をしていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援事業（再掲） ・葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム） ・葛飾区奨学資金貸付事業 ・葛飾区私立高等学校・大学等入学資金融資あつせん ・就学援助
施策② 子どもが育つ家庭への支援をします ▶ 経済的に課題を抱えながら子育てを行う家庭に対して支援を行い、課題を抱えることなく、健やかに子どもを育てられる家庭環境になるよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・家計改善支援事業 ・生活困窮者就労準備支援事業（再掲） ・生活困窮者自立相談支援事業（再掲） ・児童手当 ・ひとり親家庭自立支援（給付金）（再掲） ・ひとり親家庭自立支援（就労相談）（再掲）
施策① 地域全体で支える環境を整えます ▶ 全庁的な連携はもとより、関係機関・団体を含んだ地域全体が有機的に連携する体制を構築し、関係機関の代表者から実務者まで様々なレベルで一体的な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・葛飾区子ども・若者支援地域協議会 ・子ども・若者活動団体支援【新規】 ・子ども会育成会活動支援 ・青少年育成地区委員会支援 ・青少年委員活動支援 ・子ども・若者応援ネットワーク連携講座

第4章 施策の展開

第4章の見方

第4章では、4つの基本方針ごとに位置付けた施策の内容について記載します。



■主な取組み

(再掲)生活困窮者就労準備支援事業 所管課:福祉管理課
直ちに就労することが困難な者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援を行います。

生活困窮者自立相談支援事業 所管課:福祉管理課
生活困窮者の相談に広く対応し、相談者の状況や課題に応じた関係機関を案内とともに、個別の支援計画を作成し、就労支援を始め包括的かつ継続的な支援を行います。

精神保健相談 所管課:保健予防課・保健センター
うつ病、統合失調症、双極性障害、アルコール・薬物・インターネット等の依存症など、広範囲にわたる精神保健や精神障害に関する相談をし、悩みや不安を解消します。医師や保健師による相談を実施します。

(再掲)かつしか子ども応援事業【新規】 所管課:子ども応援課
家庭の経済状況や養育環境など様々な事情を有する子どもが、夢や希望を持って、健やかに成長し、様々な困難を有しても社会的に自立できるように、子どもとの関係づくりを行いながら、家庭や学校以外で安心して子どもが過ごすことができる場を提供します。
また、保護者の子育ての悩みや不安に応じる養育支援や日常生活の中から興味や関心を引き出し、学習等の意欲を喚起する支援を行うとともに、高校生世代の中途退学未然防止のための支援や中学卒業後進路未決定者や高校中退者の学び直し、就学支援などを行います。

若者支援体制の整備【新規】 所管課:子ども応援課
長期にわたり就学・就労等の社会参加ができるずにひきこもり状態等にある若者や、人間関係・仕事・孤独・将来への不安など、様々な悩みを持つ若者を支援するため、相談窓口を設置します。本人又はその家族等からの相談を受け、関係機関と連携して適切な支援を行います。

(参考)国・東京都等の取組み

○地域若者サポートステーション(サポステ):国
働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っています。

サポステは、厚生労働省が委託した全国の若者支援の実績やノウハウがあるNPO法人、株式会社などが実施しています。

○東京都若者総合相談センター(若ナビα):東京都

幅広い分野にまたがる若者の問題について、相談を受け付けた上で、細やかで確実な見立てを行い、適切な支援機関につなぐことにより、若者の社会的自立を後押しします。

○東京都ひきこもりサポートネット:東京都

ひきこもりで悩んでいる本人やその家族、友人などからの相談に応じ、ひきこもりから脱する方法や支援機関の紹介などを行っています。国が都道府県および政令指定都市への設置を促進する「ひきこもり地域支援センター」に位置付けられています。

【主な取組み】

施策に基づき区が行う取組みのうち、「課題」に対応する取組みを記載しています。

主な取組み以外の取組みは、巻末「取組み一覧」に掲載しています。ここでの取組みは、すでに行われている取組みを施策の体系別に整理したものです。

【新規】と表示のある取組みは、新規に計画化した取組みです。

(再掲)と表示のある取組みは、それ以前の頁の施策に位置付けられている取組みです。

【国・東京都等の取組み】

国や東京都など、関連する取組みの一部を参考として記載しています。

基本方針1 子ども・若者の健全な育ち、自立を支援します

施策①成長に応じた支援をします

主に未就学児の子どもを対象として、成長に応じて、子どもが健やかに育っていくための支援を行います。

■課題

【保護者の不安への対応】

近年、核家族化が進むなかで、子育てに慣れていない保護者が増えてきていると指摘されています。子育て環境も変化しており、子育てに関する適切な知識もないまま、子育てをしている状況が見られます。子育てに不安を抱える保護者に対して知識等の普及を行っていくことが必要となります。

【子どもの自己肯定感を高める子育て】

「子ども若者調査」では、学年が上がるにつれて「自分にはよいところがある」と思う子どもが減っていく傾向が見られました。自分らしく生き、社会的に自立していく上では、幼少期から自己肯定感を高める子育てのあり方について周知啓発を図っていくことが必要です。

■取組みの方向性

- 妊娠初期から保護者と接点を持ち、就学前まで継続的な支援を行うゆりかご葛飾をはじめとして、子育て支援の充実を図ります。
- 母子保健指導や区内保育園における保育体験、かつしか家庭教育のすすめの配付などを通して、保護者の心構えや子育てに対する知識についても向上を図ることで、子どもが健やかに育っていくための支援に努めます。
- 小学校進学にあたっては、子どもが円滑に小学校に馴染むことができるよう、幼稚園、保育園、認定こども園と小学校が連携して、幼児・児童の交流を図るとともに、小学校入学時にスタートカリキュラムを行い、円滑な接続を図ります。
- 生まれてから小学校就学までの年代の子どもやその保護者には様々な施設・機関・組織が関わることから、横の連携を図ることも大切であり、必要な場合に子どもや保護者、家庭の情報の共有を推進していきます。

■主な取組み

ゆりかご葛飾	所管課:地域保健課・保健センター・育成課・子ども家庭支援課
妊娠初期に個別に面接(ゆりかご面接)を行い、一人ひとりの状況にあわせた出産直後までのサポートプラン「葛飾区ゆりかごプラン」を作成し、必要な支援を行います。	
乳幼児健康診査や産前・産後の母子を支える様々な事業、医療機関と連携し、就学期前までの継続的な支援を行います。	
区内に身近な子育て支援拠点施設や保健センターなどにおいて、保護者の心身の健康の保持増進を図るための教室、講座等を実施します。また、妊娠・出産・育児に関する情報提供を行うほか、遊びなどの活動の中で気軽に相談に応じます。	

母子保健指導事業	所管課:保健センター・子ども家庭支援課
これから親となる方や子育て中の両親に、母親学級や育児学級等で、親となる心構えや出産や育児に関する指導を行います。また、こんにちは赤ちゃん訪問事業等では産婦や乳児の健康管理や育児情報の提供とともにエジンバラうつ問診票を活用して心のケアが必要な方には親と子のこころの相談室等でフォローします。	
さらに、母子が地域で孤立せず、育児ができるよう、同じ月齢の親子等のグループ活動を支援し、安心して育児ができる環境を整えます。	

ふれあい体験保育	所管課:保育課
近年の核家族化や都市化の進行に伴う保護者の子育ての不安や悩みを解消するため、幼児等と保護者が同一年齢の保育園児とふれあう保育体験や、保護者の育児相談に応じます。	

母子健康診査事業【5歳児健康診査】	所管課:子ども家庭支援課
年度内に5歳になる児童に対して、5歳児健康診査で実施する保護者へのアンケート調査から保護者が感じている発達課題に対する見立てと助言を行い、幼児の健全な育成を支援します。	

スタートカリキュラム	所管課:指導室
小学校入学時に、幼稚園、保育所、認定こども園などの遊びや生活を通した学びや育ちを基礎として、主体的に自己を発揮できる場を意図的につくるカリキュラムを実施し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。	

かつしか家庭教育のすすめの作成及び配付	所管課:地域教育課
かつしか家庭教育のすすめ ³⁷ を区内の幼稚園、保育園、認証保育所等に在籍している幼児(5歳児)の保護者及び「家庭教育講座 ³⁸ 」の参加者等に配付することなどにより、基礎的な社会ルールや家庭教育の大切さを啓発します。	

³⁷ 基礎的な社会ルールやマナーを守ることの大切さなど、子どもの「生きる力」を育むために、子どもの発達段階を4期(幼児後期、学童前期、学童後期、思春期)に分け、発達の特徴と保護者の関わり方のポイントを掲載したパンフレット。

³⁸ 保護者及び入学前の幼児の不安を軽減することを目的として、保護者向けに元小学校長が入学後の子どもの様子や勉強について講演する「小学校ってこんなところだよ」、スクールカウンセラーによる「家庭での心構え」、また、幼児向けに小学校生活が体験できる「子ども教室」を開催している。

施策② 自立に向けた準備の支援をします

主に小学生から中学生を対象として、学校教育を中心とした、自己肯定感や自己有用感³⁹の向上を支援します。

■課題

【生きる力を身につけるため学ぶ意欲を養う】

「子ども若者調査」では、学年が上がるにつれて学習習慣のある子どもが減っていく傾向が見られました。また、子どもが授業についていけないと感じる保護者も一定数存在しています。子どもの学ぶ意欲を養うとともに、親の心配をなくし、親の教育力の向上も必要となります。

【コミュニケーション能力の向上】

「子ども若者調査」によると、親しい友達がないという子どもは少ないものの、友だちとうまく話せないと思う子どもは、学年にかかわらず1割程度存在します。また、一人でいる方が気楽だと思う子どもも中高生で1割程度います。

近年、スマートフォンが普及し、「子ども若者調査」でもスマートフォンの長時間利用が見られます。SNSの普及に伴うトラブルの増加も見据えつつ、日常的な場面でのコミュニケーションを円滑に行い、適切な人間関係を構築できるよう、子どもの頃から表現力や協調性を高めていくことが求められます。

■取組みの方向性

- 小・中学校においては、学力向上の取組みとともに、子どもの習熟度などを考慮しながら一人ひとりの学力に応じた支援を行うことで、学習意欲の向上や学習習慣の定着についても取り組みます。
- 生活面においては、学級担任を中心として、スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣を適切に行い、学校、さらには地域の関係機関・団体とも連携を図りながら、困難を抱えることなく学校に通い、学び、育っていくための体制を整えます。
- 学校での職場体験等、勤労観や職業観を身に付ける体験や、部活動等、責任感や連帯感などを育むような取組みを進めています。
- 様々な事情を有する子どもの置かれた状況を把握し、その子どもに寄り添い、自己肯定感を高められるような働きかけを行いながら、子どもの安定した日常生活を支援し、健やかな成長と社会的な自立を支援していきます。

³⁹ 自己有用感とは、「人の役に立った」、「人から感謝された」、「人から認められた」など、自分が属する集団のなかで、自分がどれだけ大切な存在であるかということを自分自身で認識すること。自分のあり方を積極的・肯定的に評価する「自己肯定感」とは、他者の存在があることが前提になっている点で異なる。

■主な取組み

学習支援事業	所管課:福祉管理課・指導室
基礎学力の定着に課題のある中学生を対象に、高校進学や将来の進路選択の幅を広げ、将来、経済的に自立した生活を送れるようにすることを目的として、区立中学校において、「基礎学力定着講座」を実施します。	

かつしか子ども応援事業【新規】	所管課:子ども応援課
家庭の経済状況や養育環境など様々な事情を有する子どもが、夢や希望を持って、健やかに成長し、様々な困難を有しても社会的に自立できるように、子どもとの関係づくりを行ながら、家庭や学校以外で安心して子どもが過ごすことができる場を提供します。 また、保護者の子育ての悩みや不安に応じる養育支援や日常生活の中から興味や関心を引き出し、学習等の意欲を喚起する支援を行うとともに、高校生世代の中途退学未然防止のための支援や中学卒業後進路未決定者や高校中退者の学び直し、就学支援などを行います。	

かつしかっ子チャレンジ	所管課:指導室
発達段階に応じた目標を設定し、着実に学力・体力の基礎・基本を身に付けさせるため、チャレンジ検定(学力・体力)により、定着度を確認し、目標に達しない児童・生徒への指導を行い、年度内の達成を目指します。	

中学生職場体験事業	所管課:指導室
キャリア教育の一環として区内の中学生の職業観の育成を図るため、5日間の職場体験を実施します。	

スクールカウンセラーの配置	所管課:学校教育支援担当課
不安や悩みを抱える児童・生徒や子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に関し専門的な知識や経験を持つ「スクールカウンセラー」を各学校に配置し、学校における教育相談体制づくりの確立やいじめ・不登校等、児童・生徒の問題行動等の解決に当たります。	

スクールソーシャルワーカーの派遣	所管課:学校教育支援担当課
総合教育センターに配置した社会福祉士が、学校からの相談事象に応じて、各学校を訪問するとともに、児童・生徒が置かれた様々な環境に起因する問題について、家庭への働きかけや関係機関との調整により解決に向けた支援を行います。	

施策③ 社会への参画の支援をします

若者の就職及び継続的な就業を支援するとともに、よりよい生活を目指した再就職や学びなおしの支援や社会生活において必要な知識を付与することで、社会的な自立の支援を行います。

■課題

【非正規雇用者のキャリアアップの支援】

平成27(2015)年国勢調査によれば、葛飾区における15～39歳の雇用者の26.2%がパート・アルバイト、4.5%が派遣社員で働いています。非正規雇用で働く人がより安定し、より収入のよい働き方を望む際に就職活動を支援することが必要となります。

【就労支援機関との連携】

国や東京都においても、若年者雇用対策として各種就職支援が行われています。また、葛飾区でも様々な就労支援が行われていますが、「子ども若者調査」によると、若者の就労を支援する組織や取組みについて、あまり知られていないものがありました。若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に發揮できるように、就労支援機関が連携して取り組むことが必要です。

【成年年齢引き下げに伴う消費者意識の向上】

民法等の改正により平成34(2022)年に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることで、18歳でも契約当事者になることが可能となります。保護者の承諾なく借入が可能になることや、悪質商法などの被害にあうことが懸念されることから、消費者意識の向上を図り、安全・安心な消費生活を確保するための取組みが必要です。

■取組みの方向性

- ハローワークなどと連携しながら就労のための講習や相談などを行うことで、それぞれが望む進路・働き方を実現できるように支援していきます。
- 障害者の就労については、一般就労の機会を図るとともに、継続的に働くことができるよう支援を行っていきます。
- キャリアアップを目指す若者や正社員での就職を希望する若者を対象として、求人情報の収集やその情報提供、また講習・相談などの支援を行っています。
- 成年年齢引き下げを見据え、大学生はもとより、早くから消費者意識を向上させるための消費者教育を行っていきます。

■主な取組み

雇用・就業マッチング支援事業	所管課:産業経済課
区民のキャリアアップと就労を支援するため、専門職員が、区内及び近隣の企業を訪問し、求人情報の収集や人材確保の相談を行い、収集した求人情報などを区民に紹介し、就労を支援します。また、求職者に個別カウンセリングや適職診断等を実施し、適切な職業の紹介を行います。	
雇用・就労促進事業	所管課:産業経済課
就職支援セミナーや合同就職面接会を開催することにより、若者等の求職者の就職促進を図ります。また、若者の人材確保と定着を図るため、事業主に対し奨励金を支給します。	
消費者教育事業	所管課:産業経済課
消費者教育を図り、自立した消費者になるための基礎的・基本的な知識・態度を育成します。そのため大学に講師を派遣するほか、早期教育のために小中学校等にも講師を派遣し、出前講座を実施することで消費者教育を推進します。	
生活困窮者就労準備支援事業	所管課:福祉管理課
直ちに就労することが困難な者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援を行います。	
障害者就労支援事業	所管課:障害福祉課
障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるようにするため、身近な地域において総合的な事業を実施し、もって障害者の自立と社会参加を一層促進します。	

(参考)国・東京都等の取組み

○ハローワーク:国(東京労働局)

地域の総合的雇用サービス機関として、求人の受理や職業の紹介をはじめ、雇用に関する各種の相談・指導などの業務を行っています。若者の就労に向けた支援として、大学院・大学・短大・高専・専修学校を卒業予定の方、卒業後おおむね3年以内の方を対象として就職を支援する「東京新卒応援ハローワーク」や正社員就職を目指す若者(おおむね45歳未満)を対象に職業相談、職業紹介、各種セミナーを行う「わかものハローワーク」があります。そのほか、都内各ハローワークに若者を対象とした「わかもの支援窓口」が設置されています。

「ハローワーク墨田」には、35歳未満の若者の職業相談・紹介を行う「ヤング相談コーナー」が設けられています。また、出先機関として、お花茶屋駅北口前に「かつしかワークプラザ」があります。求人検索パソコンの閲覧や職業相談窓口を開設しています。

○職業訓練受講給付金(求職者支援制度)

雇用保険を受給できない求職者の方(受給を終了した方を含む)が、ハローワークの支援指示により職業訓練を受講する場合、職業訓練期間中の生活を支援するための給付を受けることができる制度です。

○教育訓練給付制度

働く方の主体的な能力開発の取組み又は中長期的なキャリア形成を支援するため、教育訓練受講に支払った費用の一部を支給するとともに、専門実践教育訓練を受講する45歳未満の離職者の方に対しては、基本手当が支給終了後、失業状態にある場合に、生活の支援を行うことにより、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

○ハロートレーニング(公的職業訓練):国・都道府県

キャリアアップや希望する就職を実現するために、必要な職業スキルや知識を習得することができる公的な制度です。訓練受講に関する手続きや相談はハローワークで行っています。

○都立職業能力開発センター:東京都

求職・転職希望者に対し、一般向け、高年齢者向け、障害者向け等多様な科目の職業訓練を行うとともに、地域の中小企業の人材育成や人材確保の支援を行っています。

○東京しごとセンター:東京都

就職活動や就職後に役立つ知識・スキルを習得するための各種セミナーや能力開発、求人情報の提供・職業紹介まで、就職に関する一貫したサービスを提供しています。29歳以下を対象としたヤングコーナー(ジョブカフェ)では、就職支援アドバイザーによる個別カウンセリングなどの支援を行っています。また、「ハローワーク飯田橋U-35」が併設されていることから連携した対応も行われています。

基本方針2 様々な困難を有する子ども・若者および家族を支援します

施策① 学校生活に関わる課題への支援をします

様々な理由で学校に通うことに前向きになれず、さらには適応に課題を抱えることとなつた子どもに対して、適切な相談や支援を行っていきます。

■課題

【不登校とならないためのきめ細かい支援】

「子ども若者調査」では、小学5年生で約6%、中学2年生・高校2年生では約1割の子どもが、学校によく行きたくないと回答しています。このような子どもたちが不登校に至ることがないよう、子どもの不安や悩みに寄り添い、相談体制を充実させることが必要です。また、不登校やその傾向にある児童・生徒の状況把握を行い、一人ひとりの学校復帰に向けた支援策を検討し、きめ細かい支援を行うことが必要です。

【いじめ防止対策】

いじめはどの学校でも起こり得るものであり、いじめを背景とした生命や心身に重大な危険が生じた事案が社会問題化する中、平成25年(2013)9月には、いじめ防止対策推進法⁴⁰が施行されました。葛飾区におけるいじめの認知件数は、現時点では減少傾向にあります。しかし、いじめの防止については、学校と教育委員会とが情報を共有し、小さな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、積極的にいじめを認知していくことが重要です。

【日本語指導等が必要な子どもへの支援】

葛飾区においては外国人人口が増加傾向にあります。来日直後等で日本語能力が十分でない子どもは、学校生活の適応が難しくなる可能性もあることから、保護者も含めた日本語指導等の支援の充実が求められます。また、周囲の理解も必要です。

■取組みの方向性

- 学級担任を中心として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、不登校やその傾向にある児童・生徒の個々の事情を把握し、適切な支援を行っていきます。
- 総合教育センターにおける適応指導教室や、訪問型の学校復帰支援を行うことで、不登校からの復帰を支援していきます。
- すべての教職員がいじめ防止対策推進法が定める「いじめ」の定義を正しく理解し、いじめを漏れなく認知できるよう教職員研修を充実するとともに、学校が組織としていじめ防止対策を推進するようにします。
- 日本語能力が十分でない子どもに対しては、日本語の指導はもとより、保護者の通訳・翻訳等を支援し、日本の学校に馴染めるように支援していきます。

⁴⁰ いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めた法律。

○学校への適応に関する課題については、学校や総合教育センター等の区の取組みだけでなく、学外の専門機関、さらには学習支援や子どもの居場所づくりに取り組む地域団体ともスクールソーシャルワーカー等を通じて連携し、子ども一人ひとりにとって適切な支援について検討していきます。

■主な取組み

いじめ防止対策の推進	所管課:学校教育支援担当課
いじめ防止対策推進法並びに区及び各学校が策定している「いじめ防止基本方針」の理解促進を図り、区と学校は地域や家庭と連携しながら、いじめの未然防止、早期発見、適切な対処のための対策に取り組みます。	
いじめの防止等に向けた基本理念や区、学校、保護者、区民等の責務を明確にし、区、学校、地域が連携・協力していじめの防止等のための対策に取り組んでいくため、(仮称)葛飾区いじめ防止対策推進条例を制定し、周知徹底を図ります。	
学校支援総合対策事業(不登校対策プロジェクト)	所管課:学校教育支援担当課
【訪問型学校復帰支援】 総合教育センターに配置されている教員経験者と心理専門員が、各学期に1回以上各学校を訪問し、不登校やその傾向にある児童・生徒の状況把握を行い、個々の状況に応じた支援策を学校と協議して講ずることにより、早期の学校復帰を目指します。	
【適応指導教室の運営】 心理的な要因等により、登校できない状態にある児童・生徒に対して、自発的な学習や体験的な学習の場を提供するとともに、心理専門員による相談等を行い、学校復帰に向けた支援を行います。	
【校内適応教室の設置】 登校はできるものの、教室に入ることができない児童・生徒の学級復帰を支援するため、不登校の児童・生徒が多い学校に、支援員を配置した校内適応教室を設置します。	
学校支援総合対策事業(日本語指導の充実)	所管課:学校教育支援担当課
【日本語ステップアップ教室の運営】 来日直後等で、日常の学校生活で使う日本語や生活習慣についての指導が必要な児童・生徒に対して日本語の初期指導を行う「にほんごステップアップ教室」を運営します。	
【日本語学級の運営】 東京都の「公立小学校・中学校・義務教育学校日本語学級設置要綱」に基づいた日本語学級を運営します。また、適切にニーズ把握を行い、必要に応じて新規設置を行います。	
【日本語通訳の派遣】 日本語の理解が十分でない児童・生徒及びその保護者と教職員との間の意思疎通を支援するため、日本語通訳を派遣します。	

施策② 障害等に関する課題への支援をします

障害等のある子ども・若者が自立や社会参画に向けて取り組むことができるよう支援していきます。また、身体、知的障害だけでなく、発達が心配される子どもとその保護者が安心して暮らし、健やかに育ち、学校生活、そして自立した社会生活を送れるように支援を行っていきます。

■課題

【発達が心配される子どもへの対応】

厚生労働省の調査では、平成14(2002)年度の医療機関を受診した発達障害者数は3.5万人だったのに対して、平成26(2014)年度には19.5万人に増えています。葛飾区においても学校において発達が心配される子どもへの対応は課題となっており、すべての区立小・中学校に特別支援教室を設置して、学校生活で様々な困難を抱える児童・生徒への支援を行っていますが、継続的に取り組む必要があります。

【発達に課題のある子どもや若者の自立に向けた支援】

発達障害や適応に関する課題については、支援体制の充実とともに、保護者をはじめ周囲の発達に障害や課題のある子どもや若者一人ひとりの状況を理解し、一人ひとりに応じた環境を整えて支援していくことが重要です。

■取組みの方向性

- 発達が心配される子どもを、早期に相談機関につなぎ、適切な療育が受けられるように支援を行っていきます。
- 就学については、一人ひとりの子どもの教育ニーズを把握して適切な就学相談を行うとともに、特別支援教室の充実や自閉症・情緒障害特別支援学級の設置により、重層的な支援体制を整備していきます。
- 発達が心配される子どもだけでなく、在宅で痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な子ども(医療的ケア児)が、適切な支援を受けられるよう関係機関が連携して取り組むことが必要です。
- 障害等があっても地域で安心して暮らしていくためには、周囲の方の理解が必要です。一人ひとりの個性や人権について、さらに理解を高めていく取組みが大切になります。

■主な取組み

(再掲)障害者就労支援事業	所管課:障害福祉課
障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるようするため、身近な地域において総合的な事業を実施し、もって障害者の自立と社会参加を一層促進します。	

障害児通所支援	所管課:障害福祉課・障害者施設課
発達が心配される児童一人ひとりに、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の習得など集団生活への適応のための訓練を行います。	

子ども発達センター事業	所管課:障害者施設課
障害のある又は障害があると思われる満1歳6ヶ月から小学校に入るまでの乳幼児が、様々な形態の事業に分かれて通所しています。	

発達相談事業	所管課:子ども家庭支援課
子どもの発達などに悩む保護者に対する相談体制を充実させ、発達支援専門員(心理職・言語聴覚士)により助言を行います。	

学校支援総合対策事業	
(発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実事業)	
	所管課:学校教育支援担当課
【特別支援教室の充実】	
発達上の課題を抱えた児童・生徒に対する巡回指導を全小・中学校で実施します。また、巡回指導教員、特別支援教室専門員、特別支援教育コーディネーター、学校管理職を対象とした研修の充実等により、専門性の向上を図り、実施体制を強化します。	
【自閉症・情緒障害特別支援学級の設置】	
自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である児童・生徒や、主として心理的な要因による選択性かん默等があるので、社会生活への適応が困難である児童・生徒を対象とした固定式の特別支援学級を設置します。	

就学相談	所管課:学校教育支援担当課
障害のある又は障害があると思われる子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々に応じた教育内容と方法に基づく適切な就学相談を実施します。	

特別支援教育推進事業	所管課:学校教育支援担当課
小・中学校や公立幼稚園に対して、特別支援教育巡回指導員や心理専門員、教員経験者等からなる専門家チームを派遣することにより、特別支援教育を推進するための指導や助言を行います。	

施策③ 自立・社会参画に関する課題への支援をします

社会的な自立・社会参画に関して困難を有する子ども・若者に対する支援を行っていきます。

■課題

【若年無業者、ひきこもりの長期化を踏まえた自立促進】

若者無業者(ニート)を含む未就職の若者は、現在は家族に家計を立ててもらっていたとしても将来的には自立が困難になる可能性があります。就労意欲を高め、自立を促していくことが大切です。

ひきこもりの長期化は、保護者の高齢化によって生活困窮に陥る可能性が高いことから、自立と社会参画を支援する必要があります。

■取組みの方向性

○区においては、生活困窮者自立支援制度を踏まえ、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、自立していくことができるよう、一人ひとりの状況に応じた個別の支援計画を作成し就労に向けた支援を行っていきます。

○高等学校の中退の未然防止や中退者に対する支援、ひきこもり等の若者や家族の相談体制なども検討していきます。

○ひきこもりの対応などは、区にかぎらず、国や東京都の取組みを活用し、困難を抱える子ども・若者と既存の取組みをつなげることで対応していきます。そのためにも、地域若者サポートステーションや東京都ひきこもりサポートネットなどとの連携を行っていきます。

○家族の障害や疾病のため、その家族の介護や看護をすることによって、若者の自立や社会参画が妨げられることがあります。早期に相談が受けられるような体制の整備や関係機関が連携して適切な支援を行うことが必要となります。

○生きづらさを有する子ども・若者の支援にあたっては、経済的な課題や学校、職場での不適応、人間関係の悩み等の背景を考慮するとともに、多様な性、多様な生き方に対する視点も持つて取り組みます。

○ひきこもり相談の中には、こころの病気によるものもあります。こころの健康には、個人の心身の状況のほかに、社会経済状況、住居や職場の環境、対人関係など多くの要因が影響します。こころの病気によるものは、保健所・保健センターと連携して取り組みます。

■主な取組み

(再掲)生活困窮者就労準備支援事業	所管課:福祉管理課
-------------------	-----------

直ちに就労することが困難な者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援を行います。

生活困窮者自立相談支援事業	所管課:福祉管理課
---------------	-----------

生活困窮者の相談に広く対応し、相談者の状況や課題に応じた関係機関を案内するとともに、個別の支援計画を作成し、就労支援を始め包括的かつ継続的な支援を行います。

精神保健相談	所管課:保健予防課・保健センター
--------	------------------

うつ病、統合失調症、双極性障害、アルコール・薬物・インターネット等の依存症など、広範囲にわたる精神保健や精神障害に関する相談をし、悩みや不安を解消します。医師や保健師による相談を実施します。

(再掲)かつしか子ども応援事業【新規】	所管課:子ども応援課
---------------------	------------

家庭の経済状況や養育環境など様々な事情を有する子どもが、夢や希望を持って、健やかに成長し、様々な困難を有しても社会的に自立できるように、子どもとの関係づくりを行いながら、家庭や学校以外で安心して子どもが過ごすことができる場を提供します。

また、保護者の子育ての悩みや不安に応じる養育支援や日常生活の中から興味や関心を引き出し、学習等の意欲を喚起する支援を行うとともに、高校生世代の中途退学未然防止のための支援や中学卒業後進路未決定者や高校中退者の学び直し、就学支援などを行います。

若者支援体制の整備【新規】	所管課:子ども応援課
---------------	------------

長期にわたり就学・就労等の社会参加ができずにひきこもり状態等にある若者や、人間関係・仕事・孤独・将来への不安など、様々な悩みを持つ若者を支援するため、相談窓口を設置します。本人又はその家族等からの相談を受け、関係機関と連携して適切な支援を行います。

(参考)国・東京都等の取組み

○地域若者サポートステーション(サポステ):国

働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っています。

サポステは、厚生労働省が委託した全国の若者支援の実績やノウハウがあるNPO法人、株式会社などが実施しています。

○東京都若者総合相談センター（若ナビα）:東京都

幅広い分野にまたがる若者の問題について、相談を受け付けた上で、細やかで確実な見立てを行い、適切な支援機関につなぐことにより、若者の社会的自立を後押しします。

○東京都ひきこもりサポートネット:東京都

ひきこもりで悩んでいる本人やその家族、友人などからの相談に応じ、ひきこもりから脱する方法や支援機関の紹介などを行っています。国が都道府県および政令指定都市への設置を促進する「ひきこもり地域支援センター」に位置付けられています。

施策④ 非行・犯罪に関わる課題への支援をします

子ども・若者が非行・犯罪に陥ることのないように家庭・学校・地域で見守っていきます。非行、さらには犯罪に陥った子ども・若者に対しては、立ち直りや社会復帰のための取組みも必要となります。

■課題

【非行・犯罪防止活動の取組みとインターネット利用に係る犯罪被害等の防止】

内閣府によれば、青少年の非行情勢については、刑法犯少年の検挙人員は減少しているものの、人口比では成人と比べ高い水準にあるため、非行防止活動に積極的に取り組む必要があるとされています。被害の現状では、近年スマートフォンやSNSなどインターネットを利用した犯罪被害が増加しており、インターネット上の有害環境から子ども・若者を守る対策が求められています。保護者にとっては、子どもが犯罪に関わるようになるプロセスが見えにくく、対応が難しくなっていることからも、スマートフォンの利用にルールを設けるなど、対策を講じる必要があります。

【薬物乱用の防止】

近年、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の違法薬物の乱用が拡大し、特に若年層における薬物乱用の広がりは大変深刻と指摘されています。特に大麻については、検挙された者の約半数が30歳未満の者になっています。薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識してもらい、薬物乱用を未然に防止する取組みが必要となります。

■取組みの方向性

- 非行・犯罪の防止や更生、社会復帰については、区や学校のみならず、葛飾区保護司会⁴¹をはじめ、自治町会、PTAや青少年育成地区委員会、民生委員・児童委員⁴²、青少年委員など、地域で様々な人たちが連携を図って取り組んでいきます。
- 非行・犯罪からの更生・社会復帰に対しては、社会を明るくする運動を通して、非行・犯罪に陥った子ども・若者の立ち直りを支えるとともに、非行・犯罪のない地域づくりを進めています。
- 青少年への薬物乱用防止の教育・啓発や地域住民等に向けての普及啓発を行い、薬物が心身に及ぼす影響についての理解を促進し、地域社会全体で薬物乱用防止を図っています。
- 「子ども若者調査」では、SNSを長時間利用する中高生が多いことから、SNSやインターネット上で不適切なコミュニケーションを行わないよう、家庭などでルールを決めることも大切です。

⁴¹ 保護司とは、保護司法の規定に基づき、犯罪や非行をした人の更生や社会復帰のため、保護観察を通じて指導・助言するとともに、受入環境を整える活動を行う人。

⁴² 地域において、生活に困っている人や障害者、一人暮らしの高齢者、ひとり親家庭や育児・健康などの面で援助を必要とする人などを対象として、福祉全般にわたる相談や支援を行っているボランティア。厚生労働大臣から任務を委嘱される。

■主な取組み

薬物乱用防止啓発	所管課: 地域保健課
イベントや区立小中学校での薬物乱用防止教室等を通じ、薬物の恐ろしさや危険性などについて、区民への周知活動を行います。	
社会を明るくする運動	所管課: 地域教育課
「犯罪や非行のない明るい社会を築く」ことを目指し、法務省が主唱する全国的な運動。強調月間には、保護司会と協働し、駅頭における広報活動として啓発物品を配布するとともに、広く区民の理解を得るために「かつしか区民の集い」を実施します。	

(参考)国・東京都等の取組み

○ヤングテレホンコーナー: 警視庁

未成年の子どもとその家族、学校関係者から、非行や犯罪・トラブルをはじめ、いじめや不安、家族との関係など、様々な相談に専門の相談員や警察官が24時間対応する窓口(電話)を設置しています。

○東京こどもネット・ケータイヘルプデスク「こたエール」: 東京都

インターネットや携帯電話でのトラブルに巻き込まれて困っている青少年(小学生から高校生)やその保護者、学校関係者などが気軽に相談できる窓口です。

架空請求、不当請求、ネット上のいじめ・悪口、迷惑メール・有害サイトなどのトラブル、困りごとに幅広く対応します。

施策⑤ ひとり親家庭に関する課題への支援をします

ひとり親家庭への様々な支援を行うことで、子どもが健やかに育ち、自立していくことを実現する施策に取り組みます。

■課題

【ひとり親家庭に必要な支援の活用】

ひとり親家庭については、経済的な問題のほか、子育てや生活の面での課題が生じることが考えられます。ひとり親家庭の方が安心して生活していくために、必要な支援を行っていきます。

■取組みの方向性

○ひとり親家庭の支援としては、それぞれの家庭の課題や悩みについて相談に応じ、適切な助言や支援内容の紹介を行うことで、生活の安定化を図り、子どもが育つ環境を整えていきます。

○家庭生活の安定のためには保護者が就労し、経済的に安定することが不可欠であることから、就労支援も行っています。さらに生活資金の貸付や医療費助成を行っていきます。

■主な取組み

児童扶養手当

所管課: 子育て支援課

ひとり親家庭等に児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ります。

ひとり親家庭自立支援(給付金)

所管課: 子育て支援課

就職に有利な資格取得を支援することにより、ひとり親家庭の自立の促進を図ります。

ひとり親家庭自立支援(就労相談)

所管課: 子育て支援課

就労に関する支援を行うことにより、ひとり親家庭の母又は父が経済的に自立し、安定した生活を送れるようにします。

ひとり親家庭相談

所管課: 子育て支援課

問題や悩みを抱えるひとり親家庭の方が子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など、様々な支援・助言により、子どもが健やかに育ち、生活が安定・向上し、地域で安心して生活できるようにします。

(参考)国・東京都等の取組み

○ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣: 葛飾区社会福祉協議会⁴³

小学校3年生までの児童を扶養しているひとり親家庭が、日常生活において家事・育児に支障が生じた場合に一定期間ホームヘルパーを派遣します。1か月に6~12回の派遣を受けることができ、家庭の所得に応じて一部費用負担があります。

⁴³ 共に支え合う福祉のまちづくりの実現をめざして、高齢者、障害者、子ども達など、支援が必要な方々に対し、様々な支援活動や事業を推進している、社会福祉法に基づいて設置された非営利の民間組織。

施策⑥ 心身の安定・安心に関わる課題への支援をします

子どもの健全な育ちや将来に対して大きな影響を及ぼす虐待の未然防止と早期発見、早期対応を行っていきます。また、子ども・若者の自殺の防止についても取り組みます。

■課題

【虐待の早期発見、早期対応】

虐待は子どもの心身の成長や人格形成に大きな影響を及ぼします。「子ども若者調査」では、体罰は少ないながらも一定程度確認できました。全国的に児童虐待の発生件数は増加していることから、支援の必要な家庭を早期に発見し、適切な子育ての方法を伝えるとともに、子育て負担を軽減するサービスの充実に取り組む必要があります。

【子ども・若者の自殺防止】

葛飾区における自殺者数の推移をみると、過去5年間において39歳以下の自殺者数が一定数いることから、若者の自殺防止の取組みを行っていくことも必要です。

■取組みの方向性

- 子ども総合センターは児童虐待の早期発見のために、区民や関係機関から虐待が疑われる児童に関する通告を受け、児童相談所や警察、学校や児童福祉施設等の関係機関との連携を図り、子どもの保護や家庭への支援を行っていきます。また、児童相談所の開設に向け検討を進めています。
- 子ども・若者の自殺を防ぐため、小・中学校の教職員向けにゲートキーパー研修⁴⁴を実施するなど、こころの悩みを抱えたり、生きづらさを感じている子ども・若者を支援する体制を構築していきます。

⁴⁴ 厚生労働省が示す「ゲートキーパー=命の門番」として自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応（悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）ができる人材を養成するための研修。

■主な取組み

自殺対策事業

所管課: 保健予防課

自殺予防について、正しい知識を普及するために、講演会の実施やリーフレットの作成・配布等による啓発を行います。また、自殺の危険がある人に気付き、話を丁寧に聴いて必要な相談窓口に確実につなぐことができる人材を育成するため、職員等を対象にゲートキーパー研修を実施します。

児童相談体制の強化【新規】

所管課: 子ども家庭支援課

児童虐待や養育困難を始めとした子どもと家庭の問題に対して、子ども総合センターが中核となって関係機関とのネットワークを更に深化させ、適切な子育てサービスを、課題を抱える親子に対してより円滑に提供する体制を構築します。

また、平成35(2023)年を目指として児童相談所設置を図り、児童相談体制の強化を目指します。児童相談所設置後は、子どもの安全を守るための一時保護、法的対応等の介入的対応、保護者に代わって子どもの養育をする社会的養護まで、区が一貫して対応するために体制の強化をしていきます。

(参考)国・東京都等の取組み

○東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～: 東京都

自殺防止専用の相談電話窓口として、自殺の悩みを抱える人の相談に応じるとともに、各分野の専門相談機関と連携した支援を行っています。不安を抱えやすい夜間に相談できるよう、午後2時から午前5時30分まで開設しています。

○児童相談所全国共通ダイヤル 189(いちはやく)

「子どもたちや、子育てに悩む保護者のSOSをいちはやくキャッチ」ということで虐待が疑われたり、子ども本人が虐待を受けている、保護者自身が虐待をしているかもしれない不安になった場合に1年中、24時間もよりの児童相談所につながります。

基本方針3 生まれ育つ家庭の事情に左右されない子どもの育ちを支援します

施策① 子どもの育ち・学びへの支援をします

家庭の事情に左右されることなく、健やかに子どもが育ち、学び、自らが描く夢や希望に向かって進めるように支援をしていきます。

■課題

【学習・進学に必要な支援の活用】

あらゆる子どもが学ぶ機会を享受することが、将来的な自立には不可欠です。しかし、家庭の経済的な事情から、進学をあきらめる子ども・若者もいます。葛飾区ではその支援となる融資などを行っているものの、「子ども若者調査」では半数以上の方に知られていませんでした。学習・進学に対する支援施策を必要とする家庭に施策が活用されるように努める必要があります。

■取組みの方向性

- 貧困の連鎖を学力の面から解消していくことを目的として、生活保護受給世帯では、被保護世帯の小学4年生から高校3年生の子どもを対象として、通塾や通信講座を受講する費用を負担するほか、小学4年生から中学3年生が、学習・相談ボランティアの派遣を希望した場合、その経費を支給します。また、大学等への進学を目指す高校3年生の、大学等受験料を支給します(いずれも上限額があります)。
- 生活保護受給世帯以外でも、区立中学校を会場に、基礎学力定着講座として、学習支援事業を実施するほか、就学に際して必要な物品を購入するなどの費用を一部負担する援助や、高校等へ進学・通学する際の費用の貸付、また高校・大学等へ進学する際の資金の融資をあっせんする事業を行っています。
- 経済的な支援からも、子どもの教育の機会均等を図っています。
- 支援に関する情報を知らず利用できないことがないように、子どもや保護者にさらに周知し、利用を促しています。

■主な取組み

(再掲)学習支援事業

所管課:福祉管理課・指導室

基礎学力の定着に課題のある中学生を対象に、高校進学や将来の進路選択の幅を広げ、将来、経済的に自立した生活を送れるようにすることを目的として、区立中学校において、「基礎学力定着講座」を実施します。

葛飾区被保護者自立促進事業(次世代育成支援プログラム)

所管課:西生活課・東生活課

子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、被保護者世帯の子弟に対する支援が必要であることから、在宅での学習環境を整える必要のある者について、学習塾への通塾、通信講座、補習講座の受講等を促すことにより、その者や当該世帯に対して将来的な自立に向けた支援を行うことを目的とします。

(生活保護受給者のみ該当)

葛飾区奨学資金貸付事業

所管課:教育総務課

高等学校、高等専門学校等に入学又は在学する生徒に対して、修学のために必要な学資金を貸し付け、社会に貢献しうる人材を育成することを目指します。

葛飾区私立高等学校・大学等入学資金融資あっせん

所管課:教育総務課

私立の高等学校・高等専門学校・大学・短期大学等に入学する生徒を持つ保護者などで、入学に際して必要な資金の調達が困難な者に対して、その資金の融資をあっせんすることで、教育の機会均等に寄与することを目指します。

就学援助

所管課:学務課

学校教育法第19条に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。

(参考)国・東京都等の取組み

○受験生チャレンジ支援貸付事業:葛飾区社会福祉協議会

学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講料や、高校や大学などの受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯に必要な資金の貸付を行うことにより、将来の自立に向けて意欲的に取り組む子供たちが高校や大学への進学を目指し、受験に挑戦することを支援する事業です。

施策② 子どもが育つ家庭への支援をします

経済的に課題を抱えながら子育てを行う家庭に対して支援を行い、課題を抱えることなく、健やかに子どもを育てられる家庭環境になるよう努めます。

■課題

【経済的自立に対する支援】

子どもが健やかに育っていくためには、生活基盤となる家庭環境が整っていることが重要です。経済的な課題を抱える家庭に対しては、金銭的な援助も必要ですが、同時に保護者が就労し、経済的に自立していくための支援も大切です。ハローワーク等と連携した就労支援が求められます。

■取組みの方向性

○経済的な課題を抱える家庭に対して生活支援、就業支援、経済的支援などを行うことで、子育てに影響を及ぼさないように取り組んでいきます。

■主な取組み

家計改善支援事業

所管課: 福祉管理課

家計に問題を抱える者の相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出したうえで、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生される支援を行います。

(再掲)生活困窮者就労準備支援事業

所管課: 福祉管理課

直ちに就労することが困難な者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援を行います。

(再掲)生活困窮者自立相談支援事業

所管課: 福祉管理課

生活困窮者の相談に広く対応し、相談者の状況や課題に応じた関係機関を案内するとともに、個別の支援計画を作成し、就労支援を始め包括的かつ継続的な支援を行います。

児童手当

所管課: 子育て支援課

児童手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ります。

(再掲)ひとり親家庭自立支援(給付金)

所管課: 子育て支援課

就職に有利な資格取得を支援することにより、ひとり親家庭の自立の促進を図ります。

(再掲)ひとり親家庭自立支援(就労相談)

所管課: 子育て支援課

就労に関する支援を行うことにより、ひとり親家庭の母又は父が経済的に自立し、安定した生活を送れるようにします。

(参考)国・東京都等の取組み

○生活福祉資金の貸付: 葛飾区社会福祉協議会

低所得世帯(収入基準あり)、身体・知的・精神障害者の属する世帯、要介護の高齢者の属する世帯への貸付制度です。具体的な利用目的がある場合に、該当する貸付種類の貸付を行います。また、緊急的、一時的に生計の維持が困難になった場合には緊急小口資金による貸付があります。いずれも貸付には条件があります。

基本方針4 地域全体で支える環境を整えます

施策① 地域全体で支える環境を整えます

全庁的な連携はもとより、関係機関・団体を含んだ地域全体が有機的に連携する体制を構築し、関係機関の代表者から実務者まで様々なレベルで一体的な支援を行います。

■課題

【地域全体で支援する体制の検討】

現状、就学前から小・中学校に至るまでは切れ目のない体制が構築されています。中学卒業後から社会的自立が求められる若者に至るまでの年代については、例えば中途退学した子どもや中学卒業後に進学・就職しなかった子どもで支援が必要な場合でも、アプローチが難しい現状です。

これらの課題に対応していくためには、国や東京都、関係機関・団体などと連携して取り組んでいく必要があります。

■取組みの方向性

- 既存のネットワークにくわえ、本計画を検討・策定した葛飾区子ども・若者支援地域協議会を継続的に開催し、関係機関・団体の連絡調整を行うとともに、ネットワークを広げていきます。
- 子ども・若者を取り巻く多岐に渡る課題への対応を地域を挙げて取り組む体制をつくることを目指します。
- 子ども・若者の学びや育ち、自立のために活動する地域の団体を支援し、活動を活性化していくことで、子ども・若者の支援をより一層充実させていきます。

■主な取組み

葛飾区子ども・若者支援地域協議会	所管課:子ども応援課
子ども・若者育成支援推進法第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため協議会を設置し、子ども・若者に対する支援に関する情報交換及び連絡調整や連携及び協力体制の整備を行います。	
子ども・若者活動団体支援【新規】	所管課:子ども応援課
社会生活を営む上で、様々な困難や事情を有する葛飾区内の子ども・若者(おおむね39歳まで)を対象に支援を行う地域活動団体に対し、活動の立上げに係る経費や運営経費の一部を補助し、活動を支援するとともに、地域活動団体との連携を深め、子ども・若者の自立や健やかな育成を図ります。	
子ども会育成会活動支援	所管課:地域教育課
区と子ども会育成会連合会との共催事業である「ジュニア・リーダー講習会」、「子どもまつり」、「かつしか少年キャンプ」等の開催や子ども会活動に関する相談や情報の提供等により子ども会活動を支援し、青少年の健全育成を図ります。	
青少年委員活動支援	所管課:地域教育課
青少年委員の活動が効果的に行われるよう、毎月1回の定例会(研修会)や委員会内部に設置した8つのブロック会と5つの専門部の委員活動を支援し、青少年の健全育成を図ります。	
青少年育成地区委員会支援	所管課:地域教育課
青少年育成地区委員会の運営及び地区組織活動を推進するため、地区委員会に対して補助金を交付します。また、地区委員研修会、「少年の主張大会」、「かつしか郷土かるた全区競技大会」、地区ロードレース大会や、他団体と協働して実施している「子どもを犯罪から守るまちづくり活動」などの地区委員会活動を支援し、青少年の健全育成を図ります。	
子ども・若者応援ネットワーク連携講座	所管課:生涯学習課
区民団体「かつしか子ども・若者応援ネットワーク」と連携し、学習の機会をつくり、区民へ周知することで不登校・ひきこもりへの関心を広げること、講座を開催する過程で関係者同士の関係をつなげる場をつくること、広報を通して学習機会等の情報を発信し、孤立している家庭等への支援の入口をつくることを目的とします。	

第5章 計画の推進

1 計画推進のための取組み

(1)切れ目のない支援体制の構築

子ども・若者の育つ過程において制度を移行する時期の連携が必要となります。困難を抱えた子ども・若者が社会的に自立できるように切れ目のない支援の体制の構築に努めます。

(2)施策や機関・組織の的確な情報提供

子ども・若者の育ちや自立を支援し課題に対応する施策や機関・組織に対する認知度が高くない現状は、課題を抱えた子ども・若者やその家庭が相談をしたいときに、相談できないまま不安を抱え込むことにもつながりかねません。個々の施策や機関・組織について周知を図り、子ども・若者の育ち・自立を切れ目なく支える体制や課題への対応を総合的に周知するとともに、課題を抱えることになっても相談先にアクセスが可能なよう、ウェブサイトなど多様な情報提供に取り組みます。

2 計画の推進体制

本計画で位置付けた取組みは、子ども・子育て分野だけではなく、福祉、教育、保健・医療、雇用など、幅広い分野にわたります。庁内の関係部局と定期的に情報交換を行い、施策の進捗状況等を共有し、庁内横断的な対応ができるように体制を整えます。

また、教育、福祉、保健・医療、矯正・更生保護、雇用及び健全育成の関係機関の代表者などで構成する葛飾区子ども・若者支援地域協議会において、各分野の情報交換を行うとともに、事業面で必要な連携が図れるように、必要に応じて実務者レベルの専門部会を設置します。

3 進捗評価

毎年度、国や都・区の統計を用いた分析や区の事業の改廃等を含めた現状の把握等を行い、施策の実施状況を点検します。結果は、「葛飾区子ども・若者支援地域協議会」に報告するとともに、区ホームページ等で公表します。

また、計画の改定時期には、毎年度行う点検と合わせて、子ども・若者世代の実態をアンケート調査等で把握し、本計画の評価を行います。本計画の評価は、「葛飾区子ども・若者支援地域協議会」に報告するとともに、区ホームページ等で公表します。

資料編

子ども・若者育成支援推進法

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 子ども・若者育成支援施策(第七条—第十四条)

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援(第十五条—第二十五条)

第四章 子ども・若者育成支援推進本部(第二十六条—第三十三条)

第五章 罰則(第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営むまでの困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようになるための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。)について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策(以下「子ども・若者育成支援施策」という。)を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。

二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようになるとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。

三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。

四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境(教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。)の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営むまでの困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのつとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
- 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
 - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
 - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
 - ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
- 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
- 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
- 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における

子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一條 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上で困難を有したこととなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知識を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に關し他の構成機関等から要請があつた場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。

- 2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関

等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようになるため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体(協議会を設置していない地方公共団体を含む。)に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務(調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務等)

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務
- 2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 総務大臣

三 法務大臣

四 文部科学大臣

五 厚生労働大臣

六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則(平成二七年九月一日法律第六六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

子供・若者育成支援推進大綱(概要)

平成28年2月9日(火)
子ども・若者育成支援推進本部決定

子供・若者育成支援推進大綱（概要）
～全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して～

子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるもの。

第1 はじめに

○全ての子供・若者が自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。

○子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題である。なお、一人一人の子供・若者の立場に立って、生涯を見通した長期的視点、発達段階についての適切な理解の下、最善の利益を考慮する必要がある。

○全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指す。

現状と課題

【家庭】・親が不安や負担を抱えやすい現状にあり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要
・貧困の連鎖を断つための取組、児童虐待を防止するための取組の必要
・家庭環境は多様であり、子供・若者、家族に対して、個々の状況を踏まえた対応が必要

【地域社会】・地域におけるつながりの希薄化の懸念
・地域住民、NPO等が子供・若者の育成支援を支える共助の取組の促進が必要

【情報通信環境】・常に変化する情報通信環境は、子供・若者の成長に正負の影響をもたらす
・違法・有害情報の拡散、ネット上のいじめ、ネット依存への対応が必要

【雇用】・各学校段階を通じ、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育てるキャリア教育、就業能力開発の機会の充実が重要
・円滑な就職支援、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等による若者の雇用安定化と所得向上が重要

これまでの取組の中で顕在化してきたもの +

【課題の複合性、複雑性】困難を抱えている子供・若者について、子供の貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることが顕在化。

第2 基本的な方針(5つの重点課題)

1. 全ての子供・若者の健やかな育成
・基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上、規範意識や思いやりの心の涵養
・心・身体の健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成
・地域の実情を踏まえた、子供・若者育成支援に関する相談窓口の整備の促進

2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援
・年齢階層で途切れさせない継続的なネットワーク及び多機関が有機的に連携した横のネットワークの構築を通じた支援
・家庭等に出向き支援するアウトリーチ(訪問支援)の充実
・子供の貧困対策、児童虐待防止対策の強化

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備
・地域等で実施される各種の体験・交流活動の充実
・インターネットの急速な普及を踏まえた情報通信技術の適切な利用

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成
・官公民連携による地域における共助機能の充実
・総合的な知見を有するコーディネーターの養成

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
・グローバル人材、科学技術人材の育成
・情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
・地域づくりで活躍する若者の応援

第3 基本的な施策

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

(1)自己形成のための支援
①日常生活能力の習得
・インターネットの適切な利用に関する学習活動の推進 等
②学力の向上 ③大学教育等の充実

(2)子供・若者の健康と安心安全の確保
①健康教育の推進と健康の確保・増進等
・心の健康、薬物乱用、発達段階に応じた性に関する知識の教育の充実 等
・妊娠・出産・育児に関する正しい理解に係る教育や情報提供の充実
②子供・若者に関する相談体制の充実
・困難を抱えた場合の相談先や解決方法の啓発広報
・子ども・若者総合相談センターの充実
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用 等
③被害防止のための教育
(3)若者の職業的自立、就労等支援
①職業能力・意欲の習得 ②就労等支援の充実
(4)社会形成への参画支援

2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援

(1)子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実
・子ども・若者支援地域協議会の設置促進・活動の充実
・アウトリーチ(訪問支援)に携わる人材の養成 等

(2)困難な状況ごとの取組
①ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者への支援等
・地域若者サポートステーションによる支援の充実 等
②障害のある子供・若者の支援
③非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等
④子供の貧困問題への対応
・国民運動の取組の展開、充実 等
⑤特に配慮が必要な子供・若者の支援

(3)子供・若者の被害防止・保護
①児童虐待防止対策
・児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応 等
②子供・若者の福祉を害する犯罪対策

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- (1)家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
 - ①保護者等への積極的な支援
 - ②「チームとしての学校」と地域との連携・協働
 - ③地域全体で子供を育む環境づくり
 - ・放課後子どもも総合プランの推進
 - ・社会性・人間性等を育む多様な体験・交流活動の推進 等
 - ④子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり
- (2)子育て支援等の充実
- (3)子供・若者を取り巻く有害環境等への対応
 - ・安全・安心なインターネットの利用に関する教育・啓発活動の強化
 - ・ネット依存の傾向が見られる青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施 等
- (4)ワーク・ライフ・バランスの推進

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- (1)地域における多様な担い手の養成
 - ・子育て経験者や様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の多様な主体の参加促進 等
- (2)専門性の高い人材の養成・確保
 - ・総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成
 - ・教育、医療・保健、福祉等の専門職の人材確保、専門性の向上

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- (1)グローバル社会で活躍する人材の育成
 - ・留学支援の充実 等
- (2)イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成
 - ・先進的な理数教育の支援 等
- (3)情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
 - ・情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成
- (4)地域づくりで活躍する若者の応援
 - ・地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成
 - ・「地域おこし協力隊」の推進 等
- (5)国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成
 - ・国際大会で活躍が期待できる競技者の发掘・育成・強化
 - ・世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成
- (6)社会貢献活動等に対する応援
 - ・内閣総理大臣表彰の創設

第4 施策の推進体制等

- (1)子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有 (2)広報啓発等 (3)国際的な連携・協力
- (4)施策の推進等
 - ・地域における先進的な活動についての情報を共有しつつ、行政、学校、企業、NPO等の連携を強化し、社会總がかりでの取組を促進 等

子どもの貧困対策の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 基本的施策(第八条—第十四条)

第三章 子どもの貧困対策会議(第十五条・第十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱(以下「大綱」という。)を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

- 3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。
- 6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県子どもの貧困対策計画)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項において「計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の支援)

第十一條 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議(以下「会議」という。)を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 大綱の案を作成すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。
- 3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げ

る事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

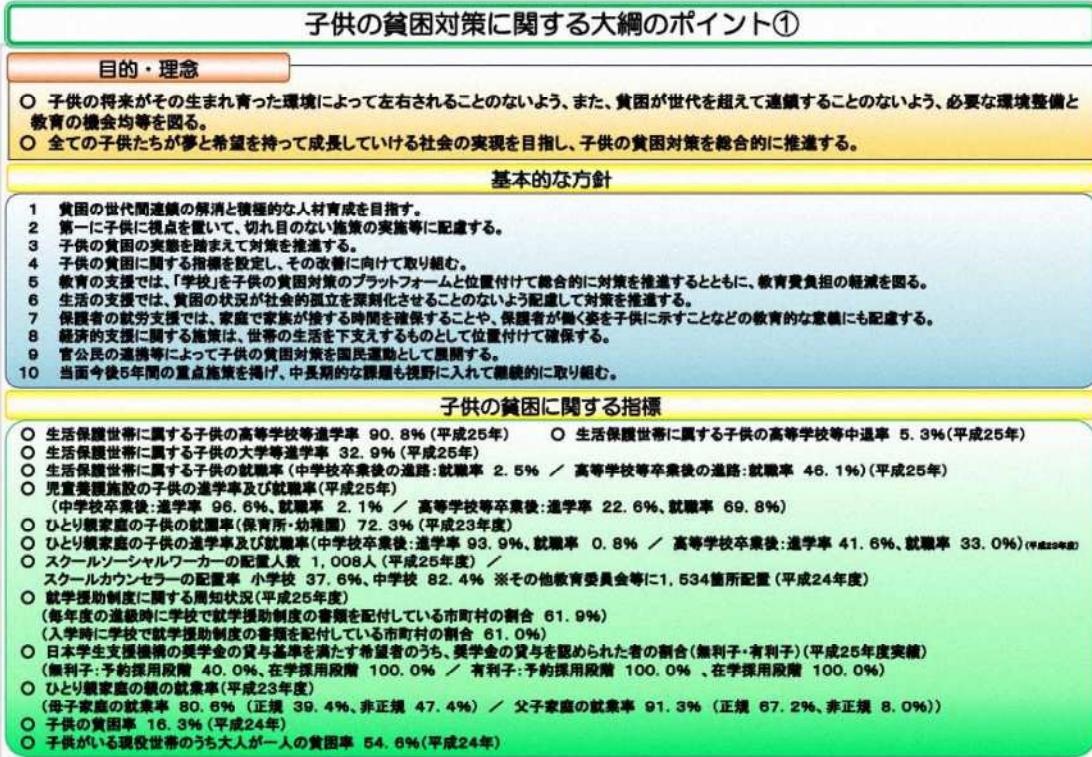
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

子どもの貧困対策に関する大綱について(概要)



子供の貧困対策に関する大綱のポイント②

指標の改善に向けた当面の重点施策

教育の支援

- 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
 - ・学校教育による学力保障／学校を窓口とした福祉関連機関等との連携／地域による学習支援／高等学校等における就学継続のための支援
- 貧困の連續を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
- 就学支援の充実
 - ・義務教育段階の就学支援の充実／「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減
 - ／特別支援教育に関する支援の充実
- 大学等進学に対する教育機会の提供
 - ・高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実／国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
- 生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援
 - ・学生のネットワークの構築／夜間中学校の設置促進／子供の食事・栄養状態の確保／多様な体験活動の機会の提供

生活の支援

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援／保育等の確保／保護者の健常確保／母子生活支援施設等の活用
- 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等の退所児童等の支援／食育の推進に関する支援／ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援
- 関係機関と連携した包括的な支援体制の整備
- 子供の就労支援
 - ・ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援／親の支援のない子供等への就労支援
 - ／定時制高校に通学する子供の就労支援／高校中退者等への就労支援
- 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化／相談職員の資質向上
- その他の生活支援
 - ・妊娠期からの切れ目ない支援等／住宅支援

葛飾区子ども・若者支援地域協議会の設置

葛飾区子ども・若者支援地域協議会設置要綱

平成29年8月23日

29葛子応第27号

区長決裁

(設置)

第1条 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号。以下「法」という。)第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する葛飾区内に居住する子ども・若者(以下「子ども・若者」という。)に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、葛飾区子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)子ども・若者に対する支援に関する情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2)子ども・若者に対する支援に必要な連携及び協力体制の整備に関すること。
- (3)子ども・若者に対する支援に関する調査研究及び広報啓発に関すること。
- (4)法第9条第2項の規定により葛飾区が策定する葛飾区子ども・若者計画の検討に関すること。
- (5)前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、学識経験者、別表に掲げる関係機関及び団体等(以下「関係機関等」という。)に属する者又は別表に掲げる職にある者から区長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、学識経験者をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 協議会に副会長を置き、葛飾区子育て支援部長をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、次に掲げる場合に該当するときは、非公開とする。

(1)葛飾区情報公開条例(平成4年葛飾区条例第30号)第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれる事項について協議するとき。

(2)前号に掲げる場合のほか、協議会が必要と認めるとき。

3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、必要な協力を求めることがある。

(専門部会)

第7条 協議会は、特定の事項を調査検討する必要があるときは、専門部会を設けることができる。

2 専門部会の構成員は、協議会において選任する。

3 専門部会に部会長を置く。

4 部会長は、専門部会における調査検討の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

(子ども・若者支援調整機関)

第8条 法第21条第1項の規定により区長が指定する子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)は、葛飾区子育て支援部子ども応援課とする。

2 調整機関は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)協議会に関する事務の総括及び連絡調整に関すること。

(2)子ども・若者に対する支援の実施状況の把握及び進行管理に関すること。

(3)前2号に掲げるもののほか、協議会の運営に必要な事項に関すること。

(秘密保持義務)

第9条 協議会の事務(専門部会及び調整機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

付則

(施行期日)

1 この要綱は、区長決裁日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

付 則(平成30年6月1日葛子応第35号子育て支援部長決裁)

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	関係機関等の名称
教育	葛飾区立小学校長会
	葛飾区立中学校長会
	区内都立高等学校長
福祉	葛飾区民生委員児童委員協議会
	葛飾区私立学童保育クラブ連合会
	区内児童養護施設
	区内障害児通所施設
保健・医療	一般社団法人葛飾区医師会
	公益社団法人葛飾区歯科医師会
矯正・更生保護	東京都足立児童相談所
	葛飾区保護司会
雇用	墨田公共職業安定所
健全育成	葛飾区自治町会連合会
	葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会
	葛飾区青少年委員会
	葛飾区子ども会育成会連合会
	かつしか子育てネットワーク
葛飾区	葛飾区政策経営部長
	葛飾区産業観光部長
	葛飾区福祉部長
	葛飾区健康部長
	葛飾区子育て支援部長
	葛飾区教育委員会事務局学校教育担当部長

葛飾区子ども・若者支援地域協議会委員名簿(平成29～31年度)

区分		氏名	職名	備考
学識経験者	◎	藤岡 孝志	日本社会事業大学 教授	
教育		齋藤 往子	葛飾区立小学校長会	
		臼倉 孝弘	葛飾区立中学校長会	
		渡邊 範道	区内都立高等学校長	
福祉		村上 牧夫	葛飾区民生委員児童委員協議会	
		鈴木 秀史	葛飾区私立学童保育クラブ連合会	
		福島 一雄	区内児童養護施設	平成30年3月31日まで
		齋藤 美江子	区内児童養護施設	平成30年4月1日から
		津田 望	区内障害児通所施設	
保健・医療		富田 秀人	一般社団法人葛飾区医師会	
		大原 義治	公益社団法人葛飾区歯科医師会	
矯正・更生保護		大浦 俊哉	東京都足立児童相談所	平成30年3月31日まで
		辰田 雄一	東京都足立児童相談所	平成30年4月1日から
		江良 ヒデ子	葛飾区保護司会	
雇用		柏葉 英彦	墨田公共職業安定所	
健全育成		渡辺 立春	葛飾区自治町会連合会	
		井上 利一	葛飾区青少年育成地区委員会 会長連絡協議会	
		押野 京子	葛飾区青少年委員会	
		石橋 健一	葛飾区子ども会育成会連合会	
		篠原 淑子	かつしか子育てネットワーク	
葛飾区		田口浩信	葛飾区政策経営部長	
		酒井威	葛飾区産業観光部長	
		坂井保義	葛飾区福祉部長	
		中西好子	葛飾区健康部長	平成30年3月31日まで
		清古愛弓	葛飾区健康部長	平成30年4月1日から
	○	中島俊一	葛飾区子育て支援部長	平成30年3月31日まで
	○	横山雄司	葛飾区子育て支援部長	平成30年4月1日から
		平沢安正	葛飾区教育委員会事務局学校 教育担当部長	平成30年3月31日まで
		杉立敏也	葛飾区教育委員会事務局学校 教育担当部長	平成30年4月1日から

◎=会長、○=副会長

(敬称略)

葛飾区子ども・若者計画 検討経過

(1) 葛飾区子ども・若者支援地域協議会

年度	開催回数	開催月日	検討内容
平成29年度	第1回	10月10日	(1)(仮称)葛飾区子ども・若者計画の策定について (2)その他
	第2回	12月19日	(1)子ども・若者に関する調査の実施について (2)その他
	第3回	3月30日	(1)子ども・若者に関するアンケート調査結果(速報値)について (2)(仮称)葛飾区子ども・若者計画の策定について
平成30年度	第1回	5月31日	(1)子ども・若者に関する調査の結果について (2)(仮称)葛飾区子ども・若者計画の概要について (3)今後のスケジュールについて
	第2回	8月29日	(1)葛飾区子ども・若者計画(骨子案)について (2)今後のスケジュールについて
	第3回	11月20日	(1)葛飾区子ども・若者計画(素案)について (2)今後のスケジュールについて
	第4回	2月5日	(1)葛飾区子ども・若者計画(案)について (2)今後のスケジュールについて

(2) 区民意見提出手続(パブリックコメント)

実施期間	平成 30 年 12 月 12 日(水)から平成 31 年 1 月 10 日(木)まで
閲覧場所	区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館、地区図書館、男女平等推進センター、児童館、子ども総合センター、金町子どもセンター、子ども応援課 計 54 か所 ※区ホームページからも閲覧できるようにした。
意見提出者	13 人
意見総数	32 件

葛飾区子ども・若者に関する調査

調査目的

○葛飾区子ども・若者計画を策定するにあたり、子ども・若者世代(0~39歳)の生活環境等を把握するためアンケート調査を実施しました。

調査対象

No	調査対象	発送数
1	未就学児(5~6歳)(保護者)	1,400件
2	小学2年生(保護者)	1,400件
3	小学5年生(本人及び保護者)	1,400件
4	中学2年生(本人及び保護者)	1,400件
5	高校2年生になる年齢(本人及び保護者)	1,400件
6	若者(18歳以上39歳以下の本人)	1,500件

※住民基本台帳より無作為に抽出

調査方法

対象者に郵便にて発送・回収を行いました。

調査時期

平成30(2018)年2月5日(月)~2月21日(水)

回収数および回収率

no	調査名称	回収数	回収率
1	未就学児調査	723件	51.6%
2	小学2年生調査	727件	51.9%
3	小学5年生調査(保護者)	655件	46.8%
	小学5年生調査(子ども)	644件	46.0%
4	中学2年生調査(保護者)	526件	37.6%
	中学2年生調査(子ども)	492件	35.1%
5	高校2年生調査(保護者)	461件	32.9%
	高校2年生調査(子ども)	423件	30.2%
6	若者調査	457件	30.5%

取組み一覧

葛飾区子ども若者計画において区が実施する取組みを、基本方針および施策ごとにまとめます。

基本方針1 子ども・若者の健全な育ち、自立を支援します

施策① 成長に応じた発達の支援をします

名称	内容	所管課
ゆりかご葛飾	妊娠初期に個別に面接(ゆりかご面接)を行い、一人ひとりの状況にあわせた出産直後までのサポートプラン「葛飾区ゆりかごプラン」を作成し、必要な支援を行う。 乳幼児健康診査や産前・産後の母子を支える様々な事業、医療機関と連携し、就学期前までの継続的な支援を行う。 区民に身近な子育て支援拠点施設や保健センターなどにおいて、保護者の心身の健康の保持増進を図るための教室、講座等を実施する。また、妊娠・出産・育児に関する情報提供を行うほか、遊びなどの活動の中で気軽に相談に応じる。	地域保健課 保健センター 育成課 子ども家庭支援課
親子の歯育てすくすくクラブ(すくすく歯育て支援事業)	歯がはえはじめめる10か月児とその母親を対象に、むし歯予防に関する健康教育を実施する。同時に保健師、栄養士の健康教育も実施し、子育て不安の解消も図る。	健康づくり課
すくすく歯育て歯科健診(すくすく歯育て支援事業)	むし歯が急増する2歳の時期に子どもと母親をペアにした歯科健診と予防処置を行い、母親のむし歯予防についての理解を深めるとともに、かかりつけ歯科医の定着を図る。	健康づくり課
ハッピーバースデイすくすく歯科健診(すくすく歯育て支援事業)	1歳児を対象に歯科健診・歯科保健指導を実施し、むし歯予防のポイントや家族でのケアの方法について個別にアドバイスを行うとともに、身体測定により、子どもの成長や発育を確認する。また、必要に応じて個別育児相談を行う。	健康づくり課
母子保健指導事業	これから親となる方や子育て中のご両親に、母親学級や育児学級等で、親となる心構えや出産や育児に関する指導を行う。また、こんにちは赤ちゃん訪問事業等では産婦や乳児の健康管理や育児情報の提供とともにエジンバラうつ問診票を活用して心のケアが必要な方には親と子のこころの相談室などでフォローする。さらに、母子が地域で孤立せず、育児ができるよう、同じ月齢の親子等のグループ活動を支援し、安心して育児ができる環境を整える。	保健センター 子ども家庭支援課
子どもの健全育成事業	子どもの自主性や創造性を培い、健やかな成長を促すとともに、子育てに悩む保護者の支援や保護者間の交流を図る。	育成課
地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)	概ね3歳児までのお子さんと保護者を対象に、場の提供と合わせて、子育て講座や季節ごとの行事を開催したり、育児相談などを行う。保育所の一部、健康プラザかつしか(※1)、金町子どもセンター(※2)等で実施する。 ※1 健康プラザかつしか事業利用者へ「来館者一時預かり事業」も行う。 ※2 臨床心理士(週1回)や保育士による子育て相談も行う。	育成課 子育て支援課 子ども家庭支援課
ふれあい体験保育	近年の核家族化や都市化の進行に伴う保護者の子育ての不安や悩みを解消するため、幼児等と保護者が同一年齢の保育園児とふれあう保育体験や、保護者の育児相談に応じる。	保育課

名称	内容	所管課
子育て支援ボランティア派遣事業費助成	児童虐待の予防のための方策のひとつとして、社会福祉法人が実施する事業に補助をするもの。事業内容は、未就学児がいる家庭に研修を受けたボランティアが定期的に訪問し、親の話を傾聴しながら子育てを支援する。ボランティアの育成も併せて行う。	子ども家庭支援課
母子医療給付事業	2000g以下の未熟児や乳幼児・児童、妊娠高血圧症候群等の対象者に医療費助成を行う。	子ども家庭支援課
母子健康診査事業	妊婦及び乳幼児の健康診査を行い、指導が必要な方には保健指導を行い、精密検査や治療が必要な方には医療機関へ受診できるよう支援する。 5歳児健康診査として、年度内に5歳になる児を持つ保護者へアンケート調査を通じて相談を行い、幼児の健全な育成を期する。	子ども家庭支援課
スタートカリキュラム	小学校入学時に、幼稚園、保育所、認定こども園などの遊びや生活を通した学びや育ちを基礎として、主体的に自己を発揮できる場を意図的につくるカリキュラムを実施し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図る。	指導室
かつしか家庭教育のすすめの作成及び配付	かつしか家庭教育のすすめを区内の幼稚園、保育園、認証保育所等に在籍している児童(5歳児)の保護者及び「家庭教育講座」の参加者等に配付することなどにより、基礎的な社会ルールや家庭教育の大切さを啓発する。	地域教育課
セカンドブック事業	絵本でお子さんのことばや心を育てる力を応援するため、3歳のお子さんを対象に、将来の読書活動を豊かにする絵本を配付する。	中央図書館
ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を介して言葉と心を通わす、そのかけがえのないひとときを応援するため、保健センターで実施される乳児健診(3~4か月児健診)において、絵本やイラストアドバイス集などを入れた「ブックスタートパック」を手渡し、読み聞かせを行う。	中央図書館

施策② 自立に向けた準備の支援をします

名称	内容	所管課
子ども広報	小・中学生が区内の産業や歴史など、様々なテーマで体験取材し、広報かつしかの記事にまとめてことで、地域社会の様子や課題などを学ぶとともに、今後自分たちが暮らす街について考えるきっかけとする。	広報課
学習支援事業	基礎学力の定着に課題のある中学生を対象に、高校進学や将来の進路選択の幅を広げ、将来、経済的に自立した生活を送れるようにすることを目的として、区立中学校において、「基礎学力定着講座」を実施する。	福祉管理課 指導室
葛飾区被保護者自立促進事業(次世代育成支援プログラム)【学習環境整備支援費の支給】	【学習環境整備支援費】 子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、生活保護受給世帯の小学4年生から高校3年生が、学習塾等への通塾や通信講座の受講等を希望する場合、必要な経費を支給する。(生活保護受給者のみ該当・上限額あり)	西生活課 東生活課

名称	内容	所管課
葛飾区被保護者自立促進事業(次世代育成支援プログラム)【学習・相談ボランティア派遣費用の支給】	【学習・相談ボランティア】 子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、生活保護受給世帯の小学4年生から中学3年生が、学習・相談ボランティアの派遣を希望する場合、必要な経費を支給する。(生活保護受給者のみ該当・上限額あり)	西生活課 東生活課
学童保育クラブ	児童福祉法に基づき、保護者が就労等により屋間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、保育所等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、その健全な育成を図る。	育成課 放課後支援課
(再掲)子どもの健全育成事業	子どもの自主性や創造性を培い、健やかな成長を促すとともに、子育てに悩む保護者の支援や保護者間の交流を図る。	育成課
かつしか子ども応援事業 【新規】	家庭の経済状況や養育環境など様々な事情を有する子どもが、夢や希望を持って、健やかに成長し、様々な困難を有しても社会的に自立できるように、子どもとの関係づくりを行ながら、家庭や学校以外で安心して子どもが過ごすことができる場を提供する。また、保護者の子育ての悩みや不安に応じる養育支援や日常生活の中から興味や関心を引き出し、学習等の意欲を喚起する支援を行うとともに、高校生世代の中途退学未然防止のための支援や中学卒業後進路未決定者や高校中退者の学び直し、就学支援などを行う。 ※かつしか子ども応援事業の一部には、子どもの健全育成事業の機能も含まれる。	子ども応援課
かつしかっ子学習スタイル	教室への取組内容の掲示と葛飾スタンダード意識調査、担任等からの指導により、授業規律や家庭学習などの意識付けをする。	指導室
かつしかっ子チャレンジ	発達段階に応じた目標を設定し、着実に学力・体力の基礎・基本を身に付けさせるため、チャレンジ検定(学力・体力)により、定着度を確認し、目標に達しない児童・生徒への指導を行い、年度内の達成を目指す。	指導室
中学生職場体験事業	キャリア教育の一環として区内の中学生の職業観の育成を図るために、5日間の職場体験を実施する。	指導室
スクールカウンセラーカーの配置	不安や悩みを抱える児童・生徒や子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に関し専門的な知識や経験を持つ「スクールカウンセラー」を各学校に配置し、学校における教育相談体制づくりの確立やいじめ・不登校等、児童・生徒の問題行動等の解決にあたる。	学校教育支援担当課
スクールソーシャルワーカーの派遣	総合教育センターに配置した社会福祉士が、学校からの相談事象に応じて各学校を訪問するとともに、児童・生徒が置かれた様々な環境に起因する問題について、家庭への働きかけや関係機関との調整により解決に向けた支援を行う。	学校教育支援担当課

名称	内容	所管課
課外活動指導員	中学校の部活動指導にあたる教員の減少や異動による部活動の休部又は廃部を防ぐため、学校と連携を図りながら地域顧問指導者又は地域技術指導者を配置し、部活動の円滑な運営を支援する。	地域教育課
学校支援ボランティア	中学校卒業以上の方を対象に学校支援ボランティア、大学生などを対象に学生ボランティアを各区立幼稚園、小・中学校の要請に応じ派遣し、学校教育の充実を図る。活動は無償だが、学生ボランティアに対しては、謝礼として図書カードを支給する。	地域教育課
ジュニア・リーダー講習会	子ども会活動における少年リーダー(ジュニア・リーダー)の育成を目的とした葛飾区子ども会育成会連合会と教育委員会との共催事業である。ジュニア・リーダーとして必要な知識や技術を習得し、様々な年齢の子どもや指導者と交流することを通じて、豊かな人格形成を図る。	地域教育課
かつしか少年キャンプ	葛飾区子ども会育成会連合会と教育委員会との共催事業で、小学校4~6年生の子ども会員に野外活動体験の機会を提供するとともに、子ども会のリーダー養成を図り、子ども会活動の活性化に寄与することを目的として実施している。	地域教育課
少年の主張大会	児童・生徒が、家族や学校、社会のできごとを通して、日々考えていることや感じていることを、自分の言葉で表現し発表する場として、昭和60(1985)年度から毎年開催している。大会は、小学生の部と中学生の部の二部に分かれており、青少年育成地区委員会と教育委員会の共催事業として実施している。	地域教育課
学校連携事業	子どもに夢と希望を与えるスポーツの楽しさを実感させるため、かつしか地域スポーツクラブと学校が連携し、小学校体育授業やクラブ活動へトップアスリート等の専門指導員を講師としたスポーツ教室を実施する。	生涯スポーツ課
区民健康体力テスト測定会	年間、区内7カ所で、握力、反復横跳び、上体おこし等、6歳~19歳までは8種目、成人は7種目実施して、体力テスト判定員より体力状況に応じたアドバイスを行う。	生涯スポーツ課
ジュニアエンジョイスポーツ	子どもが気軽に参加できるスポーツ大会を年間11種目19大会開催する。また、各種目の総合開会式を開催して健闘を誓うとともに、開会式終了後には各種目的一流選手を講師としたスポーツ教室を開催する。	生涯スポーツ課
ジュニアスキー教室	新潟県津南スキーリゾートにて2泊3日、基礎スキーの講座を開催するとともに、最終日には日本スキー連盟公認バッチテストを開催する。	生涯スポーツ課
かつしかっ子ブック事業	児童・生徒が読書に親しむ機会を積極的に支援し、子どもたちの健やかな成長を応援するため、学校教育のスタート地点に立つ小学1年生、思春期を迎える身体的にも心理的にも大きく変化する中学1年生が、教育委員会が薦める図書リストの中から1冊を選び、教育長メッセージを添えて配付する。	中央図書館

施策③ 社会への参画の支援をします

名称	内容	所管課
20歳代・30歳代健康診査	疾病の早期発見、早期治療を図るとともに、正しい健康習慣を確立し、生活習慣病を未然に防止する健康づくりを推進するため、区内在住の20歳以上39歳以下の者を対象(個別申込)に毎年度9月～10月に健康診査を実施する。	健康づくり課
雇用・就業マッチング支援事業	区民のキャリアアップと就労を支援するため、専門職員が、区内及び近隣の企業を訪問し、求人情報の収集や人材確保の相談を行い、収集した求人情報などを区民に紹介し、就労を支援する。また、求職者に個別カウンセリングや適職診断等を実施し、適切な職業の紹介を行う。	産業経済課
雇用・就労促進事業	就職支援セミナーや合同就職面接会を開催することにより、若者等の求職者の就職促進を図る。また、若者的人材確保と定着を図るため、事業主に対し奨励金を支給する。	産業経済課
消費者教育事業	消費者教育を図り、自立した消費者になるための基礎的・基本的な知識・態度を育成する。そのため大学に講師を派遣するほか、早期教育のために小中学校等にも講師を派遣し、出前講座を実施することで消費者教育を推進する。	産業経済課
中小企業・若者マッチング事業	若者と区内中小企業とのマッチングを図り、区内中小企業の人材確保と定着を支援するため、区内高等学校と区内産業団体との対策連絡会や学校訪問型相談会(模擬面接)、若者・企業交流イベント(ジョブミーティング)及び企業訪問(オープンカンパニー)を実施する。	産業経済課
生活困窮者就労準備支援事業	直ちに就労することが困難な者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援を行う。	福祉管理課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の相談に広く対応し、相談者の状況や課題に応じた関係機関を案内するとともに、個別の支援計画を作成し、就労支援を始め包括的かつ継続的な支援を行う。	福祉管理課
障害者就労支援事業	障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるようにするために、身近な地域において総合的な事業を実施し、もって障害者の自立と社会参加を一層促進する。	障害福祉課
葛飾区被保護者自立促進事業(次世代育成支援プログラム)【大学等受験料の支給】	【大学等受験料】 子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、大学等への進学を目指す生活保護受給世帯の高校生が、卒業時に大学等の入学試験を受けた場合の受験料を支給する。(生活保護受給者のみ該当・上限額あり)	西生活課 東生活課
葛飾区被保護者自立促進事業(次世代育成支援プログラム)【若者社会参加支援交通費・登録料・利用料の支給】	【若者社会参加支援】 子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、ひきこもりなど社会参加意欲に乏しい生活保護受給世帯の若年層の被保護者が、社会参加支援を受けた場合、必要な交通費・登録料・利用料を支給する。(生活保護受給者のみ該当・上限額あり)	西生活課 東生活課

名称	内容	所管課
かつしかふれあい RUNフェスタ	葛飾区内の高等学校や大学に声掛けを行い、給水所、参加賞配布、荷物預かり、記録証配布等、総勢600人のボランティア体制でランニングイベントを開催する。	生涯スポーツ課

基本方針2 様々な困難を有する子ども・若者および家族を支援します

施策① 学校生活に関わる課題への支援をします

名称	内容	所管課
いじめ防止対策の推進	<p>いじめ防止対策推進法並びに区及び各学校が策定している「いじめ防止基本方針」の理解促進を図り、区と学校は地域や家庭と連携しながら、いじめの未然防止、早期発見、適切な対処のための対策に取り組む。</p> <p>いじめの防止等に向けた基本理念や区、学校、保護者、区民等の責務を明確にし、区、学校、地域が連携・協力していじめの防止等のための対策に取組んでいくため、(仮称)葛飾区いじめ防止対策推進条例を制定し、周知徹底を図る。</p>	学校教育支援担当課
学校支援指導員派遣事業	生活指導上課題のある学校に対し、児童・生徒の問題行動を抑制し、健全育成を推進するために、学校支援指導員を派遣する。	学校教育支援担当課
学校支援総合対策事業(不登校対策プロジェクト)	<p>【訪問型学校復帰支援】 総合教育センターに配置されている教員経験者と心理専門員が、各学期に1回以上各学校を訪問し、不登校やその傾向にある児童・生徒の状況把握を行い、個々の状況に応じた支援策を学校と協議して講ずることにより、早期の学校復帰を目指す。</p> <p>【適応指導教室の運営】 心理的な要因等により、登校できない状態にある児童・生徒に対して、自発的な学習や体験的な学習の場を提供するとともに、心理専門員による相談等を行い、学校復帰に向けた支援を行う。</p> <p>【校内適応教室の設置】 登校はできるものの、教室に入ることができない児童・生徒の学級復帰を支援するため、不登校の児童・生徒が多い学校に、支援員を配置した校内適応教室を設置する。</p>	学校教育支援担当課
学校支援総合対策事業(日本語指導の充実)	<p>【日本語ステップアップ教室の運営】 来日直後等で、日常の学校生活で使う日本語や生活習慣についての指導が必要な児童・生徒に対して日本語の初期指導を行う「にほんごステップアップ教室」を運営する。</p> <p>【日本語学級の運営】 東京都の「公立小学校・中学校・義務教育学校日本語学級設置要綱」に基づいた日本語学級を運営します。また、適切にニーズ把握を行い、必要に応じて新規設置を行う。</p> <p>【日本語通訳の派遣】 日本語の理解が十分でない児童・生徒及びその保護者と教職員との間の意思疎通を支援するため、日本語通訳を派遣する。</p>	学校教育支援担当課
教育相談	保護者や子どもとの面接相談や電話相談を通じて、それぞれの抱えている成長過程の教育上の多様な悩みや問題を聴取し、話し合い、専門的な立場からサポートして、悩みごとの軽減・終了(解決)を図る。	学校教育支援担当課

名称	内容	所管課
サポートチーム指導員派遣事業	いじめ、暴力行為、少年非行などの問題行動を起こす児童生徒に着目して、学校、教育委員会、警察、児童相談所、保護司、民生委員・児童委員、地域ボランティア等関係機関の実務担当者等によって組織を機動的に編成し、主に該当児童生徒に関する情報交換、事例分析、処遇の検討、学習指導・生徒指導、教育相談等の支援、保護者及び学校への援助また、実情に応じて、問題行動等により被害を受けた児童・生徒への支援を行う。	学校教育支援担当課

施策② 障害等に関わる課題への支援をします

名称	内容	所管課
(再掲)障害者就労支援事業	障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるようにするため、身近な地域において総合的な事業を実施し、もって障害者の自立と社会参加を一層促進する。	障害福祉課
障害児通所支援	発達が心配される児童一人ひとりに、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の習得など集団生活への適応のための訓練を行う。	障害福祉課 障害者施設課
医療的ケア児への支援の促進	在宅で痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な児童が、適切な支援を受けることができるよう、関係機関による協議の場を設け、連携を図る。	障害福祉課 障害者施設課 地域保健課 保健予防課 保健センター 保育課 子ども家庭支援課 学校教育支援担当課
子ども発達センター事業	障害のある又は障害があると思われる満1歳6ヶ月から小学校に入るまでの乳幼児が、様々な形態の事業に分かれて通所している。	障害者施設課
発達相談事業	子どもの発達などに悩む保護者に対する相談体制を充実させ、発達支援専門員(心理職・言語聴覚士)により助言を行う。	子ども家庭支援課
学校支援総合対策事業(発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実事業)	【特別支援教室の充実】 発達上の課題を抱えた児童・生徒に対する巡回指導を全小・中学校で実施する。また、巡回指導教員、特別支援教室専門員、特別支援教育コーディネーター、学校管理職を対象とした研修の充実等により、専門性の向上を図り、実施体制を強化する。 【自閉症・情緒障害特別支援学級の設置】 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である児童・生徒や、主として心理的な要因による選択性かん默等があるので、社会生活への適応が困難である児童・生徒を対象とした固定式の特別支援学級を設置する。	学校教育支援担当課

名称	内容	所管課
就学相談	障害のある又は障害があると思われる子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々に応じた教育内容と方法に基づく適切な就学相談を実施する。	学校教育支援担当課
特別支援教育推進事業	小・中学校や公立幼稚園に対して、特別支援教育巡回指導員や心理専門員、教員経験者等からなる専門家チームを派遣することにより、特別支援教育を推進するための指導や助言を行う。	学校教育支援担当課

施策③ 自立・社会参画に関わる課題への支援をします

名称	内容	所管課
(再掲)生活困窮者就労準備支援事業	直ちに就労することが困難な者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援を行う。	福祉管理課
(再掲)生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の相談に広く対応し、相談者の状況や課題に応じた関係機関を案内するとともに、個別の支援計画を作成し、就労支援を始め包括的かつ継続的な支援を行う。	福祉管理課
精神保健相談	うつ病、統合失調症、双極性障害、アルコール・薬物・インターネット等の依存症など、広範囲にわたる精神保健や精神障害に関する相談をし、悩みや不安を解消する。医師や保健師による相談を実施する。	保健予防課 保健センター
(再掲)かつしか子ども応援事業【新規】	家庭の経済状況や養育環境など様々な事情を有する子どもが、夢や希望を持って、健やかに成長し、様々な困難を有しても社会的に自立できるように、子どもとの関係づくりを行ながら、家庭や学校以外で安心して子どもが過ごすことができる場を提供する。また、保護者の子育ての悩みや不安に応じる養育支援や日常生活の中から興味や関心を引き出し、学習等の意欲を喚起する支援を行うとともに、高校生世代の中途退学未然防止のための支援や中学卒業後進路未決定者や高校中退者の学び直し、就学支援などを行う。	子ども応援課
若者支援体制の整備【新規】	長期にわたり就学・就労等の社会参加ができずにひきこもり状態等にある若者や、人間関係・仕事・孤独・将来への不安など、様々な悩みを持つ若者を支援するため、相談窓口を設置する。本人又はその家族等からの相談を受け、関係機関と連携して適切な支援を行う。	子ども応援課
若者の社会参加支援事業委託	社会参加に困難さを感じている若者が気軽に相談できる体制を整備し、社会参加に向けた準備活動を通して就労に向けた取り組みを支援する。	地域教育課

施策④ 非行・犯罪に関する課題への支援をします

名称	内容	所管課
薬物乱用防止啓発	イベントや区立小中学校での薬物乱用防止教室等を通じ、薬物の恐ろしさや危険性などについて、区民への周知活動を行う。	地域保健課
(再掲)サポートチーム指導員派遣事業	いじめ、暴力行為、少年非行などの問題行動を起こす児童生徒に着目して、学校、教育委員会、警察、児童相談所、保護司、民生委員・児童委員、地域ボランティア等関係機関の実務担当者等によって組織を機動的に編成し、主に該当児童生徒に関する情報交換、事例分析、処遇の検討、学習指導・生徒指導、教育相談等の支援、保護者及び学校への援助また、実情に応じて、問題行動等により被害を受けた児童・生徒への支援を行う。	学校教育支援担当課
社会を明るくする運動	「犯罪や非行のない明るい社会を築く」ことを目指し、法務省が主唱する全国的な運動。強調月間には、保護司会と協働し、駅頭における広報活動として啓発物品を配布するとともに、広く区民の理解を得るために「かつしか区民の集い」を実施する。	地域教育課

施策⑤ ひとり親家庭に関する課題への支援をします

名称	内容	所管課
児童育成手当	ひとり親家庭等に児童育成手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。	子育て支援課
児童扶養手当	ひとり親家庭等に児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。	子育て支援課
私立母子生活支援施設措置	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子であって、その監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認める場合に母子保護を実施し、安定した生活が送れる住まいを提供する。	子育て支援課
母子及び父子福祉資金貸付	ひとり親家庭の方が経済的に自立し、安定した生活を送れるよう貸付けを行う。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することで、保健の向上とともに福祉の増進を図る。(住民税非課税世帯は、健康保険が適用される医療費の自己負担分を助成する。)	子育て支援課
ひとり親家庭自立支援(給付金)	就職に有利な資格取得を支援することにより、ひとり親家庭の自立の促進を図る。	子育て支援課
ひとり親家庭自立支援(就労相談)	就労に関する支援を行うことにより、ひとり親家庭の母又は父が経済的に自立し、安定した生活を送れるようにする。	子育て支援課
ひとり親家庭相談	問題や悩みを抱えるひとり親家庭の方が子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など、様々な支援・助言により、子どもが健やかに育ち、生活が安定・向上し、地域で安心して生活できるようにする。	子育て支援課
母子及び父子福祉応急小口資金貸付	ひとり親家庭の方で、現に児童を扶養している方を対象に、応急に必要とする資金を貸付けることにより生活の安定と生活意欲の増進を図る。	子育て支援課

施策⑥ 心身の安定・安心に関わる課題への支援をします

名称	内容	所管課
健康総合相談 「健康ホットライン かつしか」	健康に関するあらゆる相談を電話で受け付け、医師や看護師、臨床心理士などの専門職が必要な助言を行い、不安や疑問を解消する。また、相談内容によっては、保健センターの保健師が必要に応じて訪問し、支援を行う。	地域保健課
自殺対策事業	自殺予防について、正しい知識を普及するために、講演会の実施やリーフレットの作成・配布等による啓発を行う。また、自殺の危険がある人に気付き、話を丁寧に聴いて必要な相談窓口に確実につなぐことができる人材を育成するため、職員等を対象にゲートキーパー研修を実施する。	保健予防課
児童相談体制の強化 【新規】	児童虐待や養育困難を始めとした子どもと家庭の問題に対して、子ども総合センターが中核となって関係機関とのネットワークを更に深化させ、適切な子育てサービスを、課題を抱える親子に対してより円滑に提供する体制を構築する。 また、平成35(2023)年を目標として児童相談所設置を図り、児童相談体制の強化を目指す。児童相談所設置後は、子どもの安全を守るために一時保護、法的対応等の介入的対応、保護者に代わって子どもの養育をする社会的養護まで、区が一貫して対応するために体制の強化をしていく。	子ども家庭支援課

基本方針3 生まれ育つ家庭の事情に左右されない子どもの育ちを支援します

施策① 子どもの育ち・学びへの支援をします

名称	内容	所管課
(再掲)学習支援事業	基礎学力の定着に課題のある中学生を対象に、高校進学や将来の進路選択の幅を広げ、将来、経済的に自立した生活を送れるようにすることを目的として、区立中学校において、「基礎学力定着講座」を実施する。	福祉管理課 指導室
(再掲)葛飾区被保護者自立促進事業(次世代育成支援プログラム)【学習環境整備支援費の支給】	【学習環境整備支援費】 子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、生活保護受給世帯の小学4年生から高校3年生が、学習塾等への通塾や通信講座の受講等を希望する場合、必要な経費を支給する。(生活保護受給者のみ該当・上限額あり)	西生活課 東生活課
(再掲)葛飾区被保護者自立促進事業(次世代育成支援プログラム)【学習・相談ボランティア派遣費用の支給】	【学習・相談ボランティア】 子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、生活保護受給世帯の小学4年生から中学3年生が、学習・相談ボランティアの派遣を希望する場合、必要な経費を支給する。(生活保護受給者のみ該当・上限額あり)	西生活課 東生活課
(再掲)葛飾区被保護者自立促進事業(次世代育成支援プログラム)【大学等受験料の支給】	【大学等受験料】 子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、大学等への進学を目指す生活保護受給世帯の高校生が、卒業時に大学等の入学試験を受けた場合の受験料を支給する。(生活保護受給者のみ該当・上限額あり)	西生活課 東生活課
葛飾区奨学資金貸付事業	高等学校、高等専門学校等に入学又は在学する生徒に対して、修学のために必要な学資金を貸し付け、社会に貢献しうる人材を育成することを目指す。	教育総務課
葛飾区私立高等学校・大学等入学資金融資あっせん	私立の高等学校・高等専門学校・大学・短期大学等に入学する生徒を持つ保護者等で、入学に際して必要な資金の調達が困難な者に対して、その資金の融資をあっせんすることで、教育の機会均等に寄与することを目指す。	教育総務課
就学援助	学校教育法第19条に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。	学務課

施策② 子どもが育つ家庭への支援をします

名称	内容	所管課
家計改善支援事業	家計に問題を抱える者の相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出したうえで、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生される支援を行う。	福祉管理課
(再掲)生活困窮者就労準備支援事業	直ちに就労することが困難な者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援を行う。	福祉管理課

名称	内容	所管課
(再掲)生活困窮者 自立相談支援事業	生活困窮者の相談に広く対応し、相談者の状況や課題に応じた関係機関を案内するとともに、個別の支援計画を作成し、就労支援を始め包括的かつ継続的な支援を行う。	福祉管理課
児童手当	児童手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。	子育て支援課
(再掲)私立母子生 活支援施設措置	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子であつて、その監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認める場合に母子保護を実施し、安定した生活が送れる住まいを提供する。	子育て支援課
(再掲)母子及び父 子福祉資金貸付	ひとり親家庭の方が経済的に自立し、安定した生活を送れるよう貸付けを行う。	子育て支援課
(再掲)ひとり親家 庭自立支援(給付 金)	就職に有利な資格取得を支援することにより、ひとり親家庭の自立の促進を図る。	子育て支援課
(再掲)ひとり親家 庭自立支援(就労 相談)	就労に関する支援を行うことにより、ひとり親家庭の母又は父が経済的に自立し、安定した生活を送れるようにする。	子育て支援課
(再掲)ひとり親家 庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することで、保健の向上とともに福祉の増進を図る。(住民税非課税世帯は、健康保険が適用される医療費の自己負担分を助成する。)	子育て支援課
(再掲)ひとり親家 庭相談	問題や悩みを抱えるひとり親家庭の方が子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など、様々な支援・助言により、子どもが健やかに育ち、生活が安定・向上し、地域で安心して生活できるようにする。	子育て支援課
(再掲)母子及び父 子福祉応急小口資 金貸付	ひとり親家庭の方で、現に児童を扶養している方を対象に、応急に必要とする資金を貸付けることにより生活の安定と生活意欲の増進を図る。	子育て支援課

基本方針4 地域全体で支える環境を整えます

施策① 地域全体で支える環境を整えます

名称	内容	所管課
(再掲)子育て支援ボランティア派遣事業費助成	児童虐待の予防の方策のひとつとして、社会福祉法人が実施する事業に補助をするもの。事業内容は、未就学児がいる家庭に研修を受けたボランティアが定期的に訪問し、親の話を傾聴しながら子育てを支援する。ボランティアの育成も併せて行う。	子ども家庭支援課
葛飾区子ども・若者支援地域協議会	子ども・若者育成支援推進法第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため協議会を設置し、子ども・若者に対する支援に関する情報交換及び連絡調整や連携及び協力体制の整備を行う。	子ども応援課
子ども・若者活動団体支援【新規】	社会生活を営む上で、様々な困難や事情を有する葛飾区内の子ども・若者(おおむね39歳まで)を対象に支援を行う地域活動団体に対し、活動の立上げに係る経費や運営経費の一部を補助し、活動を支援するとともに、地域活動団体との連携を深め、子ども・若者の自立や健やかな育成を図る。	子ども応援課
公園の安全点検	日常の公園巡回点検のほか、自主管理団体・所轄警察署・地域町会・学校等との連携を図り、事故や犯罪から未然に子どもたちを守る取組を行う。	公園課
(再掲)課外活動指導員	中学校の部活動指導にあたる教員の減少や異動による部活動の休部又は廃部を防ぐため、学校と連携を図りながら地域顧問指導者又は地域技術指導者を配置し、部活動の円滑な運営を支援する。	地域教育課
(再掲)学校支援ボランティア	中学校卒業以上の方を対象に学校支援ボランティア、大学生などを対象に学生ボランティアを各区立幼稚園、小・中学校の要請に応じ派遣し、学校教育の充実を図る。活動は無償だが、学生ボランティアに対しては、謝礼として図書カードを支給する。	地域教育課
(再掲)ジュニア・リーダー講習会	子ども会活動における少年リーダー(ジュニア・リーダー)の育成を目的とした葛飾区子ども会育成会連合会と教育委員会との共催事業である。ジュニア・リーダーとして必要な知識や技術を習得し、様々な年齢の子どもや指導者と交流することを通じて、豊かな人格形成を図る。	地域教育課
子ども会育成会活動支援	区と子ども会育成会連合会との共催事業である「ジュニア・リーダー講習会」、「子どもまつり」、「かつしか少年キャンプ」等の開催や子ども会活動に関する相談や情報の提供等により子ども会活動を支援し、青少年の健全育成を図る。	地域教育課
青少年委員活動支援	青少年委員の活動が効果的に行われるよう、毎月1回の定例会(研修会)や委員会内部に設置した8つのブロック会と5つの専門部の委員活動を支援し、青少年の健全育成を図る。	地域教育課

名称	内容	所管課
青少年育成地区委員会支援	青少年育成地区委員会の運営及び地区組織活動を推進するため、地区委員会に対して補助金を交付する。また、地区委員研修会、「少年の主張大会」、「かつしか郷土かるた全区競技大会」、地区ロードレース大会や、他団体と協働して実施している「子どもを犯罪から守るまちづくり活動」などの地区委員会活動を支援し、青少年の健全育成を図る。	地域教育課
子ども・若者応援ネットワーク連携講座	区民団体「かつしか子ども・若者応援ネットワーク」と連携し、学習の機会をつくり、区民へ周知することで不登校・ひきこもりへの関心を広げること、講座を開催する過程で関係者同士の関係をつなげる場をつくること、広報を通して学習機会等の情報を発信し、孤立している家庭等への支援の入口をつくることを目的とする。	生涯学習課

葛飾区子ども・若者計画

平成31年3月発行

子育て支援部子ども応援課

住所 〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1

電話 03-5654-8578

<http://www.city.katsushika.lg.jp/>

本計画は、目の不自由な方など向けに音声版(デイジー版)CD を用意します。(平成 31(2019)年8月予定)

詳しくは、子育て支援部子ども応援課へお問い合わせください。

この冊子は、印刷用の紙ヘリサイクルできます。

